

官

報

號外

大正四年六月十日

木曜日

印

刷

局

○ 第三十六回 帝國議會衆議院議事速記錄第十五號

大正四年六月九日(水曜日)午前十時三十七分開議

議事日程

第十四號 大正四年六月九日

午前十時開議

第一 無線電信法案(政府提出費)

第二 無盡業法案(族院回付)

(明治四十五年)

大正元年度歲入歲出總決算並各特別會計歲入歲出決

第三 算

第四 鹽專賣法中改正法律案(守屋此助君)

(外一名提出)

第五 衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本昌君外二名提出)

(岡崎久次郎君)

第六 和氣神社昇格ニ關スル建議案(坂本金彌君外)

(伊藤義平君)

第七 蠶絲業救濟ニ關スル建議案(齋藤宇一郎君)

(外一名提出)

第八 蠶絲業向上發展ノ調査機關設立ニ關スル建議案(岡崎久次郎君)

(外一名提出)

第九 農工業者救濟ニ關スル建議案(石本鑑外一名提出)

(太郎君)

第十 南滿洲ニ於ケル特殊金融機關設立ニ關スル建議案(石本鑑外一名提出)

(太郎君)

第十一 蠶絲業救濟ニ關スル建議案(齋藤宇一郎君)

(外九名提出)

第十二 米價調節ニ關スル建議案(小西和君外)

(外十一名提出)

第十三 地租輕減ニ關スル建議案(林毅隆君外)

(三名提出)

第十四 殖民省設置ニ關スル建議案(櫻井兵五郎君)

(外二名提出)

第十五 出征軍人家族廢兵戰病死者遺族救護ニ關スル

(津原武君外)

(三名提出)

第十六 地方裁判所支部ノ權限復舊ニ關スル建議案

(委員長報告)

第十七 區裁判所復舊ニ關スル建議案(樋口秀雄君)

(外二名提出)

第十八 航空事業國庫補助ニ關スル建議案(兒玉亮太郎君)

(外三名提出)

(委員長報告)

第十九 教育費國庫支辨ニ關スル建議案(鳴山一郎君)

(外一名提出)

第二十 米價調節ノ調査機關設立ニ關スル建議案(珠山君外)

(六名提出)

第二十一 航空學講座設置ニ關スル建議案(田川大吉)

(郎君提出)

第二十二 支那内地佛教布教權ニ關スル建議案(井手三)

(郎君外)

(委員長報告)

第二十三 理化學研究所設置ニ關スル建議案(加藤彰廉)

(君外三名)

(委員長報告)

第二十四 正二十六

(特別報告第十二號)

山林伐採所得稅率改

(委員長報告)

第二十五 正二十六

(特別報告第十三號)

水害地地價輕減ノ請

(委員長報告)

第二十六 正二十七

(特別報告第十四號)

明治三十九年勅令第

願

(特別報告第十五號)

日露戰役擊沈汽船損

(委員長報告)

第二十七 正二十八

(特別報告第十六號)

用鐵力ヲ追加スルノ請願

(委員長報告)

第二十八 正二十九

(特別報告第十七號)

社格昇進ニ關スル請

(委員長報告)

第二十九 正三十

(特別報告第十八號)

千曲川治水工事ニ關

(委員長報告)

第三十 正三十一

(特別報告第十九號)

利根渡良瀨兩川改修

(委員長報告)

第三十一 正三十二

(特別報告第二十號)

小坂鑛山鑛毒ニ關スル

(委員長報告)

第三十二 正三十三

(特別報告第二十一號)

三ヶ木村ニ無集配郵

(委員長報告)

第三十三 正三十四

(特別報告第二十二號)

便局設置ノ請願

(委員長報告)

第三十四 正三十五

(特別報告第二十三號)

元新潟地方裁判所長

(委員長報告)

第三十五 正三十六

(特別報告第二十四號)

岡支部復活ノ請願外九件

(委員長報告)

第三十六 正三十七

(特別報告第二十五號)

松支部復活ノ請願

(委員長報告)

第三十七 正三十六

(特別報告第二十六號)

稻垣村ニ登記所設置

(委員長報告)

第三十八 正三十七

(特別報告第二十七號)

借地權救濟ノ請願

(委員長報告)

- 第三十八 (特別報告第四十三號) 裁判所代書業者ニ關 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第四十四號) 私立學校令第五條改正 (請願)
- 第四十 (特別報告第四十五號) 上越鐵道速成ニ關ス (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第四十六號) 山陰鐵道濱田線津和野線速成ノ請願 (請願)
- 第四十二 (特別報告第四十七號) 北海道留萌增毛間鐵道速成ニ關スル (請願)
- 第四十三 (特別報告第四十八號) 天鹽線速成ニ關スル (請願)
- 第四十四 (特別報告第四十九號) 米價調節並農業倉庫設置 (請願)
- 第四十五 (特別報告第五十號) 在外邦人ノ戸籍ニ關スル (請願)
- 第四十六 (特別報告第五十一號) 田畠地價修正ノ請願 (請願)
- 第四十七 (特別報告第五十二號) 柔道接骨術公認ノ請願 (請願)
- 第四十八 (特別報告第五十三號) 倭姫命奉祀ニ關スル (請願)
- 第四十九 (特別報告第五十四號) 柔道接骨術公認ノ請願 (請願)
- 第五十 (特別報告第五十五號) 倭姫命奉祀ニ關スル (請願)
- 第五十一 (特別報告第五十六號) 北海道會議員選舉權附與ニ關スル (請願)
- 第五十二 (特別報告第五十七號) 樺太漁業免許ニ關スル (請願)
- 第五十三 (特別報告第五十八號) 渡良瀬川水源地整理度割線上ノ請願外一件 (請願)
- 第五十四 (特別報告第五十九號) 鬼怒川ヲ第一期改修河別法制定ノ請願 (請願)
- 第五十五 (特別報告第六十號) 鮮魚賣買ニ關スル特願 (請願)
- 第五十六 (特別報告第六十一號) 帝國在郷軍人會國庫補助ノ請願 (請願)
- 第五十七 (特別報告第六十二號) 產業組合法修正ノ請願 (請願)
- 第五十八 (特別報告第六十三號) 帝國在郷軍人會國庫補助ノ請願 (請願)
- 第五十九 (特別報告第六十七號) 三田村才戶ニ無集配郵便局設置ノ請願 (請願)
- 第六十 (特別報告第六十八號) 無集配厚南郵便局ヲ (委員長報告)
- 第六十一 (特別報告第六十九號) 中村ニ無集配郵便局 (委員長報告)
- 第六十二 (特別報告第七十號) 東根町大字神町ニ無集配郵便局 (委員長報告)
- 第六十三 (特別報告第七十一號) 宇治川水電第二工事反對ノ請願 (請願)
- 第六十四 (特別報告第七十二號) 志々村ニ電信局設置 (請願)
- 第六十五 (特別報告第七十三號) 鮎河村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (請願)
- 第六十六 (特別報告第七十四號) 本山町ニ電話公設 (請願)
- 第六十七 (特別報告第八十五號) 元松江地方裁判所濱田支部復活ノ請願 (請願)
- 第六十八 (特別報告第九十六號) 野付牛村ニ登記所設置 (請願)
- 第六十九 (特別報告第九十七號) 手莊村ニ登記所設置 (請願)
- 第七十 (特別報告第九十八號) 常葉町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (請願)
- 第七十一 (特別報告第九十九號) 右部町ニ登記所設置 (請願)
- 第七十二 (特別報告第一百號) 長濱區裁判所廢止ノ請願 (請願)
- 第七十三 (特別報告第一百二號) 中央東線鐵道電車併用區間延長ニ關スル (請願)
- 第七十四 (特別報告第一百三號) 敦鶴鐵道速成ニ關スル (請願)
- 第七十五 (特別報告第一百四號) 大湊鐵道速成ノ請願 (請願)
- 第七十六 (特別報告第一百五號) 川之江西條間ノ鐵道工事速成ノ請願 (請願)
- 第七十七 (特別報告第一百六號) 中國四國鐵道連絡船寄航ノ請願 (請願)
- 第七十八 (特別報告第一百七號) 廣江鐵道速成ノ請願 (請願)
- 第七十九 (特別報告第一百八號) 山陰線速成ノ請願 (請願)
- 第八十 (特別報告第一百九號) 益田下ノ關間鐵道敷設 (請願)
- 第八十一 (特別報告第一百十號) 阿武隈川ヲ河川法第一期ニ編入ノ請願 (請願)
- 第八十二 (特別報告第一百十一號) 加古川河川改修ノ請願 (請願)
- 第八十三 (特別報告第一百十二號) 農業倉庫法制定ノ請願 (請願)

第八十四 (特別報告第百十四號) 川地村上川立ニ郵便 (委員長報告)

局設置ノ請願

第八十五 (特別報告第百十五號) 電信受付事務取扱無 (委員長報告)

集配ニ至郵便局設置ノ請願

第八十六 (特別報告第百十六號) 室生村山粕郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願

(委員長報告)

第八十七 (特別報告第百二十四號) 阿讚連絡鐵道速成 (委員長報告)

ノ請願

○議長(島田三郎君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ
無盡業法案(政府提出)

一政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

對支對米外交ニ關スル件(加藤外務大臣)
非募債計畫ノ前途ニ關スル件(若槻大藏大臣)

大正四年六月八日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議員島田三郎殿
衆議院議員清水市太郎君提出對支對米外交ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差

進候

衆議院議員清水市太郎君提出對支對米外交ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
(別紙)

對支外交ニ關スル質問ニ對スル答辯書

書

(一) 質問第一項ノ趣旨ニ付テハ政府ノ所見ハ全然之ニ反ス新條約ノ結果從來
久シ日支兩國間ニ蟠り兩國國交ノ親善ヲ妨クルノ虞アリタル諸懸案ノ重要ナ
ルモノ茲ニ一掃セラレ今後日支兩國ハ益其ノ親善ノ度ヲ増進スヘキハ政府ノ信シ
テ疑ハサル所ナリ

(二) 質問第二項ノ趣旨ハ最近支那國二三ノ地方ニ起レル所謂排日的運動ヲ
指シテ云フモノナルヘシト思考スル處右ハ支那國民ノ一部カ我對支交渉ノ真意ヲ
了解セサルニ職由スルモノナルヘキニヨリ帝國政府ニ於テハ支那中央竝地方當局
ニ對シ右等運動ニ付屬重取締ヲ加ヘ人心鎮撫シ努ムルト共ニ一般國民ヲシテ善
ク日支交渉ノ真相ヲ了得セシメ其ノ誤解ヲ釋クヘキ様再ニ警告ヲ與ヘタリ今後モ
尙情勢ニ應シ隨時機宜ノ措置ニ出ツルヲ怠ラサルヘシ

對米外交ニ關スル質問ニ對スル答辯書

質問第一項及第二項ノ趣旨ニ對シ我臣民ノ北米合衆國移住問題ニ關シテハ去
ル明治四十年中日米兩國政府間ニ協商ヲ遂ケタル以來特ニ懸案ナルモノ存在セ
ス加州土地法ニ關シテハ客年六月中加州問題ニ關スル日米交渉頃末ヲ公表シ
タル後政府ハ更ニ詳細ノ理由ヲ具シテ合衆國政府ニ照會シ今倚引續キ交渉中ナ
リ政府ハ機會ト問題ト性質トヲ參照シ懸案ノ交渉進捗ニ關シ常ニ必要ノ措置ヲ
採ルヲ怠ラス

右及答辯候也

大正四年六月七日
外務大臣男爵加藤高明

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議員法學博士小林丑三郎殿
衆議院議員法學博士小林丑三郎君提出非募債計畫ノ前途ニ關スル質問
別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員法學博士小林丑三郎君提出セラレタル議案左ノ如シ
二對スル答辯書
政府ハ輓近ニ於ケル帝國經濟ノ狀況ニ鑑ミ公債募集ニ依ル財政經營ヲ立ヅルコト
ヲ以テ不利益ナリト認メ當分ノ間内外市場ニ向テ新ニ公債ヲ募集セザルコト、セリ
今後國力ノ發展ニ伴ヒ必要ナル準備ニ對シテハ努メテ政費ノ膨脹ヲ抑制スルト同時
ニ鞏固ナル産業ノ發達ヲ獎勵シ國力ノ増進ト相俟ア時運ニ應スルノ方策ニ出テシコ
トヲ期ス

右及答辯候也

大正四年六月八日

大藏大臣若槻禮次郎

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
二對スル答辯書
殖民主省設置ニ關スル建議案

提出者 櫻井 兵五郎君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 河崎 助太郎君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 柏原 文太郎君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 小山 松壽君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 和知君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 降旗 元太郎君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 田中 省三君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 大山 仁
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 松 壽君
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 増山 仁
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

提出者 佐々木 仁
眞言宗豐山派管長解除並規ニ關スル質問

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經セサルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)
染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)
貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)
帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)
國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)
作業會計法中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)
國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)
貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)
帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)
貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)

貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)

國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經セサルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)
染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)
貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)
帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)
國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)
貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)
國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)

貨幣整理資金特別會計法廢止法律案(政府提出)
帝國學士院學術研究獎勵金委任經理ニ關スル法律案(政府提出)

染料醫藥品製造獎勵法案(政府提出)
貯蓄銀行條例中改正法律案(政府提出)

帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出)<br

支那内地佛教布教權ニ關スル建議案委員會
委員長 井手 三郎君 理事 龍口 了信君
航空學講座設置ニ關スル建議案委員會
委員長 大原 義剛君 理事 小林 嘉平治君

○議長(島田三郎君) 昨日ノ決議案ノ議事ニ於テ、氏名點呼中議場入口ノ閉鎖
ガ破レマシタ、其頃末ヲ報告致シマス

(書記朗讀)

報告書

今八日會議中午後五時十五分島田議長ヨリ閉鎖ノ命令アリ直チニ閉鎖ヲ終リタルモ多數ノ議員ハ西北隅ノ扉ヲ排シテ一時ニ雪崩レ出デラレ爲メニ扉ノ楔子ヲ破壊スルニ至リ終ニ命令ヲ完全ニ執行スルコト能ハザリシハ職責上恐縮ノ至ニ候右及報告候也

大正四年六月八日

議長島田三郎殿

守衛長下林貞雄

○議長(島田三郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○○齊藤珪次君 議長齊藤珪次

○○青木磐雄君 議長

○○議長(島田三郎君) 通告ガアリマスカラ青木磐雄君

○○青木磐雄君 此場合ニ於テ議場整理ノコトニ就テ一言致シタイ

○○青木磐雄君(青木磐雄君登壇)

○○議長(島田三郎君) 通告ガアリマスカラ青木磐雄君

○○青木磐雄君(島田三郎君) 青木磐雄君

○○議長(島田三郎君) 通告ガアリマスカラ青木磐雄君

○○青木磐雄君(島田三郎君) 通告ガアリマスカラ青木磐雄君

○○議長(島田三郎君) 通告ガアリマスカラ青木磐雄君

ウト思ヒマス、然ラバ再ヒ其人ヲシテ繰返セント云フコトニナスッタナラバ、洵ニ結構ニアウト私ハ考ヘル、ソレカラ今一ツノ原因トナリマスノハ、討論終結ノ動議が餘リニ早クハナイカト私ハ考ヘル(拍手起ル)通告ノ人ガ幾ラアツテモソレハ構ヒマセヌ、縱令二人デモ二人デモ其意味が終了スレバ討論終結ハ宜シイガ、餘リ早イト一種ノ又疑ヲ起スト云フコトガ、一ノ原因ニナシテ居ル、昨日ノ如キモ議場ニ於ケル有様ヲ私ハ攻撃スルノデモルモ多數ノ議員ハ西北隅ノ扉ヲ排シテ一時ニ雪崩レ出デラレ爲メニ扉ノ楔子ヲ破壊スルニ至リ終ニ命令ヲ完全ニ執行スルコト能ハザリシハ職責上恐縮ノ至ニ候

ハ非常ニ熱シテ居ル場合ニアツタ結果ニアラウト思ヒマスガ、討論終結ノ言葉が出来タモノデアリマスカラ、何カ爲ニスル所ガアツテ、早ク終結ヲサセヤウト云フヤウナ疑ヲ議場ニ持タセテ、此ノ如キ紛亂が起シタノデハアルマイカト私ハ思ヒマス、アノ議事ヲ進行セモタガ爲ニ、政府黨ノタメ不利益ニナルコトモ何モナ、又反對黨ノ爲ニ利益ニナルコトモ何モナ、イモウ少シ進ンダ所テ討論終結ノ動議ヲ出サレタラ宜カラウ(「其通り」「簡単々々」ト呼フ者アリ)簡單ニハ致シマスガ私ノ意ノ盡クルダケハ述ベマス、ソレデドウカサウ云フコトニ願ヒタ、ソレカラ又此政府ニ反対シテ居ラレル方々ハ、免ニ角少數ト云フコトハ免レヌノデアル、如何ニ三四ヲ乗ケテ十二シヤウトナスヘモナル譯テハナイカフ、モウ少シ躍起ニナラヌデ、冷靜ニ脳髄ヲ御持チナシタラ結構ト私ハ思ヒマス、隨分立派ナ御議論モアルト考ヘマスガ、免ニ角少數ノタメニ敗北ヲナサレテ居ル有様テゴザイマスノデ、幾ラ良イヤヤヲ虚心坦懲ニ物ヲ判斷スル地位ニ居リマス私ノ頭カラ割出シテ考ヘマスト云フト、總テが多少少ニ缺點ヲ有シテ議場ニ立テ居ラル、ヤウニ思ヒマスカラ、甚ダ憎マレロヲ利クヤウテアリマスカ、ドウカ御互ニ是カラ十分ニ慎重ノ態度ヲ取テ討論アラシコトヲ、私ハ議場ノタメニ切望スルノデアリマス、甚ダ時間ヲ妨ゲマシテ相濟マヌコトデアリマス

(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 齊藤珪次君

(齊藤珪次君登壇)

○議長(齊藤珪次君)

(齊藤珪次君登壇)

議長ニシテ真正ニ職責ヲ盡スモノテアレバ、私共何カ言ハシケレドモ昨日ノ實況ハ如何デゴザイマスル、前川虎造君ノ演説中、或議員ハ卓ヲ——名刺ノ棒ト申シマスルカ、名ノ書イテアル彼ノ棒ヲ叩キ、非常ニ紛亂絶叫ヲ致シテ差支ナイヤウナ狀況ニ陥シタノデアリマス、是レ而シテ前川君ノ演説終ルヤ、此人ニ私ヲ以テ發言ノ約束ヲ致シタノデアル、ノミナラズ、是ヨリ先キ床次君ガ、今回大問題タル此選舉干涉不信任案ヲ茲ニ提出サレル場合ニ於テ、其説明ヲナスニ當シテハ大體ニ止メテ、詳細ナル事實ハ同僚武藤氏ヨリ之ヲ説明論議スルト云フコトヲ茲ニ豫約的ニ申シテ居タノデアル、是ニ拘ラズ、昨日ニ於テ

島田議長ハ之ヲ願ミズニ討論(「議長ニ關係ナシト呼フ者アリ」)終結ノ動議ヲ出シタ、

○コヲ能ク御承知ヲ願フ、ツマリ前川君ノコトニ付テ加賀君が此前川君ノ演説中ニ、議

院ノ體面ヲ汚スコトガアルカラ、之ヲ懲罰ニ付ストカ、注意スルトカ云フコトノ議論ヲ出ス

ト、議長ハ之ニ向ツテ最初之ヲ會議ニ問ハント欲シテ、起立ニ詰ラウトシテ、後トテハ又

之ガ變ニテ之ヲ取次グト云フ、傳達スルト云フコトヲ申ス如キハ、一ツ毎ニ議長ノ方針ガ

變ツテ參ル、是ニ於テカ前川君ノ答辯モ其結果坂本金彌君ヨリシテ忠告的ノ發議ガアルヤ、議長ハ此忠告的ノコトヲ納得ヲ致シタノカ、獨リ自カラ此問題ハ

明瞭致シマシタト言ツテ、先キニハ議場ニ詰ラウトシ、時ニハ前川君ニ取消ヲ強請シタニ

モ拘ラズ、是ニ於テ翻然トシテ此問題ハ明瞭致シマシタト言ツテ、唯自カラ獨リテ之ヲ解

決致シテシマフ、而シテ議場ニ向テハ何等報告ヲサズ、而シテ突如トシテ荒川君ヨリ

討論終結ノ動議が出タルベ之ヲ議場ニ詰ルト、斯様ニ言ツテ居ル(拍手起ル)ソレハ諸

君常識ノ上カラ見テ何ト見エルデアラウ、ツマリ加賀君ノヲ動議ト見テ議長ハ議場ニ詰

ラウトシ、時ニハ傳達デアルト言ツテ前川君ニ取消ヲ強請シタ事柄ハ、有邪無邪ニ終ツテ

シマウ以上ハ、議事ハ以前ニ遡ツテ討論ヲナスベキガ相當殊ニ況ヤ床次君ガ大體ノ説

明ニ止ムテ、詳細ノ事實ハ同僚ヨリ説明スルト豫約的ニ申シテ居ルナラバ、從來ノ慣

例、議院ノ典故ヲ重ンズル議長デアレバ、是ハ前議ニ遡ツテ更ニ討議ヲスルノガ相當ノ順

序デアル(「ノウ／＼」拍手起ル)然ルニ加賀君ノ動議トスヘキ忠告トスヘキカ、曖昧模

稜ノ間ニ之ヲ過ぎ去タル自分ノ失敗ヲ術ハシタメニ、突如トシテ豫約的ニアリマセウ

カ、討論終結ノ如キヲ又出シタト云フコトハ、實ニ失態ノ甚ダキモノト吾ミハ思フノデ

アル(拍手起ル)殊ニ況ヤ此問題ハ内閣不信任ノ問題デアル以上ハ、是ニ對シテハ贊否

双方共十分ニ議論ヲ盡シテ、天下ノ疑フ晴ラズモノハ晴ラシ、天下ノ人ノ視聽ヲ能ク明

カニスルノガ御互ノ義務ナリト信ジテ居ルノナル、然ルニ閣僚ノ此失態ヲ蔽ハントスル

カ、與黨ノ請託ニ依ツテ之ヲ爲サントスルカ、島田議長ハ故意ニ此討論終結ヲ出シタリ

アル(拍手起ル)サレバ議會開會以來二十六年間通ジタルトコロノ政治上ノ慣例ヲ破ル

トコロノ斯様ナ議長ニ於テハ、吾ミハ信任が出來ナイ、又今日マテノ實況ニ付テ御氣ノ

毒デアルカ、本議長ハ議場ヲ整理スルノ能力無キモノト言ハナケレバナラヌ(拍手起ル)

此議場ニ向ツテ不信任ヲ決議スルノ動議ヲ提出シテ、議事日程ノ變更ヲ求メルノデゴザ

イマス

(拍手起ル)
(贊成々々「ト呼フ者アリ」)

○田川大吉郎君 議長

○議長(島田三郎君) 田川大吉郎君
○田川大吉郎君 私ハ簡単デアリマスカラ當席ヨリ提案者ニ向ツテ御相談ヲ申上ゲル
ノデアリマス、昨日ノ議場ノ紛糾ヲ極メシタル光景ニ對シテハ、提案者ト共ニ深ク痛恨致シテ居リマス、サリナガラ其經過ニ關ヘル速記録ノ交付ハ、未ダ交付ノ場合ニマテ掛取シテ居リマセヌ、僅カ一時間位ニシテ其速記録ハ交付セラル(サウデアリマス、故ニワレ等ノ速記録ヲ精讀シタル上ニ於テ、此議事ニ掛ルコトが最モ穩當ナル方法ト信ジマスルカラ、左様ナ意味ニ於テ此議事ヲモウ一時間位、速記録ノ出來上ルマテ延期セラル、コトが出來マセスカ

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○齊藤珪次君 唯今ノ御相談ニ就テ御答ヲ致シマス

○議長(島田三郎君) 齊藤珪次君
○齋藤珪次君 唯今同僚田川大吉郎君ヨリ懇篤ナル御相談デアリマシタ、洵ニ一理

アルコト、思ヒマスル、勿論吾ミハ敢テ違ハヌト信シ、又青木磐雄君ノ如キハ無所屬ノ方ニシテ、此發議ヲ前ニ爲サル、位ノコトニアリマスカラ、吾ミハ遺算ナキヲ信シマスルガ、田川君ノ懇篤ナル御相談ハ之ニ應ジテ暫時猶豫スルコトニ致シマス

○小林勝民君 本員ハ緊急動議ガアリマス

○議長(島田三郎君) 小林勝民君
(小林勝民君登壇)

(拍手起ル)

○小林勝民君 本員ハ茲ニ甚ダ悲ムベキ緊急動議ヲ提出スルコトヲ遺憾トスルモノニアリマス、併ナガラ不肖苟モ此議員ノ席末ヲ瀆ス上カラニ於テ、昨日ノ如キ此議院ノ神聖ヲ瀆シテ、現ニレラ天下公衆ノ目前ニ暴露サセツ、此場合ニ於キマシテ之ヲ等閑ニ付スルト云フコトハ、此議院ノ面目ヲ維持スル上ニ於テ、ドウシテモ是ハ已ムベカラザル

コト、考ヘマスルノデ、此處ニ涙ヲ呑ンデ已ムヲ得ズ此緊急動議ヲ提出スル次第ニアリマス(拍手起ル)謹聽々々「ト呼フ者アリ」昨八日決議案ノ議事中ニ、議員齊藤珪次君ハ

濫ニ議長席ニ迫ラレテ、議長ニ向ツテ暴言ヲ放テ卓ヲ打チ、卓上ニ提供シテアリマスル議案類ヲ散亂セシメタノデアリマシテ、是ハ明ニ吾ミノ目撃シテ居ルコトデ、此事實ハ

議場ノ秩序ヲ紊亂シタル行爲ナリト認メマス(拍手起ル)「ノウ／＼」ト呼フ者アリ即チ一面ニ於テ議長ヲ侮辱シタルモノニアリマス、ソレ故ニ議院法第九十五條ニ依ツテ同君ヲ

懲罰委員ニ付スルノ緊急動議ヲ提出致シマス(拍手起ル)尙モウーツ、ヤハリ昨八日ノ

決議案ノ議事中、議員藏内治郎作君ガ、議長ノ命ニ依ツテ閉鎖シタル議場ノ入口ノ戸ヲ、暴力ヲ以テ之ヲ押明ケ、尙之ヲ防衛セントスル「ノウ／＼」ト呼フ者アリ(議場騒然)

防衛セントスル守備ヲ靴テ蹴ッタ「ノウ／＼」ト呼フ者アリノウ／＼ト言ハレテモ現ニ明ニ目撃シタ方カラ報告ガアリマス、サウシテ此議院ノ面目ヲ瀆シタル専作ラレタト云フコトハ(ノウ／＼)ト呼

フ者アリ)是ハ甚ダ此議場ノ秩序ヲ紊乱シタル専作ラレタト云フコトモノニアリマスカラシテ、已ムヲ得ズ

院法ノ第九十五條ニ依リマシテ、ヤハリ同君ヲ懲罰委員ニ付スルト云フ緊急動議ヲ提出致シマス(拍手起ル)

(「贊成々々」ノウ／＼「ト呼フ者アリ」)

○田川大吉郎君 議長

○議長(島田三郎君) 田川大吉郎君
○田川大吉郎君 唯今ノ小林君ノ動議ハ明白ニ聽取カネマシタガ、唯今ノハ議事日程ヲ變更スル要求ノ動議デアリマスカ、既ニ議事日程ヲ變更セラレタ場合ノ緊急動議デアリマスカ(「ヒヤノ」ト呼フ者アリ)私ハ若モ前段ノ如キ意味デアツラバ異論ハアリマセスガ、後段ノ如キ意味デアリマシタラバ、發案者自ラガ訂正セラレンコトヲ希望致シマス

○小林勝民君 議事日程ヲ變更シテノ場合ニ於テノ緊急動議デアリマス

(「訂正スベシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) コトヲニ書面デ出テ居リマスルモノハ議事日程ヲ變更スルト云フコトノ動議デアリマス——小林君、田川君ニ辯明ガアリマスカ

○小林勝民君 議事日程ヲ變更シテノ緊急動議アス
〔何シダカ分ラヌ〕「議事日程ハ變更シテ居ラヌ」「議事日程變更ノ動議ダ」ト

呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 小林君、議事日程ヲ變更スルノ動議ト見テ宜シウゴザイマスカ
〔妥協スルナ〕「ヤリ直セヤリ直セ」「登壇々々」「神聖ナル議院法ヲ如何セント

呼フ者アリ議場騒然

○議長(島田三郎君) 発議者ノ意思ヲ確メナケレバ何分決議ヲ求メカネマス
〔小林君登壇〕「議長々々ト呼フ者アリ」

○議長(島田三郎君) ヨチラノ通告ニハ議事日程ヲ變更シテ懲罰委員ニ付スルト云
フ動議ノ通告ニナッテ居リマス——日程變更ノコトヲ詰リマス、小林君ノ動議ヲ提出ス
ルタメニ議事日程ヲ變更スルノ動議が出テ居リマス(議場騒然「誰カラ出テ居ル」ト呼フ
者アリ)之ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長(島田三郎君) 起立者 多數

○議長(島田三郎君) 多數、議事日程ハ變更セラレマシタ
〔此時發言ヲ求ム者多シ〕

○議長(島田三郎君) 田川大吉郎君

○横田千之助君 議事ノ進行ニ就ア一言致シマス
〔議場騒然〕

○議長(島田三郎君) 田川君ニ發言ヲ許シマシタ
○田川大吉郎君 日程變更ニ就テハ、政府ノ同意ヲ得ラレマシタカ

○議長(島田三郎君) 政府ノ同意ヲ得マシタ
〔議長能力ナシ〕「議長規則ヲ知ラザルカ」「無能議長」「議長職ヲ去ルベシ」

○議長(島田三郎君) 「議長々々ト呼ヒ發言ヲ求ム者アリ」
〔黙レ〕「進行々々ト呼フ者アリ」

○議長(島田三郎君) 「何ヲスルンデス」「議長今何ヲシテ居ルシダ」ト呼フ者アリ

議員藏内治郎作齋藤珪次兩君懲罰事犯ノ件
○議長(島田三郎君) 小林勝民君

〔拍手起ル〕
〔小林勝民君登壇〕

○小林勝民君 先程既ニ此動議ノ趣旨ヲ、先程諸君ニ徹底サレテ居ル譯アリマスカ
え、簡單ニ申上ゲマス、本員ハ議員藏内治郎作君及議員齊藤珪次君、此ノ兩君ヲ議
院法ノ第九十五條ニ抵觸スルモノトシテ、懲罰委員ニ付スベキノ動議ヲ提出致シマス

〔賛成タクト呼ヒ拍手起ル〕
〔拍手起ル〕

○議長(島田三郎君) 小林勝民君
〔登壇々々ト呼フ者アリ議場騒然〕

○田川大吉郎君 ……(喧囂シテ聽取スル能ハス)

○議長(島田三郎君) 田川大吉郎君
〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 討論ヲ用井ナイトニ決ラ採リマス、小林勝民君ノ動議ニ
賛成ノ方ハ起立

○議長(島田三郎君) 多數
〔拍手起ル〕

○議長(島田三郎君) 多數ト認メマス、懲罰委員ニ付スルコトニ決シマシタ
〔異議ヲ採決スベシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 異議ガアリマス
〔異議アリ異議アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 異議ガアリマス
〔異議ヲ採決スベシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 異議ガアリマス
〔異議アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 異議ガアリマス
〔異議アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 異議アリマス
〔アリマス〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) フレナラバ正式ニ異議ノ申立ヲナシテ戴キタク——ドナクノ發
議アリマスカ

○望月長夫君 私ノ發議アリマス、異議ガアリマス、何ヲドウ云フ手續デ議シタカ……
○議長(島田三郎君) 異議ノ申立ガアツテ、定規ノ贊成ガアレバ決ヲ採リマス

○議長(島田三郎君) 「贊成々々ト呼フ者アリ」
〔何ヲ決スルノカ分ラナイ〕ト呼フ者アリ議場騒然

○議長(島田三郎君) 懲罰委員ニ付スルニ同意ノ御方ハ白票、反對ノ御方ハ青票、
之ヲ御持參ラ願ヒマス——閉鎖——氏名點呼ヲ行ヒマス

○議長(島田三郎君) 「問題が分ラヌ」ト呼フ者アリ
〔書記氏名ヲ點呼ス〕

○議長(島田三郎君) 投票漏レハアリマセヌカ
〔アリマスアリマス〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 投票漏レガアリマスナラバ速ニ投票アランコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 「分ラヌ分ラヌ」「議長々々今ノハ何デス」「唯今ノ宣言ハ徹底致シマセヌカラ投
票スル理由ガナイ」ト呼フ者アリ

○小川平吉君 唯今ノ御尋ニ付テ發言ヲ求メマス、吾々ハ如何ナルコトニ付テ投
票スルノアルカ更ニ分リマセメ(「ヒヤー」「ノウ」「三百言フナ」ト呼フ者ア
リ議場騒然)議長が議場ノ喧囂ヲ制シテ其議案ノ何物タルコトヲ明瞭ニ分ラシメナ
イモノニ向シテ、投票ハ出來マセヌ

○議長(島田三郎君) 本問題ノ採決ノ前ニ既ニ理解セラレタモノト認メマス(議場
騒然)投票ガナケレバ棄權セラレタモノト認メマス(拍手スル者又「横暴ダ」ト呼フ者アリ
付スルヤ否ヤノ決ヲ採リマス)

○田川大吉郎君 議長
〔林田書記官長報告〕

○議長(島田三郎君) 田川大吉郎君
〔登壇々々ト呼フ者アリ議場騒然〕

○田川大吉郎君 ……(喧囂シテ聽取スル能ハス)

投票總數

一百十四

〔拍手起ル〕

可トスル者 一百十四

○議長(島田三郎君) 懲罰委員二付スルコトニ決シマシタ(拍手起り又「議院ノ躊躇ナリ」ト呼フ者アリ議場騒然)——休憩致シマス

本動議ヲ可トスル議員ノ氏名左ノ如シ

喜八君

小太郎君

嘉嘉君

吉作君

吉君

茂君

元太郎君

嘉嘉君

吉君

吉君

肥東馬君

久須美

楳本

平山

次郎君

午午

次郎君

仁利一郎君

久次郎君

淳一郎君

三勇

正勝

政之

直政

藤孝

武兵衛君

守屋

此助君

安田伊左衛門君

早速

岡部

次郎君

菊池

武徳君

八田裕二郎君

金太郎君

横山金太郎君

小山谷藏君

喜三郎君

花井卓藏君

新九郎君

喜十郎君

賴母木桂吉君

仁作君

忠治君

常君

七君

和吉郎君

薰雄君

大鬼

仁

信

常

君

金澤

忠

桂吉君

高木正年君

幸三郎君

原幸三郎君

岡口

了信君

有田

溫三君

小山谷藏君

喜三郎君

○無線電信法案(政府提出貴族院送附)

○議長(島田三郎君) 賀族院ノ修正ニ決シマシタ

○議長(島田三郎君) 賀族院ノ修正ニ決シマシタ
〔「異議アリ」ヤカマシク言フナト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 荒川君ノ動議ニ御異議アリマセカラ可決確定致シマシタ
○川原茂輔君 議長 緊急動議ノ通告ガシテゴザイマス、此際發言ヲ御許シヲ願ヒマス、議事ノ進行ニ對スル緊急動議

○議長(島田三郎君) 政府案ノ第二ヲ片付ケマシテ、ソレニ移リタイト思ヒマス
○川原茂輔君 フレデ宜シイ
○議長(島田三郎君) 現ニ第一ヲ御同意ニナシテ議事ヲ進行致シマシタ、日程第一、無盡業法案 貴族院回付案ヲ議題ト致シマス

○議長(島田三郎君) 政府案ノ第一ヲ片付ケマシテ、ソレニ移リタイト思ヒマス
○川原茂輔君 フレデ宜シイ
○議長(島田三郎君) 現ニ第一ヲ御同意ニナシテ議事ヲ進行致シマシタ、日程第一、無盡業法案 貴族院回付案ヲ議題ト致シマス

第二 無盡業法案(政府提出貴族院回付)

右貴族院ノ送付ニ係ル政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ依テ議院法第五十五條

ニ依リ及回付候也

大正四年六月八日

衆議院議長島田三郎殿

(一ハ貴族院ノ修正)

無盡業法案中貴族院回付ノ箇所在左ノ如シ
第六條 無盡業ノ營業區域ハ道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定メ會社ニ在リテハ

定款中ニ其ノ他ノ者ニ在リテハ事業方法書中ニ之ヲ記載スベシ
無盡業者ハ其ノ營業區域ヲ超エテ營業所若ハ代理店ヲ設置シ又ハ勸誘員若ハ募集員ヲ派スルコトヲ得ス但シ營業區域外ノ者ヨリ申込アル場合ニ於テ之ト
取引ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十條 無盡業ヲ營ム株式會社カ會社財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハ
サルニ至リタルトキハ無盡契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ
辨償ノ責ニ任ス但シ取締役カ任務ヲ怠ラサリシコトヲ證明シタル場合ハ此ノ限
ニ在ラス

前項ノ責任ハ取締役カ退任ノ登記ヲ爲シタル後一年間仍存續ス

○荒川五郎君 貴族院ノ修正ニ全部同意致シマス

(賛成ノ聲交々起ル)

○望月長夫君 衆議院ノ院議ヲ重ンジマスクメニ、貴族院回付案ニ反対致シマス

(拍手起り) 採決タク院議ヲ重ンズベシト呼フ者アリ
○議長(島田三郎君) サウスルト貴族院回付ノモノガ成立シテ居リマシテ、ソレニ衆議院ノ決議ヲ重ンズルト云フ說ガ出マシタ、此場合ニハ望月君ノヲ先キニ採ルコトニシテ、ソレニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 望月君ノ衆議院ノ決議通リト云フコトニ御同意ノ御方ハ起立

(「院議ヲ重ンゼザルハ駄目ダ」恥ヲ知レ「何アモ盲從」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 少數ニアリマス、貴族院ノ修正ニ同意致シテ御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼起ル)

第三 大正元年歲入歲出總決算並各特別會計歲入歲出決算

○川原茂輔君 議長、豫約ニ從テ此際發言ヲ許サレンコトヲ希望シマス
○議長(島田三郎君) ヤハリ政府ノ案アリマス

○川原茂輔君 フレガ濟ンデカラデスカ

○議長(島田三郎君) サウアズ

(大津淳一郎君登壇)

○大津淳一郎君 決算委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、襄ニ明治四十四年度ニ屬スル部分ノ決算ハ、御報告ヲ致シテ御承認ヲ得テ居リマス、今回ハ大正元年度ニ屬スル

歲入歲出總決算、同年度ノ各特別會計歲入歲出決算審査ノ結果ヲ御報告致シマス、去月二十七日ヨリ分科會ニ移シマシテ、各分科ニ於キマシテハ非常ニ熱心ニ勉勵ヲ致シマシテ審査ヲ致シマシタ、其結果本會ハ報告ニナリマシテ決定致シタモノハ、諸君ノ御手許ヘ御配布申シテ置キマシタ書類ノ如ク、總決算中歲入ニ於テ不當ナルモノ二十三件、歲出ニ於テ不當ナルモノ二十一件、不當ナルモノ十五件、官有物ニ於テ不當ナルモノ二件、特別會計中ニ於テ、歲入ニ於テ内務省所管朝鮮總督府不當ナルモノ一件、内務省所管臺灣總督府不當ナルモノ二件、歲出ニ於テ内務省所管朝鮮總督府不當ナルモノ二件、不當ナルモノ二件、不當ナルモノ二件、内務省所管學校及圖書館不當ナルモノ二件、大藏省所管國債整理基金不當ナルモノ一件、大藏省所管帝國鐵道不當ナルモノ二件、陸軍省所管東京砲兵工廠不當ナルモノ一件、文部省所管學校及圖書館不當ナルモノ一件、不當ナルモノ一件、不當ナルモノ一件、是ガ不法不當ト決定致シタモノニアリマス、法規ニ抵觸セザルモ事實ニ於テ不當ノ處置ト見タモノニ付テハ、警告ヲ與ヘ注意ヲ與フベキモノト決定致シマシタ、是ハ總決算中歲出ニ於テ、遞信省所管警告ヲ與フベキモノ一件、特別會計中歲入ニ於テ、内務省所管朝鮮總督府警告ヲ與フベキモノ一件、内務省所管臺灣總督府警告ヲ與フベキモノ四件、斯ノ如ク決定ヲ致シマス、タカラ此段御報告申シマス、其詳細ハ文書ニ就テ御承知アランコトヲ望ミマス、更ニ請願委員會ニ於テ決議シ、而シテ本院ノ決議ヲ要スベキモノ一件ヲ決議致シテ居リマス(請願委員會アハナイ)ト呼フ者アリ)請願アハゴザイマセヌ、決算アゴザイマシタ「決議、政府ハ決算ニ於テ違法ト決議セルモノニ對シ、將來ニ於テ其收支方法ヲ改正スベキモノトス」是ハ決算委員會ノ坂口拙三君ノ發議ア、會計検査院ガ不當ト認メ、而シテ本院モ同ジク不當ト認メタモノニ於テ政府ハ爾後ニ於テ改正ヲセズ、ヤハリ前年度不當ト認メラレタ通リノ處置ヲ執シテ居ルモノガアリマス、故ニ是等ハ政府が當然收支方法ヲ改ヘテ院議ニ從フベキモノト致シタ、斯ウ云フコトニ依ツテ決算委員會ハ此決議ヲ致シマシタ、

ドウカ院議ニ於テモ御贊成アラムコトヲ望ムノアリマス、右御報告申シマス

○議長(島田三郎君) 委員長ノ報告ニ對シ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」^ト聲起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ハナイト認メマス、委員長報告通り決シマシタ——唯

今御求メノアツノハ川原茂輔君ニアリマスカ

○川原茂輔君 サウデス

(「モウ」^ツ政府案デアリマセヌカ」「サウデナイ」「電燈ヲ願ヒマス」其他發言スル者アリ)

○議長(島田三郎君) 唯今ノ發議ハドナタデス——川原茂輔君

(川原茂輔君登壇)

(拍手起ル)

○川原茂輔君 諸君、議事ノ進行ニ對シマシテ緊急動議トシテ茲ニ發言ヲ許サレマシ

タコトハ、國民黨ヨリ御提出ニナリマシタ地租ノ五厘減ノ法律案、政友會ヨリ提出シマ

シタ地租ノ一分減ノ法律案並ニ營業稅ノ若干ノ減稅、是ハ本月ノ一日ニ政友會ノ法

案ハ提出ニナツタノデアリマス、國民黨諸君ノハ其以前ニ早ク御提出ニナツタノデアリマス、

然ルニ多數ヲ有スル所ノ政府黨諸君ガ委員ノ數モ從テ多數デアリマスガ、今日ニ至ルマ

此委員會が終了セナイノデアリマス、凡ソ政治家ノ尊フベキ所ハ即チ言行一致ナリ

マス、口ニ民力ノ休養ヲ唱ヘ若クハ廢稅若クハ減稅ヲ唱ヘルト雖モ、ソレヲ行フベキコ

ロノ此議場ニ於テ名ヲ調査ニ藉リアソレヲ行ハザル如キハ、吾々ハ甚ダ之ヲ採ラヌノニア

リマス(拍手起ル)諸君ハ常ニ民力休養若クハ廢稅若クハ減稅ヲ唱ヘナガラ、議會ハ今

日ニ至ル迄何ヲ以テ之ヲ調査シテ報告セナイノデアルカ、之ヲ行ハザル所ノ責任ハ即チ

諸君ガ背負ハナケレバナラヌ、既ニ議會ハ本日ト迫マルモ、マダ今夜ノ十二時迄ニハ多數

ノ時間ガアルノデアル、此議場ニ於テ之ヲ決定シテ貴族院ニ送付シマスレバ、此問題ハ

長イ間ノ懸案デアッテ、既ニ朝野ノ研究シ盡シタモノデアリマス、諸君ガ常ニ言フ所ノ國

民負擔ノ輕減ヲ實際ニ行ハントスルナラバ、直チニ委員會ヲ開イテ、委員會ニ於テ適當

ナル決議ヲシテ本議場ニ報告スル責任ガアルノデアル、ソコデ今ヨリ二時間ヲ期シテ委員

會ヲ開イテ直チニ此議場ニ報告サレムコトヲ希望致シマス

○議長(島田三郎君) 早速整爾君

(發言スル者アリ)「議長指圖ヲシテハイケナイ」「通告ガシテアル」「議長何ヲシテ

居ルノアズ」「ドウシタノアズ」「ト呼フ者アリ」

○議長(島田三郎君) 唯今ノ要求ハ議長ヲ經テ委員長ノ方ヘ通知シタイト云フコト

ニナリマスカ

○川原茂輔君 サウデハアリマセヌ、今ヨリ一時間ヲ期シテ審査ヲ結了シテ報告スベシ

(「贊成々々ト呼フ者アリ」)

○議長(島田三郎君) 事柄ハ最早再ヒ言フ必要ハナイト思ヒマス、明白デアリマスカ

ラ川原茂輔君ノ動議ヲ決ヲ採リマス、川原茂輔君ノ……

○片岡直溫君 (議長)
(發言スル者多ク議場騒然)

○議長(島田三郎君) 片岡直溫君

(「宣告ヲシカケテカラハ、イケナイ」「採決シロ」「議長ハ何ダ」^ト呼フ者アリ)

(片岡直溫君登壇)
(拍手起リ議場騒然)

○議長(島田三郎君) (「議長ハ無能ナリ」「何デスソレハ」^ト呼フ者アリ發言ヲ求ム者多シ)

○片岡直溫君 本員ハ此緊急動議ニ反対ノ意見ヲ述ベマス(議場騒然)諸君が鎮マ

ラナケレバ何時マモ立ツテ居ル(「立ツテ居レ」^ト呼フ者アリ議場騒然)本員ハ簡單ニ川

原君ニ反対ノ意見ヲ述ベマス、今ノ緊急動議ニハ絶対ノ反対ヲ致ス者ヲハアリマセヌ

(議場騒然)暫ク靜ニ居ラシヤイ、諸君が自己ノ意見ヲ述ベテ反対ノ意見ヲ述ヒカヌト

云フ法ハアルマイ(議場騒然)本員ハ既ニ發言ノ權ヲ許サレテ居ル(「ノウ」^ト議長

議場ノ整理ヲスベシ」「守衛ニ引渡セ」「退場ヲ命ズベシ」「議長私語スペカラズ」「ソソ

ナ者ニ相手ニナツテハイカヌ」「ト呼フ者アリ議場騒然」「一旦宣言シテ何ダ」^ト呼フ者アリ

宣告ハナイ決議ニ及バントシタノデアル(議場騒然)本員ハ一言反対ノ理由ヲ述ベマス

既ニ……(議場騒然聽取スル能ハズ)案ヲ立テラレタニモ拘ハラズ……(議場騒然聽取

スル能ハズ)故ニ將來ノ財源ヲ……(議場騒然聽取スル能ハズ)上テナケレバ本案ニ對

スル意見ヲ定メヤウガ無イノデアリマス、故ニ川原茂輔君ノ說ニ對シテハ反対ハ致シマセ

ヌガ、此財源が有ルカ無イカト云フコトヲ確メテ、而シテ後ニアラザレバ本員ハ贊否ヲ決

スルコトガ出來カネマス、ソレ故ニ川原君ノ說ニ對シテハ反対ノ意思ヲ表白シマス(拍手起ル)

(議場騒然)議長無能力ナリ^ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 川原茂輔君ノ發議ハ既ニ明白デアリマス、川原茂輔君ノ動

議ニ就テ採決ヲ致シマス

(「議長ニ採決前ニ伺ヒマス、唯今片岡君ノ發言ハ何ニ依フテ御許シニナリマシ

タカ」「議長々々ト呼フ者アリ議場騒然」)

○議長(島田三郎君) 採決致シマス

○高柳覺太郎君 片岡君ニ登壇ヲ許シタノハ、衆議院規則ノ第何條ニ依ルカ、明白

ナル御答辯ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 採決ニ關スル發議ト思ウテ許シマシタ(議場騒然)採決ニ關ス

ル發議ト思ウテ許シマシタ、ソニニ反対ノ說ガアリマシタカラ、議長ハ片岡君ニソレヲ止

メタノデアリマス

(「片岡君ヲ懲罰ニ付スベシ」^ト呼フ者アリ議場騒然)

○議長(島田三郎君) 川原茂輔君ノ說ニ就テ採決ヲ致シマス、川原茂輔君ノ說ニ

「議長ニ質問ガアリマス」「片岡君ハ議長ノ許可ヲ得ナイデ發言ヲシタノデアリ

マス」「片岡君ハ如何ニシテ發言シタカ明答セヨ」「無用々々」^ト呼フ者アリ議場騒

然(議長)
(發言スル者多ク議場騒然)

○議長(島田三郎君) 日程第四、鹽專賣法中改正法律案ヲ議題トナシ第一讀會

テ開キマス——提出者守屋此助君

第四
鹽專賣法中改正法律案(守屋此助君外一名提 第一讀會
出)○守屋此助君 諸君、本員ハ唯今茲ニ鹽專賣法中ノ改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シテ御賛成ヲ求メマス、此度本員ガ鹽專賣法ノ中ヲ改正セント致シマスル目的ハ、國產ノ獎勵並ニ化學工業ノ發達ヲ助タルト云フ事柄が改正ノ目的デアリマス(拍手起ル)其化學工業ノ發達ヲ助タルト云フ事柄ノタメニハ、日本帝國ハ唯今マテ外國ヨリ輸入ニナッテ居リマスル曹達、是が金高ニ積リマシテ約四百万圓、是ダケノモノガ今日日本ニ外國カラ這入^ツテ居ルダケノモノデゴザイマスルガ、是ラバ鹽專賣法ノ一部分ヲ改正致シマシテ、日本ノ外國カラ仰ケモノハ勿論、仰ガナクテモ宜クナルヤウニ致シテ、サウシテ尙外國ヘ此曹達ヲ輸出ナシ得ルヤウニシタイ、斯ウ云フ事柄が目的デアリマス、ソレデサウ致シマスルニハ曹達ヲ拘ヘマスノニハ諸君が御承知ノ通りニドウシテモ鹽ガ本デアリマス、然ルトコロガ鹽ガ食鹽ニナッタ完全ナ鹽ト云フコトデナクシテ、鹽專賣法ノ中ニアリマスル鹹水、此鹹水ト申シマスルモノハ、第五條ノ第一項ニハ是迄ノ法律デハ之ヲ讓渡若クハ質入ヲスル等ノ事柄ハ、鹽製造者以外ノ者ニハ總て賣渡スコトが出來ナイトアル、然ルニ此鹹水ヲハ今後曹達製造者ニ譲渡賣渡スコトが得ルト云フコトニ致シマスレバ、此鹹水ハ平生餘り使ハヌ字デゴザイマスカラ吾々ハ能ク知リマセナカッタガ、其道ノ學者先生三間ケバ、サウシテ殊ニ西川農學博士ガ此頃此道ニ精通シタ學問ノアル人デ、種々研究ニナッタ結果、日本ノ此沿岸ニアリマスルトコロノ海ノ水ヲ^{ラバ}、廉キ金デ鹹水ヲ造ルコトが出來テ、サウシテ之ヲ以テスレバ曹達ガ大變廉ク出來ル——學問上ノ發達カラ致シテ廉ク出來ルコトニナッタ、トコロガ日本ハ四面環海ノ國デアリマスカラ、此博士ノ研究サレタ結果、出來ルコトニナレバ殆ド無盡藏ニ、此法律ヲ少シ變ヘマスレバ出來ルコトデゴザイマスカラ之ヲ致シテ見タイト云フノデス、ソレデ政府デハ一體一部分ハ此間染料及醫藥品、斯ウ云フ物ヲバ製造スル者ニ就チハ、特ニ拂込資本金三對シテ八朱マテノ補給ヲスル、ソレマニ一面ニハ政治ヲシテ居ラル、ノデアル、サウシテ見マスレバ此曹達ノ事業ノ如キモノガ此通リラクニ出來ルコトニナレバ、彼ノ鹽專賣法ノ改正案ヲ出サレタナラバ、完全ナル政策ガ出來タデアラウト云フノガ私共ノ考デアリマス、ソレデアリマスカラ此製造法ヲ一ツ直シマシテ、サウ云フ事柄ニ致シマシテ、國益ハ唯今申上ゲマンタ如ク、外國カラ這入ルモノデモ四百万圓、之ヲ這入ラヌコトニシテ外國ニ出スコトが出來テ、其原料ハ何んデアルカト云ヘバ、四面環海ノ國デ彼ノ海水カラ金が取レル、是ダケノ事ヲスルニハ第五條ノ第二項ノ所ニ「若ハ曹達製造」ト云フ字ト、ソレデアリマスカラ此製造者ト云フ僅ニ是ダケノ字ヲ入レマスレバ、ソリ曹達製造人ニハ鹹水ヲ賣渡スコトが出來ル、サウスルト曹達製造人ハ此鹹水ヲ買入レルコトが出來マシテ、外國カラ買ハズニ曹達製造ノ事業が出來マス、此事業が出來マスレバ諸君が御承知ノ通りロ^ク是ハ化學工業ニ使フトガ出來マシテ、外國輸出印ト云フモノガ出来テ來ルト云フコトニリマスカラ、富國強兵ノ本ガ茲ニ開ケル、是ダケガ本案提出ノ理由デアリマスカラ、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス(拍手起ル)

○守屋此助君 登壇
(拍手起ル)
○守屋此助君 諸君、本員ハ唯今茲ニ鹽專賣法中ノ改正法律案(守屋此助君外一名提)第一讀會
(拍手起ル)
○守屋此助君 諸君、本員ハ唯今茲ニ鹽專賣法中ノ改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シテ御賛成ヲ求メマス、此度本員ガ鹽專賣法ノ中ヲ改正セント致シマスル目的ハ、國產ノ獎勵並ニ化學工業ノ發達ヲ助タルト云フ事柄が改正ノ目的デアリマス(拍手起ル)其化學工業ノ發達ヲ助タルト云フ事柄ノタメニハ、日本帝國ハ唯今マテ外國ヨリ輸入ニナッテ居リマスル曹達、是が金高ニ積リマシテ約四百万圓、是ダケノモノガ今日日本ニ外國カラ這入^ツテ居ルダケノモノデゴザイマスルガ、是ラバ鹽專賣法ノ一部分ヲ改正致シマシテ、日本ノ外國カラ仰ケモノハ勿論、仰ガナクテモ宜クナルヤウニ致シテ、サウシテ尙外國ヘ此曹達ヲ輸出ナシ得ルヤウニシタイ、斯ウ云フ事柄が目的デアリマス、ソレデサウ致シマスルニハ曹達ヲ拘ヘマスノニハ諸君が御承知ノ通りニドウシテモ鹽ガ本デアリマス、然ルトコロガ鹽ガ食鹽ニナッタ完全ナ鹽ト云フコトデナクシテ、鹽專賣法ノ中ニアリマスル鹹水、此鹹水ト申シマスルモノハ、第五條ノ第一項ニハ是迄ノ法律デハ之ヲ讓渡若クハ質入ヲスル等ノ事柄ハ、鹽製造者以外ノ者ニハ總て賣渡スコトが出來ナイトアル、然ルニ此鹹水ヲハ今後曹達製造者ニ譲渡賣渡スコトが得ルト云フコトニ致シマスレバ、此鹹水ハ平生餘り使ハヌ字デゴザイマスカラ吾々ハ能ク知リマセナカッタガ、其道ノ學者先生三間ケバ、サウシテ殊ニ西川農學博士ガ此頃此道ニ精通シタ學問ノアル人デ、種々研究ニナッタ結果、日本ノ此沿岸ニアリマスルトコロノ海ノ水ヲ^{ラバ}、廉キ金デ鹹水ヲ造ルコトが出來テ、サウシテ之ヲ以テスレバ曹達ガ大變廉ク出來ル——學問上ノ發達カラ致シテ廉ク出來ルコトニナッタ、トコロガ日本ハ四面環海ノ國デアリマスカラ、此博士ノ研究サレタ結果、出來ルコトニナレバ殆ド無盡藏ニ、此法律ヲ少シ變ヘマスレバ出來ルコトデゴザイマスカラ之ヲ致シテ見タイト云フノデス、ソレデ政府デハ一體一部分ハ此間染料及醫藥品、斯ウ云フ物ヲバ製造スル者ニ就チハ、特ニ拂込資本金三對シテ八朱マテノ補給ヲスル、ソレマニ一面ニハ政治ヲシテ居ラル、ノデアル、サウシテ見マスレバ此曹達ノ事業ノ如キモノガ此通リラクニ出來ルコトニナレバ、彼ノ鹽專賣法ノ改正案ヲ出サレタナラバ、完全ナル政策ガ出來タデアラウト云フノガ私共ノ考デアリマス、ソレデアリマスカラ此製造法ヲ一ツ直シマシテ、サウ云フ事柄ニ致シマシテ、國益ハ唯今申上ゲマンタ如ク、外國カラ這入ルモノデモ四百万圓、之ヲ這入ラヌコトニシテ外國ニ出スコトが出來テ、其原料ハ何んデアルカト云ヘバ、四面環海ノ國デ彼ノ海水カラ金が取レル、是ダケノ事ヲスルニハ第五條ノ第二項ノ所ニ「若ハ曹達製造」ト云フ字ト、ソレデアリマスカラ此製造者ト云フ僅ニ是ダケノ字ヲ入レマスレバ、ソリ曹達製造人ニハ鹹水ヲ賣渡スコトが出來ル、サウスルト曹達製造人ハ此鹹水ヲ買入レルコトが出來マシテ、外國カラ買ハズニ曹達製造ノ事業が出來マス、此事業が出來マスレバ諸君が御承知ノ通りロ^ク是ハ化學工業ニ使フトガ出來マシテ、外國輸出印ト云フモノガ出来テ來ルト云フコトニリマスカラ、富國強兵ノ本ガ茲ニ開ケル、是ダケガ本案提出ノ理由デアリマスカラ、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス(拍手起ル)

○守屋此助君 唯今議題ニ供セラレテ居ル分ノ法律案ハ、イツ配付ニナリマシタカ、私

○議長(島田三郎君) 配付シテアルト記憶致シマスガ……
(アリマセヌ、アリマセヌ)ト呼フ者アリ○議長(島田三郎君) 調べテ御答致シマス
(來テ居リマス)ト呼フ者アリ○議長(島田三郎君) 午前九時ニ配付シタト思ヒマス
(アリマセヌ、マダアリマセヌ)ト呼フ者アリ○荒川五郎君 議長
(「御調ナサイ」ト呼フ者アリ)
(出シテ御覽ナサイ)「議案ナクシテ議スルコトが出來ルカ」ト呼フ者アリ、議場騒然○議長(島田三郎君) フンナラ調べマス
(「當然ノコト」ト呼フ者アリ)○議長(島田三郎君) 荒川五郎君
(「議事日程ノ事が延期ニナリマスレバ、此際先刻提出致シテ置キマシタナキニ至リマス」)○議長(島田三郎君) 議長
(見ナクテモ構ヒマセヌ)「進行イカ」「配付ヲ受ケマセヌ」「速記録ナクシテモ澤山ダ」「宜シイ、ヤツチマヘ、ヤツチマヘ」「進行イカ」「速記録ハ迴^ツテ居リマス」「君共ハ讀ンダグケテ分ルノニ前ノヤツハ案ガ迴ラヌト云フノデ延期ニナッタデハナイカ」ト呼フ者アリ○議長(島田三郎君) 齋藤珪次君
(見ナクテ見マシタ)「見ナクテモ構ヒマセヌ」「進行イカ」「配付ヲ受ケマセヌ」「速記録ナクシテモ澤山ダ」「宜シイ、ヤツチマヘ、ヤツチマヘ」「進行イカ」「速記録ハ迴^ツテ居リマス」「君共ハ讀ンダグケテ分ルノニ前ノヤツハ案ガ迴ラヌト云フノデ延期ニナッタデハナイカ」ト呼フ者アリ、議場騒然○議長(島田三郎君) 齋藤珪次君
(「差支ナシ」拍手起ル)「コチラハ全體差支」コチラハ差支ヘマス」「大ニ差支ヘマス」
(「行渡ラヌ」「登壇々々」ト呼フ者アリ)○議長(島田三郎君) 齋藤珪次君
(「日程變更ノ必要ナシ」「登壇々々」ト呼フ者アリ)○議長(島田三郎君) 齋藤珪次君
(「日程變更ノ動議ヲ御提出ニナルノデアリマスカ」
(「マダ日程變更ニナシテ居ナイ」「マダ變更ニナシテ居ナイヨ」「速記録ガ配付ナシテカラト云フコトニナシテ居ル」「反對々々」ト呼フ者アリ議場騒然)

○議長(島田三郎君) 日程變更ノ事が議事ノ間ニアリマスルカラ、此處デ日程變更ヲスルト云フコトヲ極メテ、此事ノ分明ナルコトヲ望ミマス、日程ヲ此際變更ベルヤ否ヤ

ニ付テ決ヲ取りマス(「異議ナシ」反対ト呼フ者アリ)日程ヲ變更スベシト云フ御方ノ起立ヲ請ヒマス(「贊成タク」ト呼フ者アリ拍手起ル議場騒然)

○議長(島田三郎君) 多數——多數ニアリマス(「何ダカ分ラス」ト呼フ者アリ)多數ニアリマス日程ハ變更セラレマシタ——齋藤珪次君

決議案

決議

衆議院ハ議長島田三郎君ヲ信任セズ

右決議ス

(齋藤珪次君登壇)

(「議長退席スベシ」「議長タク」ト呼ヒ發言ヲ求ムル者多ク、議場騒然)

○横田千之助君 議長——議長此際副議長ト代ハラレンコトヲ望ミマス

(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ、議長ハ合理ノ進退ヲ致シマス

(「合理ノ進退ヲスベシ」ト呼フ者アリ)

○齋藤珪次君 諸君、議長ニ對スル不信任案ハ先刻大體ヲ述ベマシタ、故ニ是ヨリ私が發議センコトノ事實ヲ證明スルが爲メニ、昨日紛亂ニ至リマシタル根源ノ即チ加賀君ノ發議が如何ニ處置サレテ居ツタカ、前川君三取消ヲ請求シタルコトが如何ニ結末ヲ爲シタカ、而シテ荒川君ノ討論終結ニ移ルトコロノ狀況ヲ明カニシテ、諸君ノ御判断ニ訴ヘベク昨日ノ速記録ヲ此處ニ私讀上ゲマスカラ、暫ク御清聽ヲ願ヒタク(「謹聽タク」ト呼フ者アリ拍手起ル)

(朗讀)

(「加賀卯之吉君登壇」加賀卯之吉君、諸君、私ハ議場ニ悲ムキコトヲ此議場ニ於テ發見シタノニアリマス、私ノ最モ舊友達ノ前川虎造君が唯今ノ演説中ニ、唯今囂タセラレテ騒がレル人々ハ選舉干涉ニ依テ當選セラレタル人ナリ云タク云フ語ガアリマシタ(拍手起ル)其事ハ私ノ聽達セタカ(議場騒然)

○議長(島田三郎君) 暫ク……齋藤君、唯今此席ヲ去ルノヲ以テ合理ト考ヘラレマス

待タズシテ其良心ニ訴ヘキコトアラウト思ヒマス

(「拍手起リ「去ルベシ、去ルベシ」必要ナシ」ト呼フ者アリ)

○齋藤珪次君 私ハ此事ハ敢ラ言ハザルモ、苟モ德義ヲ知シテ居ル人ナラバ、人ノ教ヲ呼ヒ議場騒然)

(議長島田三郎君議長席ヲ退キ副議長法學博士花井卓藏君議長席ニ著ク)

○島田三郎君 極ク明白ニ私ノ心事ヲ茲ニ告白致シマス……

(「何ノ事ダ」「又々失敗「誰ノ許シラ得タカ」「發言ハ通告順ガアル」ト呼フ者アリ議場騒然)

○副議長(法學博士花井卓藏君) 唯今議長ヨリ席ヲ私ニ譲ラレマシタルニ依リマステ暫ク職務ヲ代理致シマス、至シテ不慣レデアリマシテ、甚ダ不注意ノ點モ多イコトヲ存シマス(「ノウ」「ト呼フ者アリ)願クハ諸君ノ雅量ニ依リマシテ(「何ヲ言シテ居ルノダ」分シタ「ト呼フ者アリ)此職責ヲ全ウスルヤウニ致シタイト存シテ居リマス、宜シク御了承ヲ願ヒマス——島田三郎君ニ發言ヲ許シマス

○望月長夫君 唯今齋藤君が發言中テアル、然ルニ發言ノ中途ニシテ島田君ニ許サレルトハドウデアルカ、發議者ノ發議ヲ終シテ後ニ……

○副議長(法學博士花井卓藏君) 私ノ此席ニ參リマシタル際ニ於テ、齋藤君ハ此處ニ見エナイ、島田君ノ著席ヲ見マシタカラ、島田君ニ暫ク發言ヲ許シマシタ

○副議長(法學博士花井卓藏君) ヒヤー(「ト呼フ者アリ議場騒然」)

(「ツレハイケナイ」ヒヤー(「ト呼フ者アリ議院法ガ許サナイ」ト呼フ者アリ)

(「齊藤君ノ發言ガ許サレテ議事が繼續サレテ居ルノテス」ト呼フ者アリ)

(「ツレハイケナイ」ヒヤー(「ト呼フ者アリ議院法ガ許サナイ」ト呼フ者アリ)

(「ツレハイケナイ」ヒヤー(「ト呼フ者アリ議場騒然」)

ハ調べナリ、斯様ナ意味デアリマス、ソレヲ御通告致シマス
○前川虎造君……(喧囂聽取スル能ハス)申シマシタガ、議長ノ宣告ノ如キコト

ヘ申シマセス

○議長(島田三郎君)ソレデハ更ニ加賀君ニ御問合ヲ致シマス

○加賀卯之吉君 前川君が此所ニ於テ取消ヲセラレケレバ、之ヲ懲罰委員ニ付

スルノ動議ヲ提出致シマス

○議長(島田三郎君)ソレデハ懲罰委員ニ付スト云フ動議ヲ出ス、斯ウ云フ意味

デアリマスカ

○加賀卯之吉君 サウデス

(發言ヲ求ムル者多ク議場騒然)

○議長(島田三郎君)……成立シテ居リマスカラ速記ヲ取調ベルト云フコトニ致シ

テ、一段落ヲ告ゲマシテ議事ヲ進行致シマスル

○坂本金彌君 唯今ノハ甚ダ怪シカラズ、私が唯今議場ヲ見渡シマスルト甚ダ不整

理ヲ極メテ居リマス、而シテ此責任ハ確カニ議長が負ハナケレバナラヌ(「ノウ／＼」)

〔ヒヤ／＼ト呼フ者アリ〕加賀君ニ發議ヲ御許シニナリマシタノハ、議場整理ニ就テ

ノ發言ヲ御許シニナツタノアルガ、然ルニ懲罰ノ緊急動議ヲ演壇ニ上ツテ之ヲ辯ズル

ト云フノヲ、議長ハ知ラザル顔ヲシテ居ル、何デアルカ、議場整理ノ事ニ就テ議長ニ御

尋致シマス

○議長(島田三郎君)坂本君ニ御答致シマス、加賀君ノハ斯ウ云フ意味デアルト

云フコトヲ取次イダノデアリマス、重ネテ加賀君ハ調ベタ上ニ改メテ出スト云フコトヲ

言ウタノデアリマス

○坂本金彌君 懲罰委員ノ問題デアリマセス

○議長(島田三郎君)今ノ動議ニ條件ヲ附ケテ……

○坂本金彌君 發言ヲ求メマシテ他ノ事柄ヲ言フコトが出來マスカ、之ヲ御尋ね致

シマス

○議長(島田三郎君)別ニ此方カラ其通り致シマスト答ハ致シマセヌ、雙方ノ間ノ

意味ヲアチラヘ傳告致シタノデアリマス

ク追第スルコトハ甚ダ面白クナイノデアリマス

(「ノウ／＼ト呼フ者アリ」)

○議長(島田三郎君)坂本君(喧囂聽取スル能ハス)唯今ノコトハ明白ニナリマシ

タ——今ノコトハ悉ク明白ニナリマシタ(「何が明白ニナツタノダ」ト呼フ者アリ)併ナガ

ラ速記録ヲ調ベルト云フコトヲ加賀君が豫告セラレタコトハヤハリ速記録ニ残シテ居リマス、是テ更ニ議事ヲ進行致シマス——討論終結ノ動議ガ書面ヲ以テ出テ居リマス

——荒川五郎君ヨリ定規ノ賛成ヲ得テ討論終結ノ動議ガ出テ居リマス

(「ノウ／＼ト呼フ者アリ」)

○議長(島田三郎君)坂本君(喧囂聽取スル能ハス)唯今ノコトハ明白ニナリマシ

タ——之ニ賛成ガアリマスルカラ規則ニ從シテ採決致シマス

○議長(島田三郎君)荒川君ノ動議ニ賛成ノ御方ノ起立ヲ望ミマス

是が實況ナノデアリマス(其通りト呼フ者アリ)其通りデナイト信シマス、乃チ最初加賀君ノ事柄ハ懲罰ニ掛ケル動議デアルト云フコトヲ言フテ、中頃ニ至シテ之が傳達スル、通告スルト變シ最後ニ至ツテ加賀君ニ確メテ加賀卯之吉君ガ

前川君が此處ニ於テ取消ヲセラレケレバ之ヲ懲罰委員ニ付スルノ動議ヲ提出致シ

マス

○議長(島田三郎君)ソレデハ取消ガナケレバ懲罰委員ニ付スト云フ動議ヲ出ス、

斯ウ云フ意味デアリマスカ

○加賀卯之吉君 サウデス

斯様ナ動議が出テ居ル、然ルニ之ヲ議場ニモ何ニモ諸ラズシテ、坂本金彌君ノ一撃ヲ喰ラウヤ、議場ハ騒竝トシテ之ヲ討論終結ノ言葉ノ中ニ隠シテ、此始末ト云

フモノヲ一つモ著ケテ居ラヌノデアリマス、ソレガ爲メニ吾ミハ如何ニ討論終結ノ動議ガ出テ居シテモ、此前ノ問題ヲ片付ケナケレバ討論終結ニ臨ムベキモノナイト、

如何ニ唱ヘテモ、議長ハ知ラザル所爲ヲナスガ故ニ、已ム得ズ此演壇ニ來シテ之ヲ議長ニ質シタノアル、質スト讀長ハツレハ後トテ説明スルカラ歸レタニト云ウテ、

議長ニ質シタノアル、質スト讀長ハツレハ後トテ説明スルカラ歸レタニト云ウテ、

歸シテ見レバ尙又此事ハ一言モ致サズ、唯討論終結ノ動議が出テ居ルカラ之ニ起立ヲセヨトカ、起立ガドウトカ云フダケノコトデ、是ハ何タル事デアル、自ラノ職務ヲ途中ニ

於テ自ラ忘レタノアルカ、或ハ故意ニ之ヲ斯様ニ致シタノカ、先刻言フ通り政府ノ罪惡ヲ庇護スル彼ハ考デアルカ、否ラザレバ與黨カラ依頼ヲ受ケテ此不都合ナル討論終結ノ動議ヲ出シタノデアルカ、實ニ何レニシテモ此議長ノ執り方爲サレタルコト、云フモノハ、

決シテ合理ノモノデナイト云フコトハ明カデアル、況ヤニ之ニ附加ヘテ申セバ、議長就職

以來ノ失敗ノコトハ、如何ニ與黨諸君ト雖モ御承知ノ通リデアラウ、一二三ト此ニ敵

ヘ得ラル、ノデアル、其間僅カニ三週間ニ足ラナイノデアル、然ルニ彼ハ斯ノ如キ失體デ

アル、而シテ今日モ此動議ヲ容レテ、而シテ後彼が此議場ニ臨シテアノ有様ハ如何ニアルカ(拍手起ル)議事日程ノ變更ヲ——小林君ヨリ吾ミヲ懲罰ニカケルトカ云フ議論ガ

出テ、ソレヲ讀事日程ノ變更ヲスルコトモ知ラズシテ、之ヲ議事ニ掛ケマスト云フコトヲ

言ハレタ、議事日程ノ變更シタカト言ハレ、ハ初メテ心付イテ躊躇逡巡、漸クニ書面ヲ見テ——書面ヲ見ナイ、見ナイデ書面ガアッタ彼ハ斯様ニ瞞著セント致シタ、次ニ又政

府ノ同意ヲ得タコト言ハレテ、彼ハ又狼狽ヘテ政府ノ邊リヲ見ル、幸ニ與黨ノ遞信大臣

ガ目配セラシテ以テ之ヲ救シタノアル(拍手起ル)斯ノ如キコトハ事實掩フベカラザルトコロノ

今日ノ失態デアル、此議長ガ全ク事實ニ於テ議場ヲ整理スルノ能力ナキガ故ニ、茲ニ不

信任ノ議決ヲセシコトヲ望ムニアリマス(拍手起ル)

○副議長(法學博士花井卓藏君)島田三郎君

(島田三郎君登壇)後ニ問題ガ起リマシテハ相濟ミマセヌカラ一言致

シテ直キマス、通告ハアルノデアリマス、是ハ島田君ガ辯明ヲナサルト云フコトデゴザイマスカラ、通告ニ拘ラズ先例ニ依リ許スコトニ致シタノデゴザイマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○島田三郎君 極メテ簡単ナル辯明デアリマス、ソレ故ニ若シモ議場が許サル、ナラバ、

議長席ニ於テ御答シテモ宜イ位簡明ナモノアル、併ナガラ自身ノ身事ニ關シタコトハ、

總テ第二者ノ御方ニ御任セ致ス積リテアリマスカラ、此席ニ著テ簡明ニ申スノデアリマス、

昨日加賀君ノ議事進行ニ關スル發言ハ、之ヲ用井ラレタ言葉ガ極メテ不明デアツタノデアリマス、懲罰事犯アリト動議ニモ聽取レマスルシ、議事進行ニ關スル發言トモ聽取

議員ノ討論、總テが議場ニ徹底シ得ルダケニ議場ヲ整理スル權能が與ヘラレテアリマス、而モ其權能ヲ用ユル能ハズシテ、而シテ議場不整理ノ責ヲ議場ニ嫁セントスルハ何タル、不都合テアリマスカ「ノウ／＼」ト呼フ者アリ、凡ソ己ノ不能ヲ顧ミルコトノ出來ヌモノハ、常ニ責ヲ人二分タウト思フテ、斯様ナコトヲ言ハル、モノデアリマスカ（拍手起ル）是ハ島田君自ラ自己ノ不能ヲ告白爲サルノト同様テ、不幸ニシテ島田君自ラ自己ノ信任ノ缺乏ヲ裏書セルモノデアルト思フ（拍手起ル）議場ニ於テハ誰モ議論徹底シテ、十分ニ動議ヲ御出シナサルデハナイカ、是レ何ノ爲テアルカト言ツタラバ、議長ガ到底議場ヲ整理スルコトが出来ヌスマカラ之ヲ救濟セントスルガダニ、アンナ不都合ナ場合ニ、不徹底ノ場合、未タ討論ノ半ハニモ達セヌトキニ、討論ヲ終結セザレバ、議長ヲ教フコトが出来ヌト云云（拍手起ル）若シ此ノ如キ議長ヲシテ議事ヲ十分ニ徹底シ得ベク整理スルコトが出来ヌト云云（拍手起ル）甚ダ明瞭デアルト信シマス（「下劣聞クニ堪ヘズ」ト呼フ者アリ）下劣聞クニ堪ヘズト云フ人が、寧ロ下劣聞クニ堪ヘヌノデアル、議員ノ品位ヲ言ヒマスガ（君ノ品位ヲ言ヒマス）ト呼フ者アリ）若シ此ノ如キ議長ヲシテ此議場ヲ整理セシメマスレバ、來ルベキ通常總會ヲ（笑聲起ル）如何ニシテ國民ノ意忠ヲ議場ニ徹底シ得マセウカ、今ニ於テ不信任ヲ決スルコトハムラ得ヌ、又機宜ニ適シタルモノト信シマス、速ニ可決アラムコトヲ望ミマ

○副議長（法學博士花井卓藏君） 謂和知君

（拍手起ル）

リマス（「舊惡ヲ如何ゼント呼フ者アリ）唯獨リ議長ノ問題デアリマセヌ、諸君が享有スル所ノ名譽、諸君が享有スル所ノ品位ニ顧レバ、議長ヲ責ムルト同時ニ、議員各個ニ於テ自カラ其品性名譽ヲ重ンシ、議場ノ秩序ヲ保ソコトニ努ムベキデアル、諸君、此會期ノ初メ第一回ニ於キシテ、政友會ノ議員望月圭介君が議會開ケテ以來殆ド見ルコト、出來ナイ、恐ラクハ革命時代ノ歐羅巴ノ議會ニ於テハドウカ知ラヌガ、苟モ平和ノ間ニ德義ヲ重ンズル議員ヲ以テ集合シテ居ル議場ニ於テ、聞くベカラザル不穩ノ言葉ヲ發シタル議員ニ對シテ、議長ガ特ニ寛大ナル用意ヲ以テ、議會ノ品位面目ヲ重ンズルガ爲日議長ニ對シテ不信任ノ案ヲ提出シタル政友會ノ同僚デアルノデアル、又昨日議場ニ、懲罰ニ付スベキモノヲ之ヲ不問ニ付シ去タト云フコトハ、或ハ嚴肅ナル所ノ諭者カラ見マスレバ、議長ガ寧ロ寛大ニ失シ公平ニ失シタノデアルトスラ、謂ハレテ居ル（拍手起ル）「差引スルハ宜シカラズ」ト呼フ者アリ）而シテ其忌ムベキコトヲ作り出シタル所ノ者ハ、本シタル議員ニ對シテ、議長ガ特ニ寛大ナル用意ヲ以テ、議會ノ品位面目ヲ重ンズルガ爲日議長ニ對シテ不信任ノ案ヲ提出シタル政友會ノ同僚デアルノデアル、又昨日議場ニ於テ免ニ角ト齋藤珪次君が議事錄ヲ繰返シテ、殆ド裁判所ニ於テ三百代言人ガ、字句ノ末、末節ニ拘泥シテ議論ヲ立ツルが如キ事ヲ以テ、議長ヲ責メラレテ居ルノデアルケレドモ、斯ノ如キ末節ニ向テ、議長ノ信任ヲ問ヒ、字句ノ末ニ趨シテ議會ノ品位ヲ争フト云フコトハ、餘リニ輕躁、餘リニ仰山ナル仕方デアルノデアル（拍手起ル）苟モ黨派ノ心ヲ離レテ議會ノ面目ヲ重ンズル心アルナラバ、議長ニ於テ多少遣リ違ヒガアツト雖モ、己レ自ラノ平生ノ品位、又昨日來ノ行動ニ顧ミテ、斯ノ如キコトハ退イテ自ラ戒ムレバ議場ノ秩序ハ立ドコロニ恢復シ、帝國議會ノ品位面目ハ大ニ茲ニ揚ルノデアリマス、更ニ一言致シマスガ、諸君ハ自治政治ノ最高ノ府ニ列シテ居ル諸君デアル、諸君ノ一言一行ハ直チニ延テ地方議會、下ツテ町村ノ議會ニモ大ナル感化ヲ與フルコトヲ諸君ハ自覺シナケレバナラヌ、僅ニ區々ノ事柄ヲ構ヘテ、最高立法府ニアル所ノ諸君ガ、此等ノ名譽ト責任ヲ有セラル、諸君ガ、事々ニ紛爭ヲ釀スト云フコトハ、其延イテ日本ノ自治政治ニ悪影響ヲ及ボスト云フコトヲ、諸君ハ十分ニ反省サレテ、速ニ斯ノ如キ不信任案ノ如キ、議會ノ神聖ヲ汚ス所ノ問題ハ須ラク撤回シテ、明日ヨリ若クハ來ルベキ議會ヨリ西六三郎君登壇（拍手起ル）希望スルノデアリマス（拍手起ル）

シタガ、不幸ニシテ其以後ノ經過ヲ見マスルト、議長ハ唯反對黨ノ爲ニ其技能ヲ疑ハレタルノミナラズ、議長ヲ當然補佐セラルベキ位地ニ居ル與黨ノ人ニ於キマシテモ——同志會ニ於キマシテモ、竊ニ議場外ニ於テ其技能ノ及バザルコトヲ嘆息セラル、コトヲ聽いて居ルノデアル、是レモ宜シイ、是モ宜シイトシテ、其事ノ結果、遂ニ議場ニ於テ與黨ノ諸君が議長ノ議事進行ニ關スル手續ニ、特別ノ補佐狀態ヲ執ルニアラサレバ、議事ノ進行ガ出來ナイト云フヤウナ傾キニナツタコトニ就テ、私ハ非常ニ憂ヘテ居ツタノアル、現ニ其後一般ノ注意ヲ拂タ居リマスルト云フ、議長が此議場ノ爲メニ自己ノ能力ヲ苦メラル、事ハ、寧ロ日一日ト厚キヲ加ヘルヲ見マスルガ、ソレト同時ニ議長が此議場ノ爲メニ盡サムトサレルダケ、ソレダケ失敗ノ程度ガ深クナルト云フ有様ニナツタ參ッタノデアル（拍手起ル）是ニ於テ與黨ノ多數諸君ノ、唯議長ノ能力ニ任セルト云フコトノ心細イト云フ爲メニ、單ニ議席ニ於ケル議員ノ注意ノミナラズ、尙進シテ議長ノ職務ニ對シテマデニモ、或種ノ保護指圖ヲ爲サラナケレバナラムト云フ有様ニナツタガタメニ、是ガ爲メニ諸般ノ問題ニ於テ、多クハ當然問題ノ生ズベキ以上ニ、惡感反感ヲ議場ニ見ルヤウナ有様ニナツタノデアル、是ハ私極メテ公平ニ慎重ニ考ヘテ居ツテ、寧ロ島田議長ノ爲ニ吾ミ同志ノ間ニ辯護ノ立場ニナシテ居ツタ者デサヘモ、遂ニ辯護ノ言葉ニ窮スル有様ニナツテ居ル、現ニ昨日ノ如キ確ニ動議トシテ扳ハレテ居ツタ發言ガ、其結果ヲ見ズシテ終ツタガ如キ、今日議長自カラ宣告ノ最中ニ與黨ノ幹部カラ發言ガアルト、宣告ヲ見ルヤウナ有様ニナツタノデアル（拍手起ル）私ハ竊ニ此議場ノ整理ノコトハ決シテ其人ノ人格知識德操ノ問題ノミデハナイ、獨立ノ能力權能ニ於テ、此議場ヲ支配スル上ニ議長自カラガ怪シキ有様ニナツテ、免角ニ與黨幹部諸君ノ一舉一動ニ注目シテ、ソレニ因ハレルト云フ有様ニナツタノデアル（拍手起ル）私ハ竊ニ此議場ノ整理ノコトハ決シテ其人ノ人格知識德操ノ問題ノミデハナイ、固ヨリソレガ加味サレルノデアルガ、併ナガラヤハリ法律規則ニ於キマシテ別段ノ知識ヲ必要トスルノデアル、島田君ハ固ヨリ當院ニ於テ最も舊キ議員ノ一人デ居ラル、カラ、是等ノ規則典故ニハ深ク通シテ居ラルベキ苦ト吾ミハ思テ居ツタノデアルガ、同君ハ寧ロ他人方ニ於テ從來多年ノ經驗ヲ積マレテ居ツタト見エマシテ、此規則上ニ於テノコトハ全ク些事トシテ顧ラレナカツタモノデアリマセウカ、洵ニ新ニ登院シタ者ニ於テ心付クダケ同君ハ屢々失敗ヲサレテ居ル、サスレハ全ク此點ニ於テハ同君ノ短所デアル、如何ナル人ト雖モ長所モアレバ短所モアル、短所ヲ短所ト認ムルニ於テ初メテ長所ヲ發見サレルノデアル、島田君ハ規則ニ於テ讀場ヲ取締ルコトハ「自己」短所ナリト云フコトヲ認メラレテ、偏シタ此項ノ有様ナラバ適當ノ機會ニ適任者ニ讓ラレルコトモヤト竊ニ思ウテ居リマシタガ、然ルニ近來之ニ反シテ、寧ロ與黨諸君ノ指圖ノ下ニ、議場ノ諸般ノ問題ヲ强行シャウト云フ傾キニナツテ、最初吾ミが島田君ガ最モ公平ニ忠實ニ議長ノ職務ヲ執ラレツ、アルト信任シタ者ガ、最近ニ於テ遂ニ或種ノ事情ノ爲ニ、與黨ノ指圖ヲ受ケテ、偏シタニ同意セザルヲ得メ有様ニナツタノデアリマス、諸君、私ハ若シ此決議ガ可決サレマシテ、島田君ハ議場ニ於テ取締ル技術ノ上ニ於テ短所アリト認メラレタカラトテモ、既往ニ於ケル島田君個人ノ人格價値ヲ破ルモノデハゴザイマスマイカラ、諸君ハ此點ニ於テ寧ロ此議場ヲ愛スルガ爲ニ、私情ヲ忍シテ御賛成アラムコトヲ希望致シマス

〔拍手起儿〕

打三趙

○副議長(法學博士花井卓藏君) 片岡直溫君

〔片岡直温君登壇〕
〔拍手起ル〕

片闇直溫君

○片岡直溫君 諸君、本員ハ此不信任案ニ對シテ反対ノ意思ヲ表明致シマス、既ニ先刻來津原君、關君ニ依ア反対スベキ理由ハ略明カニナッテ居ルト考ヘマスルカラ、此處ニ重ネテ深クハ申上ケル必要ハナイト信ズル、唯提出者ノ意見ヲ綜合スレバ、昨日床次君が詳細ノ辯明ヲ武藤君ヲシテセシムルト云ウテ置イタニ拘ラズ、討論終結ガ早カリシト云フコトハ、加賀卯之吉君ノ動議ニ對シテ議長ノ整理ノ方法宜シキヲ得ザルト云フ事トガ、此不信任ヲ表白スル骨子トナシテ居ルヤウデアリマス、併ナガラ諸君ニ於テ退イテ能ク自己ノ動作ニ省ミラレテ見マシタナラバ、自カラ自制サル、所ガアラウト信ズル(ヒヤー)

コトハ敢て論難ハ致サナイガ、要スルニ満堂ノ議員諸君が、自ラ反省シテ静慮ヲ守ルノ必要アルコトハ、是レハ最早論ノナイ所デアル。議員其者ガ靜肅ヲ努メ、而シテ讀長ノ職責ヲ盡サルニ至シテ、初メテ此問題が起レバ格別デアル、斯ノ如キ状態ノ下ニアッテ出來タコトヲ、而モソレヲ多ク構造シテ此不信任案ヲ提出セラル、が如キハ、理由ナキノ甚ダシキモノアッテ、議院ノ神聖ヲ自ラ侮辱スルモノデアル（「ノウ」と呼フ者アリ）敢テ多ク言フ必要ハナイト信ズル、即チ本案ニ對シテハ反対ノ意思ヲ表白致シマス○副議長（法學博士花井卓藏君）荒川五郎君ヨリ定規ノ賛成ヲ得テ討論終結ノ動議が提出ニナリマシタ

ト呼フ者アリ死レ和ノ無イト甚ク病聞ニ到ミテ、此ニ起ハシ言ハシキ事也。民黨諸君ノ言ハル、所、成程言論ノ上ニ於キマシテ敬意ヲ表スベキ事モゴザイマスルガ、其前後ノ様子カラ終始ヲ觀察スレバ、故ラニ反対セムト欲シテ反対ヲ構造シツ、アルノデアル、即チ昨日ノ不信任ノ意思ヲ表白スル案ニ對シテ、其前日ニ於テ内務大臣ノ彈

ノ起立ヲ請ヒマス
○副議長(法學博士花井卓藏君) 多數ト認メマス、宣告ヲ致シマス、討論ハ終結
致シマシタ

心ヲ鼓動セシムト欲スルコトニ努メラル、モノト見ルヨリ外ハナニノデアル（拍手起ル）然ラ
ベ昨日ノ問題ハ既ニ「昨日ヨリ繼續シテ論ジテ居ルト觀察シテモ妨ゲナイ」「ノウ」「
ヒヤー」ト呼フ者アリ而シテ諸君ノ此壇ニ立ツテ述ベラル、トコロノ様子ヲ見レバ、同志
諸君ガ席ヲ離レ他ノ者ガ此處ニ立ツテ居ルトキニハ席ヲ退キ、眞ニ其事柄ニ重キヲ措イ
テ、己レノ心配スルコトノ意思ヲ表白スルノ動作トハ見エナイノデアル（「同志會然リ」ト
呼フ者アリ）而シテ昨日此場ニ於テ前川虎造君ノ論旨ノ如キ、實際熱烈ノ情ハ容子ニ
於テ察シマシタガ、言語ノ上ニ於テハ殆ド徹底シタモノハナインデアル、是が即チ誠意ヲ缺キ
不眞面目ナル言動ノ大要デアル、之ヲ一々列舉スレバ實三澤山デアリマスガ、本問題ニ對
シテ他ノ多キヲ言フノ必要ハナイト思フ、然ラバ昨日床次君ガ武藤君ヲシテ言ハシムルト
云フコトヲ御述ベニナックト云フ意思ハ諒トスルガ、併ナガラ是レハ提出スルトキニ、此事
ハ某ヲシテ言ハシムル、此事ハ某ヲシテ言ハシムルト云フ前提ヲ掲ゲテ置イタナラバ、殆ド
問題ハ終結スルトキガ無カラウデハナイカ（通告ガシテアリマシタ」ト呼フ者アリ）通告
ガ如何ニシテアリト雖モ、既ニ議場ノ様子ガ論旨盡キタリト見レバ、討論終結ノ起ルト
云フコトハ、其多數ヲ有セラレタ諸君ノ時代ノ經歷ニ對シテ、一々指摘スベキモノガアル
デハナイカ、ソレ故ニ此問題ニ對シテ不満ヲ述ベラル、コトモ其當ヲ得テ居ラスト思フ、又
加賀宇之吉君ノ發議ニ對シテ、議長ガ茲ニ執ラレタ手續上ニ就テハ、提出者自身が

〔著アリ〕
○副議長(法學博士花井卓藏君) 本案ニ就キマシテ表決ヲ致サウト存ジマス、規則ニ基キマシテ、表決ニ付セラレベキ事項ヲ明白ニ致シマスガタメニ、問題ヲ朗讀致シマス「決議、衆議院ハ議長島田三郎君ヲ信任セス、右決議ス」表決ノ方法ハ衆議院規則並ニ先例ニ依リマシテ、議員ノ身上ニ關スルコトデゴザイマスカラ、無名投票ヲ用ユル積リデアリマス——閉鎖ヲ命ジマス——閉鎖ヲ命ジマス——確カニ閉鎖セラレマシタ
本案ニ就テ表決ヲ致シマス、方法ハ既ニ申上ゲテ置キマシタが、改メテ無記名投票ノ手續ニ就テ、甚ダ失禮デゴザイマスケレドモ、更ニ一言ヲ加ヘテ置キタイノデゴザイマス、必ズ名刺ノ御携帶ヲ願ヒタノデアリマス、可トセラル、方ヘ規則ニ依テ白球、否セラル、方ハ黒球ヲ願ヒマス——チヨット諸君ニ御諮詢致シマス、議員高木正年君ハ御承知ノ通りノ方アルノデアリマス、從ツテ無名投票ヲ爲スニ際シマシテ、黑白何レヲ取ルベキヤト云フコトノ御考慮ハアルノデアリマスガ、此議題ニ就キマシテハ選擇ノ自由ヲ有セラレヌノデアリマスカラ、例ニ依リマシテ給仕ニ命セラレテ之ヲ投ズルト云フコトニ致シタイト思ヒマス、御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(法學博士花井卓藏君) 其通リニ致シタイト存ジマス
(書記氏名ヲ點呼ス)
○副議長(法學博士花井卓藏君) 投票漏ハゴザイマセヌカ——開匣ヲ命ジマス——

○副議長(法學博士花井卓藏君) 其通
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(法學博士花井卓藏君) 其通り一致シタイト存シマス
〔書記氏名ヲ點呼ス〕
○副議長(法學博士花井卓藏君) 投票漏ハゴザイマセヌカ
開鎖

關金

云フコトハ「讀」ケテク速語テ能クタルテナリセバ、然ニ此語場ニ於テ繰出シテ、君ノ論ゼラレタ通り、甚ダ是レハ無理ナル責メ方デアラウト思フ、其一半ト云フタナラバ、諸君が議長ヲシテ成ルタケ紛亂ニ陷レシメア、之

○喜三郎君 賴母木 桂吉君 高本 正年君 加藤 彰廉君
 紫安 新九郎君 金澤 仁作君 金澤 種次郎君 平沼 亮三君
 田村 新吉君 丸山 芳介君 下岡 忠治君 多木久米次郎君
 大池 忠助君 齋藤 喜十郎君 大隈 信常君 小林 丑三郎君
 根岸 嶋太郎君 關 和知君 戸叶 薫雄君 九鬼 紹七君
 小山 松壽君 増田 次郎君 大村 和吉郎君 西田 庄助君
 河崎 助太郎君 古屋 廉隆君 小山 東助君 大場 茂馬君
 今村 七平君 橫山 章君 櫻井 兵五郎君 本田 親清君
 原本 大三郎君 渡邊 新太郎君 湯淺 凡平君 木村 平右衛門君
 青木 磐雄君 三木 與吉郎君 須見 千次郎君 白川 友一君
 増田 瓜三君 今西 林三郎君 奥村 七郎君 的野 半介君
 高山 真平君 三浦 得一郎君 田中 省三君 岸本 賀昌君
 金子 元三郎君 秋山 定輔君 伊藤 義平君

○副議長(法學博士花井卓藏君) 島田議長ノ復席ヲ求メマス

(拍手起立)

○副議長法學博士花井卓藏君議長席ヲ退キ議長島田三郎君復席ス

(拍手起立)

○議長(島田三郎君) 是ヨリ日程第五、衆議院議員選舉法中改正法律案ヲ議題ト致シ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長横山金太郎君

(「横山君ハ懲罰委員會ニ行シテ居リマスカラ、理事ヲシテ報告セシムベシ」と呼
フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 理事青木磐雄君

(青木磐雄君登壇)

(拍手起立)

○青木磐雄君 委員會ノ報告ヲ致シマス、岸本君ヨリ提出ニナリマシタ衆議院議員選舉法中改正法律案ノ委員ハ、先キニ森田君カラ御提出ニナリマシタル同法ノ改正法律案審査委員会同シク付託サレマシタノア、慎重審議取調ヲ致シマシタコロガ、改正案提出ノ如ク、沖繩縣ニ於キマシテハ、既ニ那霸區へ人口が五万五千カラニ満チテ居リマスルノア、之ニ獨立選舉區ヲ許シマシテ、一人ヲ選出サセルコトニ致シマスルシ、他ノ郡部ニ於キマシテハ、宮古、八重山ノ二郡ハ今日ノ状勢デハ最早選舉權ヲ與ヘモ宜イ状勢ニ立至シテ居リマスルノア、此部ニ於キマシテ二人、都合沖繩縣ニ於キマシテ四人出スト云フ提案ハ、委員會ニ於テ可決致シマシタ、ドウカ當場ニ於テモ委員會ノ決議通り御

第一讀會ノ續(委員長)
報告

○副議長(法學博士花井卓藏君) 島田議長ノ復席ヲ求メマス
〔拍手起立〕
〔副議長法學博士花井卓藏君議長席ヲ退キ議長島田三郎君復席ス〕
〔拍手起立〕

平出	喜三郎君	紫安	新九郎君	大田	河崎	今村	木原	高青	木根	小池	岸	岸	大池	村	田大	紫安	喜出
賴母木	桂吉君	金澤	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	賴母木	桂吉君
桂吉君	金澤	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	桂吉君	金澤	仁作君
種次郎君	忠治君	信常君	小林	下岡	隈	下岡	隈	金澤	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	種次郎君	忠治君
正年君	加藤	亮三君	丑三郎君	喜十郎君	關	增田	古屋	高木	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	正年君	加藤
彰廉君	元	喜三郎君	和知君	次郎君	慶隆若	慶隆若	横山	木原	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	彰廉君	元
多木久米次郎君	平沼	亮三君	九鬼	大村	戶叶	大村	木原	高木	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	多木久米次郎君	平沼
七君	和吉君	薰雄君	小林	井	櫻湯	湯淺	渡邊	木原	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	七君	和吉君
七君	薰雄君	九鬼	東助君	兵五郎君	須見	千次郎君	新太郎君	木原	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	七君	薰雄君
七君	薰雄君	九鬼	大場	本	奧村	奥村	西林	木村	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	七君	薰雄君
七君	薰雄君	九鬼	茂馬君	親	中	中	三浦	平右衛門君	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	七君	薰雄君
七君	薰雄君	九鬼	馬君	清君	省	得一郎君	與吉郎君	友一君	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	七君	薰雄君
七君	薰雄君	九鬼	半介君	賀昌君	田	田	田	木村	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	七君	薰雄君
七君	薰雄君	九鬼	賀昌君	賀昌君	定	定	定	平右衛門君	仁作君	丸山	忠助君	新吉君	金澤	仁作君	丸山	七君	薰雄君

フコトハ争フコトが出来ナイノデアリマス〔ヒヤー／＼ト呼フ者アリ〕是ハ今私ガ日本ノ例ヲ以テスルナラバ、大ニ諸君ノ御機嫌ヲ損ズルカモ知レマセバ、外國デモ是ハ能ク経験シタコトデアリマス、選舉法ノ惡ルイタメニ良イ議員が出来ナイノデアル、或ル處テハ國家ノ大祭ガアルタメニ——大キナオ祭ガアルタメニ、ソレニ與ラムガタメニ、議員が出タコトモアル、佛國ニモ其例ハアル、サウ云フ風デアリマシテ、是ハ選舉法ノ改正ハ根本ニ於テシナケレバ、一局部ヲ改正シテモ何ニモナラヌノデアル、而シテ此議會が立法ノ府タル權威ヲ失墜シテ、恰モ諮詢機關デアルカノ如キ議案ヲ通過スルノハオモシロクナインデアリマスカラ、其理由ニ依シテ、是ハ來ルベキ議會ニ於テ本統ノ完全シタル選舉法改正案が出来時分ニハ必ズ沖繩縣モ組込マレルノデアリマスカラ、私ハ成ベク提出者が取下ゲニナルコトヲ希望致シマスガ、今日ノ場合サウ云フコトモ致シマスマイカラ、私ハ反對ノ意思ヲ表明スルノデアリマス

○議長（島田三郎君）賛成々々〔下呼フ者アリ〕
（相島勘次郎君登壇）反対通告ガアリマス、相島勘次郎君
（拍手起立）

○相島勘次郎君此議案ノ精神ニハ勿論利ハ贊成デアリマス、併ナガラ此法律案殊
クナインデアリマスル、是が建議案トシテ、沖繩縣ノ人口ガ是レダケニナツカラシテ、議員
ヲ一人殖ヤシタイト云フヤウナ希望ニアレバ、其希望ハ取ルベキデアリマセウ、併ナガラ國
家ノ法律トシテ之ヲ改正スル時分ニハ、日本ノ法律トシテ當テ嵌ルベキモノニナシテ居ラ
ナケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアリマス、而シテ人口ノ増シタガタメニ議員ヲ増サナケレバ
ナラヌ、或ハ獨立市ニアテ而モ市トハナシテ居ルケレドモ、選舉法發布後ニ獨立市ト
ナツタタメニ、今日テハ獨立ノ選舉區ヲ有ツテ居ナイヤウナモノガ、十三モ十四モアルノデ
アリマス、ソレ故ニ法律ヲ改正スルト云フコトニナリマスレバ、日本ノ法律トシテ改正ヲ
シナケレバナラヌト私ハ思フノデアル、唯沖繩ノ一局部ノコトダケラ改正ヲ致シマシテモ、ソ
レハ改正ヲスルタメニ却テ不調和ニナルト云フヤウナ次第ニアリマスカラ、私ハ案ノ精神ニ
於テハ之ヲ贊成ラ致シマスケレドモ、法律トシテ見ル時分ニハ甚ダ不完全ナモノデアル、
勿論此議會ガ行政府ノ諮詢ノ府デアツテ立法ノ府デナイナラバ、ソレハ政府ノ參考トシ
テ如何ナル法律ヲ差出シテモ宜シイノデアリセウ、併ナガラ立法ノ府デアル、行政府ノ
諮詢機關デハナイノデアル、然ルニ動モスレバ此議會ト云フモノガ恰モ行政府ノ諮詢府
デアルカノ如ク追ミナツテ來ルト云フコトハ、悲シムベキ現象デアラウト私ハ考ヘルノデアリマス
(拍手起立)或ハ議長問題ガドウデアルトカ、喧嘩ヲ極メルトカ云フコトデ以テ、諸君ハ議
會ノ品位ヲドウスルトカ云フ御議論ハアリマスケレドモ、サウ云フコトヨリモ何ヨリカモ、苟
モ立憲政體ニ於テ立法府ガ諮詢機關トシテ甘ンズルカノヤウナ議案ガ出テ、サウシテクレ
ガ氣モナク通過スルト云フコトハ、是ハ實ニ憂フブキ現象デアルト考ヘルノデアリマス(拍
手起立)而シテ此選舉法ノ如キモノハ決シテ唯一ノ地方ニ於テノ獨立區ヲ許スト云フヤ
ウナコトニ於テ完全ブルモノデハナイ、選舉法ノ改正ニ付テハ吾々モ議案ヲ出シテ毎回
争ツテ居ルノデアリマス、我政府ニ於テモ是ハ何トカセネバナラヌト云フノデ、現ニ改正案
ハ出來テ居ルノデアリマス、唯一ノ沖繩縣ノ一局部ノコトガ改正サレタカラト云ツテ、決
シテ此選舉ト云フモノガ廓清サレルモノデハアリマセヌ、ドウシテモ選舉法ノ改正ト云フコ
トヲスルナラバ、選舉權ノ擴張デナケレバナラヌ、選舉權ヲ擴張セシテサウシテ徒ニ唯
此一局部ノ改正ヲシテモ、ナカニ選舉ノ廓清ト云フコトハ行ハレナイ、選舉ノ廓清
ガ行ハレナケレバ、其反映トシテドウシテモ國家ノ選良タルベキ人ハ、出惡クナルト云
フコトハ争フコトが出來ナインデアリマス(ヒヤク一ト呼フ者アリ)是ハ今私ガ日本ノ例
ヲ以テスルナラバ、大ニ諸君ノ御機嫌ヲ損ズルカモ知レマセヌガ、外國デモ是ハ能ク經驗シ
タコトニアリマス、選舉法ノ惡ルイタメニ良イ議員が出て來ナインデアル、或ル處ニハ國家ノ
大祭ガアルタメニ——大キナオ祭ガアルタメニ、ソレニ與ラムガタメニ議員が出来タコトモア
ラ、其理由ニ依テ、是ハ來ルベキ議會ニ於テ本統ノ完全シタル選舉法改正案が出ル
トヲ希望致シマスガ、今日ノ場合サウ云フコトモ致シマスマイカラ、私ハ反對ノ意思ヲ表
明スルノデアリマス

(武藤金吉君登壇)

(拍手起立)

○武藤金吉君 諸君、私ハ本案ニ賛成ノ意見ヲ述ベル者デアリマス、本案ハ衆議院選舉法ノ別表ノ改正デアリマシテ、沖繩縣ニ於テ人口ノ増加ニ伴フ衆議院ノ頭數ヲ増スト云フ、又那霸港ハ五万五千以上アル人口デアリマシテ、獨立選舉區ニ爲スト云フ案デアリマス、此選舉法ノ改正ニ付キマシテハ、單ニ別表ノ改正ニ止マラヌシテ、全體ニ改正スペキ點ガ少ナカラヌト思ラノデアリマス(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)殊ニ此選舉法ノ改正ニ付テ本年ニ於ケルコロノ總選舉ニ付キマシテハ、改正スベキトコロノ必要ノ要點が多々アルト信シマス(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)其最モ改正ラシ、之ヲ防ガナケレバナラヌト云フ條項ハ、官權ノ壓迫デアリマス(「ヒヤ／＼」拍手起立)又投票ノ買收ニアリマス(拍手起立)是等ニ付テハ本員ハ其事實ヲ列舉シ、サウシテ諸君ノ御参考ニ供シテ、本案ヲ決定スルト云フコトハ敢テ無用デナイト信ズル者デアリマス(拍手起立)「無用々々」案ニ關係ナシ(「議題外」問題外)「問題外」問題外ナイ「サウ云ノコトヲスカライケナイ」「先例ガアル」其他發言スル者多シ)本年三月二十五日ニ於テ行ハレタル總選舉ニ付キマシテハ、吾ニハ幾多ノ教訓ヲ得タノデアリマスガ、幾多ノ憂フベキトコロノ事蹟ヲ見タノデアリマス(「御同感」ヒヤ／＼)「ト呼フ者アリ)殊ニ北弊害ヲ矯正スルト云フ點ニ付テハ、諸君モ同感デアルト信シマス(「然リ々々」ト呼フ者アリ)現内閣ハ(前内閣モ)「ト呼フ者アリ)其成立當時ニ於テ黨弊打破ヲ標榜シ、又選舉廓清ノ宣言ヲサレテ居ル(「其通り實行シタリ」ト呼フ者アリ)而シテ大隈内閣ハ既ニ選舉干渉ノ準備ト致シマシテ(「ノウノウ」昨年成立一箇月後ニ於テ、地方官ノ大更迭ヲ行ヒ更ニ今年一月(「政友會其俑ヲ作ル」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 武藤君ニ御注意致シマス

○武藤金吉君 地方官ノ更迭ヲ行ハレテ……

○議長(島田三郎君) 武藤君、議題外ニ瓦ルコトハ出來マセヌ

○武藤金吉君 選舉ニ關スル惡風ヲ助長致シタノデアリマス

○議長(島田三郎君) 武藤君、御注意致シマス

○武藤金吉君 是ハ選舉ニ關スル大切ナ参考ニナルコトデアリマス……

○議長(島田三郎君) 議題外ニ瓦ルコトヲ得ズトアリマス

○武藤金吉君 議題外ニ瓦ルコトハ出來マセヌ、此惡風ヲ助長シタ云フコトハ、選舉権ヲ公平ニ行フト云フコトニ非常ナ關係ヲ持ツモノデアリマス(此時發言スル者多シ)諸君、惡風助長ノ發端ハ抑何レノ人ガヤタノデアリマス、何レノ時ニ於テ行ハレタノデアリマス、總理大臣大隈伯爵ハ選舉ノ廓清ヲ爲スト云フコトヲ宣言ラシテ、先づ以テ(「問題外」問題外)「沖繩縣ノ選舉區ノ問題ト何ノ關係ガアルカ」ト呼フ者アリ)アリマス、候補者ノ物色ニ付キマシテ先づ以テ大臣ノ……

○議長(島田三郎君) 武藤君、討論ハ議題外ニ瓦ルコトヲ得ズト云フ規則ガアリマス(「議題外アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○武藤金吉君 決シテ議題外ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) ……

(發言スル者多ク聽取スル能ハス)

○武藤金吉君 諸君、決シテ(「議題外」ト呼フ者アリ)決シテ是レハ議題外ニアリマセス

(「議題外」ト呼フ者アリ)議題外ニアリマセヌ(「良心ニ問ヘ」ソチノ良心ニ問ヘ「著炭黙レ」ト呼フ者アリ)總選舉ノ惡風助長ニ關シマシテハ、是レハ一般ニドナタモ憂ヘテ居ラレルコトデアッテ如何ニシテ之レヲ爲スカト云フ事實ヲ證明スルノデアル、諸君、大隈伯ハ(紛擾ノ種詩ク權兵衛「默レト呼フ者アリ)本年ノ總選舉ニ於キマシテ(「何ヲ云々テルンダ」ト呼フ者アリ)選舉ノ監督者タル責ヲ盡スニ當シテ、嚴正公平ヲ執テ(「議題外」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 再度ノ注意ヲ與ヘマス

○武藤金吉君 選舉ノ弊害ヲ杜絶スルト云フコトヲ言ハレテ居ル、然ルニ大隈伯ノ選

舉ニ對シテ爲サレタルトコロノ實例ハ如何デアリマス(「問題外」ト呼フ者アリ)問題外ニアリマセヌ(「問題外ニアラズ」先例アリ)「先例ガアッテモ惡例ダ」「惡例ハソチモ

ガ作ツタノダ」ト呼フ者アリ)昨年ノ先ツ候補ヲ立テルトキニ於テ、大臣ハ自ラ手ヲ下シテ

金力アル者、又其關係ニ依テ候補者自ラガ内閣ニ居シテ候補者ヲ作ツタト云フコトモ

開イテ居ル(「問題外問題外」問題外チャナイ「ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 武藤君、問題外ニ瓦ルコトハイケマセヌカラ制止致シマス

○武藤金吉君 「問題外ナリ」「問題外デハナイ」ト呼フ者アリ)

○武藤金吉君 ソレカラ官吏ノ……

○議長(島田三郎君) 武藤君、ソレハ選舉法ノ改正案トハ何等ノ關係モアリマセヌ

○武藤金吉君 アリマス(「アリマセヌ」議長ノ制止ニ從フベシ」「退場セシムベシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 議長ノ制止ニ從ハザレバ餘儀ナク規制ヲ厲行致シマス

○武藤金吉君 何シテ是レガ差支ヘマス

○議長(島田三郎君) 問題外ニアラズ(「問題外問題外」問題外ニアラズ)ト呼フ者アリ議場騒然)武藤君制止シマス

○武藤金吉君 官吏ノ說諭的干涉ハ(「問題外」ト呼フ者アリ)問題外ニアラズ(議場騒然)議長ノ制止ニ從フベシ」「退場ヲ命ズベシ」「ヤルベシ、大ニヤルベシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 再ニ注意ヲ與ヘマス、沖繩縣ノ選舉區ノ改正案ト何ノ關係ノナイ議論ハ禁シマス(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)拍手起立)

○武藤金吉君 關係ガアリマス、大ニアリマス

○議長(島田三郎君) 衆議院規則ニ依テ與ヘラレタル議長ノ權限ニ依テ、無關係ノ

言論ヲ禁止シマス

○武藤金吉君 關係ガアリマス、本年ノ總選舉ニ於キマシテ、官吏ノ說諭的干涉ハ……

○議長(島田三郎君) 第八十七條ノ明文ニ依テ、制止ニ從ハサル議員ノ發言ヲ一日ダケ禁止致シマス

(拍手起立)

(退場ヲ命ズベシ)

○武藤金吉君 選舉法ノ改正ニ(「ソレガイカヌ」ト呼フ者アリ)何シテ、選舉法ニ……

(議場騒然)黙レタク「退場ヲ命ズベシ」ト呼フ者アリ)

(此時下林守衛武藤君ノ傍ヘ進ム)

(アル等ノ聲起り議場騒然)

○議長(島田三郎君) 退場ヲ命シマンシタ

○武藤金吉君 是レハ本員ノ與ヘラレタル演壇ニアラズ(「先例ガ

(アル等ノ聲起り議場騒然)

○議長(島田三郎君) 退場ヲ命シマシタ

(拍手起立)

〔退場ヲ命ジタトハ何事ダト呼フ者アリ議場騒然〕

○議長(島田三郎君) 愈々拒メバ懲罰委員ニ付シマス(ノウヘト呼フ者アリ議場騒然)

〔此時多數ノ議員議長席前ニ進ム〕

○議長(島田三郎君) 命令ヲ數々スルト云フコトハ甚ダ議長ノ職權ニ關係シマス

〔職權濫用」議長命令ヲ執行セヨ「退場ヲ命ズベシ」「演壇ニ登ルナ」「發言ヲ停止シタラ停止シタデ宜イデハナイカ、何ノ爲メノ退場ダ等ノ聲起ル〕

○議長(島田三郎君) 演壇ニ於テ數々注意ヲ與ヘテ其命ニ從ハズ、更ニ禁止スルト云フ命ヲ下セバ禁止セラル、理由ガナイト、此處ニ拒マレタノアリマス、ツレ故第二ノ手續トシテ退場ヲ命ジタノアリマス(拍手起り議場騒然)退場ノ命ヲ拒ミナルナ

ラバ、更ニ第四回目ノ手續ヲ執リマス、再ニ注意ヲ與ヘテソレ奉ゼズ、更ニ禁止ヲ命シテ禁止ヲ拒ミ、更ニ退場ヲ命ジテ守衛ノ執行ヲ拒マルノアリマスカ(禁止ニ從ハザル者ハ退場セシムベシ)拒ンテ居ナイト呼フ者アリ

〔退場スベシ」「制止ニ從シテ居ルハナイカト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) ツレ故ニ唯今ハ……(議場騒然聽取スル能ハス)暫時休憩致シマス——休憩ラ致シマス——休憩ラ致シマス

午後四時一分休憩

午後四時三十九分開議

○議長(島田三郎君) 休憩前ニ議事ヲ續ケマス、武藤君ニ申マスガ、先刻議長ノ命ヲ御拒ミニナッタニ付テ、懲罰委員ニ付スルコトニ致シマス

(拍手起立)

○森田茂君 議長

○議長(島田三郎君) 森田茂君暫ク——マダ前ノ續キガアリマス、日程第五ノ引續キテアリマス、岸本賀昌君ノ辯明ヲ求メマス

(岸本賀昌君登壇)

○岸本賀昌君 唯今相島君カラノ意見ガアリマシタガ、是ハ相島君ニ於カレマシテハ我

縣ニ於ケル所ノ今日ノ行政上ノ位置ヲ御存ジナカラデアリマス、第一ニ何カ日本ノ法律トカ何トカ云フ事ヲ繰返シテ仰シャツタヤウデアリマス、又其體裁ヲ備ヘスト云フコトモ

仰シャツタノアリマス、何處が體裁ヲ備ヘヌカ、別表ノ改正案ニ就テノ御意見ガアルナラバ、訂正サル、ガ宜カラウト思ヒマス、此相島君ノ根本ノ間違ト云フモノヲ辯シナケレバナラズ、相島君ノ根本ノ間違ト云フモノハ、沖繩縣ニ於ケル此法律ノ改正案ノ趣意ト云フモノハ、他府縣ニ於ケル人口ノ増加ノ結果、自然人員ヲ增加スル、サウ云フ趣意デナリ、既二十年前ニ於テ斯ノ如キ改正ガ無ケレバナラヌ所アリマス、ソレガ地租條例

ト云フモノガマダ施行ニナラナイ、其結果ト致シマシテ今日マテ此儘ニナシテ居タノアリマスカラ、決シテ他府縣ニ於ケル人口ノ増加ノ結果、他府縣ニ於テ増スト云フヤウナサウ云フモノハ全ク違ヒマス、殊ニ此十一ノ市ト云フモノガ年々歲々此議會ニ法案トナリ

マシテ、提出ニナリマシテ通過致シタコト知シテ居マス、ソレガドウテアリマスカト云フト、此十二ノ市ト云フモノハ、明治三十三年ノ頃ニ此選舉法ノ制定ニナリマシタ、其後ニ於

キマシテ出來タ市街ニアリマス、選舉法制定ノ當時ニ於テ其市街地ハナカタ、然ルニ那霸區ハ選舉法制定當時ニ於テ二万五千ト云フ人口ガアタノアリマス、然ルニ一面ニ

於キマシテ郡制ノ關係其他舊制が殘シテ居リマシテ、此全體ノ中カラ宮古、八重山二郡

ヲ除イテ唯斯カ云フモノニ引括メテ殘ツタモノニ漠然ト與ヘタモノニアリマシテ、其當時ニ於テ獨立ノ選舉區トシテ資格ガアツタノアリマス、斯ノ如ク根本ニ於テ理由が違ツ

テ居リマス、斯カ云フモノハツマルコロ十年前ニ與ツベキ權利デアツタケレモ、今日マテ

残サレテ居リマシタノアリマス、十年前ニ既ニ與ヘテ宜カツタ權利ヲ、今日與ヘルニ過ギ

ナイノテアリマス、ソレガ何デ他ノモノニ關係致シマセウカ、勿論他ノ府縣ニ於ケル所ノ人

口ノ增加ト云フ案ガ出マスレバ贊成ヲ致シマス、又三十三年ニ此選舉法ガ施行サレマ

シタ後ニ於キマシテ出來マシタ所ノ市街地、是モ二万以上ノ市ニナツタ町村ニ對シテ案ガ

シマスレバ、無論贊成致シマスケレドモ、ソレガ爲ニ之ヲ延バストカ權利ヲ與ヘヌトカ、既ニ十年前ニ與ヘテ宜カツタモノヲ與ヘヌト云フコトハ少シモ理由ガナイノニアリマス、是ダケ

ヲ辯明致シテ置キマス

○議長(島田三郎君) 委員長ノ報告ニ對シテ反對ガアリマスカラ、本案ニ就テ第一

讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、第二讀會ヲ開クニ同意ノ御方ノ起立ヲ請ヒマス

ニ十年前ニ與ヘテ宜カツタモノヲ與ヘヌト云フコトハ少シモ理由ガナイノニアリマス、是ダケ

ヲ辯明致シテ置キマス

○議長(島田三郎君) 第二讀會ヲ開クニ決シマス

○荒川五郎君 議長

○荒川五郎君 直チニ第二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決確定アラムコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 「贊成タク」ト呼フ者アリ

○横田千之助君 荒川五郎君ノ動議、直チニ第二讀會ヲ開イテ讀會ノ順序ヲ省略スルコトニ御異議ヘアリマセスカ

○議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシ」「異議アリ異議アリ」「修正案ガアリマス」ト呼フ者アリ

○横田千之助君 議長

○議長(島田三郎君) 横田千之助君 此處へ入レタノアリマス

○横田千之助君 簡單デアリマスカラ自席カラ申上ゲマス、修正案ノ趣意ハ斯ウデアリマス、選舉ニ關スル不正行爲ヲナシタル者ハニ箇年以下ノ懲役ニ處スト云フ條項ヲ

此處へ入レタノアリマス

○議長(島田三郎君) 横田千之助君 其趣意ヲ武藤君カラ辯シマス

(武藤金吉君登壇)

○横田千之助君 (武藤金吉君登壇) 其趣意ヲ武藤君カラ辯シマス

(議場騒然)

○議長(島田三郎君) 「ヒヤク」「懲罰デナイカ」「發言權ヲ得タ」「發言權ヲ得ナイ」ト呼フ者アリ

(議場騒然) 武藤君

○議長(島田三郎君) 懲罰委員ニ付セラレテ直チニアチラニ喚ハレル場合デアルノニ

(武藤金吉君) 何デス

(ヤルベシ) 「引ズリ出セ」「議長退場ヲ命ズベシ」「議事ノ進行ヲ妨グル勿

レ」「同志會」議長ニ非ズト呼フ者アリ議場騒然

キマシテ出來タ市街ニアリマス、選舉法制定ノ當時ニ於テ其市街地ハナカタ、然ルニ那

霸區ハ選舉法制定當時ニ於テ二万五千ト云フ人口ガアタノアリマス、然ルニ一面ニ

「退場ヲ命ズベシ」勝手ニ登ツタ「退場セシメヨ」「議長席ニ行ツテハイカヌ」「議長ト私語ヲ許サズ」「退場ガ命ジテアルノデスヨ」「オイ政友會ノ諸君、サウ執拗ニスルナ」「議場ノ神聖ヲ紊ル者ハ誰ダ」「議長宣告シテ降ロセ」「議長耻ヲ知ラヌノ

○森田茂君 講長——議長

○議長(島田二郎君) 森田茂君

〔「豆壇をヤ」ト呼フ者アリ〕

〔拍手起ル〕

○森田茂君　發言ヲ得マシタ、唯今懲罰委員ニ付スルト云フコトノ「今ノ修正案ハ

○議長（島田三郎君）　愈々無能ト呼フ者アリ
タナラバ、修正ヲ議題ニ供シマス
○議長（島田二郎君）　唯今ノ宣告ハ更メテ直ニ讀會ヲ開キマス、是レハ修正者ニ
便宜ヲ與アル爲メニ左様ニ決定致シマス

衆議院議員選舉法中改正法律案(岸本賀昌君外二名提出)

第一二讀會

〔高木益太郎君登壇〕
〔拍手起ル〕

○高木益太郎君

太郎君

○高木益太郎君 諸君、唯今政友會ノ横田千之助君カラシテ衆議院議員選舉法中ノ改正案ノ修正案が出来マシタ、本員ハ此修正案ニ賛成ヲ表スル者アリマス、唯今横田君ノ御提案ニ依リマスト、選舉ニ關スル吏事が選舉ニ關シテ職權ヲ濫用シ、其他

不正ノ行爲ガアル者ハ懲役一年以下ノ刑二處スト云フコトノ御提案テアリマス、ソコデ
本員ハ其不正ノ行爲ト云フモノハ相同ナル行爲アレカ、シヨリ此處ニ三擧ゲテ「董憲々々々」

ト呼フ者アリ) 横田君ノ修正案ニ對シテ賛同ヲ表スル意味ヲ確メタイト思ヒマス(拍手起ル) 今回大隈内閣ハ選舉ハ公平ニスルト云フヤウナ訓示ヲ出サレタノテアリマスガ、是

ハ唯漠然トシテ居テ如何ナル事實が公平ニスルノデアルカ、從來此選舉ニ關スル取締ノ弊害ノアツタ點ヲ、如何ナル點ヲ改メヤウト云フノデアルカ、一向具體的ニ示サレタルコ

トハナインテアリマス、而シテ此事柄ハ何人ガ實際此當局ニ當ニ居ルカト云アト、都於テモ田舎ニ於テモ事實ハ警察官デアル、警察官ハ府縣知事ノ命令ヲ受ケテ、長官ノ命合ヲ受ケテ、サウシテ或ハ拂當代、ガ多過ギルトカ車馬賃ノ士拂ノ上ニ坐、確的ナル受

取證がナイカラシテ押領アル、イロイロ此事柄ニ付テ警察官一己ノ判断ヲ以テ、或ハ選舉法違反ナリトシ、或ハ選舉違反ニアラズトシテ、最モ酷イノハ此提案者ノ關係ノ

アル沖繩縣アリマス、昨日ノ官報附錄ノ衆議院ノ速記録ハ明カナル如ク、沖繩縣ノ警察官ハ四錢ノ素麺ヲ選舉運動者ニ食ハシタ、斯ウ云フノデ選舉違反ヲ以テ檢舉シテ居ルノアリマス、是ハ御手許ニ大場君カラシテ提出セラレタトコロノ參照ノ書類ニ依ツ

テ明白ナル譯ニアリマス、如何ニ何ト雖モ此等ノ事實ガ外國ニ其檢舉ニ關スル書類ヲ翻譯サレテ、サウシテ外人が見タラバ、日本ヲ何ト云フアリマセウカ、實ニドウモ非立憲モ甚シイ次第ニアリマス、昨日モ大場君ガ衆議院議員選舉法違反檢舉ニ關スル建議案ノ御提出ガアリマシテ、此案ニ付テ政府當局ニ對シテ選舉人若クハ運動者ヲ承諾同行ト云フコトニ警察又ハ檢事局ニ檢舉ヲシテ來タ者ノ數ハドノ位アルカ、又一旦警察ナリ檢事局ヘ承諾同行ノ名ヲ以テ檢舉ヲシテ來テ、其人間ヲ其日モ歸ヘサズ翌日モ歸ヘサズ、翌々日モ歸ヘサス、此取調ヲスルトコロノ役人ハ晝間ハ寢ルノデアリマス、取調ヲ受クルトコロノ人間ハ徹宵訊問ヲ受クルノアル、甲ノ役人ガ寝ルト乙ノ役人ガ之ニ代ツテ訊問ヲスルノアル、サウシテ勝手次第ナ法律ニ認メテ居ラヌ聽取書ナドト云フモノヲ捺ヘテ、サウシテ之ヲ裁判所ヘドン々送ルノアル、日本ノ憲法ノ明文ヲ見ルト「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁處罰ヲ受クルコトナシ」ト書イテアル(拍手起ル)然ルニ是ガ五人殺ヲシタトカ、七八人斬ヲヤッタトカ、掏摸ノ親方ヲヤッタト云フコトニアレバ、マダ多少法律運用ノ手心ノ上ニ於テ、警察がヤリ過ギタト云フコトガアリマスガ、苟モ堂々タルコロノ紳士アル、一府縣ニ於テ届指ノ財產家、届指ノ政治家、平生ハ十圓カ十五圓取ルトコロノ警察官ト云フモノハ、言葉ヲ交ハスコトモ出來ナイヤウナ社會上ノ懸隔ガアル、所ガ一旦選舉ニナルトドウカト云フト、所謂選舉取締費用ト云フモノハ二十何万圓カ出テ居ル、其外裁判所ノ機密費ト云フモノガアル、而シテ總テ外ノ事務ト云フモノハ一切投棄テ、シマツテ司法大臣ノ指揮監督ノ下ニ居ルトコロノ檢事カラ下ハ巡查、探偵、犬ノ如キ者ニ至ルマデ、悉ク此候補者ノ廻ニクッ付イテ、サウシテ勝手次第ノコトヲ言フノアルマス、肩デ風ヲ切ツテ斯ウ云フヤウナ場合ニ一ツ平生月給が廉イカラシテ、威張リ得アルト云フヤウナ具合デ、堂々タル紳士ニ對シテ運動費ハドウデアル、事務所ハドウデアルト云フヤウナコトヲ訊問スル、ソレ甚ダシキニ至ツテハ有權者ニ向ツテ汝ハ何人ニ入レルノデアルカ、何が故ニ入レルノデアルカト云フコトヲ聽ク、全ク選舉法ノ精神、無記名投票ノ精神ニ反スルノアル(「ノウ」と又ハ等取締ト云フコトガ付テ居ラヌ、即チ承諾同行アルトカ、徹宵訊問ト云フコトハ、名ヲ承諾ニ藉リテ、サウシテ憲法ノ規定ニ違反シ人權ヲ蹂躪シテドン々検舉ヲスルノデアリマスカラ、斯ノ如キ不法ナルトコロノコトヲヤッテ居ルト云フコトハ、今日マテノ議會ノ歴史ノ上ニ於テアリマセウカ、成程以前吾々ガ此議會ニ於テ地位ヲ持タナカツ時代松方時代ニ於テ選舉干渉ト云フコトハアッタカ、此時代ハ暴行ヲ以テシタノアル、露骨ニヤッタノアル、正直ニ亂暴ヲヤッタノアル、今度ノハ陰險ニヤッタノアル(「ノウ」とト呼ヒ拍手スル者アリ)若シ程度ノ上カラ言ヘバ、今度ノ選舉干渉ノ方が其罪惡ノ度が深イノデアリマス(「ヒヤ」と拍手起ル)殊ニ大隈伯ハ如何ナル運動ノ方法ヲ執タカト云フト、是ハ參照トシテ之ヲ「ヒヤ」讀ミマスルト、今夜ノ十二時マデカカル、「讀メ」と「ドウデス讀ンデハ」「ト呼フ者アリ」御請求ナラ讀ミマス(「分ツテルカラ讀マナイデ吳レ給ヘ」ト呼ヒ拍手スル者アリ)若シ程度ノ上カラ言ヘバ、今度ノ選舉干渉ノ方が其罪惡ノ度が君ノ態度如何ニ依テ讀ム、讀マヌト決定致シマス(拍手「讀メ」と「ト呼フ者アリ)大隈伯竝ニ大浦子爵、加藤男爵、尾崎、若槻、一本、武富、河野、斯ウ云フ諸名士ノ名前ヲ以テ、即チ此現内閣ノ各大臣ノ名前ヲ以テ、有權者ニ對シテ誰々君ヲ投票シテ貴ヒタイト云フ投票勧誘ノ依頼ヲ爲シテ居ル(「修正ナラ修正ト箇條ヲ言ヘ」ト呼

ル、苟モ常識ノアル人ハ直ニ分ルコトアル（「外務大臣ハ事實ナイト辯明シテ居ルテ
ハナイカ」「友人ニ金ヲヤルニ何ノ差支ガアル」ト呼フ者アリ）石川縣大分縣ニ於ケル選舉
干涉ノ事實ト云フモノハ（「大勢ガ分ラヌカ」「呆レテシマフ」「段々値打ガ下ガル」「君ノ人
格ノ爲メニ惜ム」ト呼フ者アリ）此參照書類ノ選舉干涉ノ書類ニ明白デアル（「問題ハ
選舉干涉ナイト」ト呼フ者アリ）又前橋ノ如キハドウテアリマス、國民ノ費用ヲ以テ何百
萬圓ト云フ鬚絲ニ保護ヲ與ヘルト云フ一面ニ於テ内約ヲシテ置イテ、而シテ大隈某ナル
モノヲ以テ此前橋市ノ保護ノ中心地點ニ向シテ、候補者ニ爲スコトハ如何ナル人が見テ
モ選舉ニ關スル不正行爲ト見ナイモノハナカラウト考ヘル（拍手起ル）之ヲ推薦スル者モ推
薦スル者ニアレバ、承諾スル者モ承諾スル者ニアリマス、斯ウ云フ不正ノ事實ト云フモノハ山
ノ如クデアルノアリマスカラ、吾ミハ此際（「議長眼ヲ八方ニ配レ」「佐々木蒙古ニ向ケ
ヨ」「幾ラデモ來イ」ト呼フ者アリ）須ラク取締方針ヲ作ル必要ガアルト云フコトハ疑ガナイ
ト思フ、殊ニ警察ノ東員ニ命シテ運動者ヲハ警察署ニ喚出シテ、殊ニ東京市ノ如キハ
一般ノ有權者ヲ喚出サウト云フコトノ計畫ヲ立ツタ、所が東京市ノ東員ノ中テ話ガアッ
テ遂ニ行ハレナカッタノアケレドモ、何ノ必要カアシテ衆議院議員ノ選舉ニ限シテ、有權
者若クハ運動員ヲ特ニ警察ガ注意ヲスル必要ガアルノアルカ、若シ選舉ト云フコトが大
切デアルナラバ衆議院議員ノ選舉バカリデナイ、府縣會議員、郡會議員、區會議員、町
村會議員或ハ氏子總代、檀家總代ノ選舉ニモ必要ガアラウト思フ、彼ニ對シテハ何等
ノ取締訓示ヲナサズシテ、之ニ對シテ嚴重ナル取締ヲナスト云フコトハ何事デアルカ、殊ニ
認定ノ如何ニ依シテ（「值打ガナイ」ト呼フ者アリ）最モ問題ニナシテ居ルノハ實費ノ問題
デアル、實費ノ問題ノ中テ一番ヤカマシイ問題ハ辦當料ノ問題デアル（「辦當ノコトバカ
リ言フナ」「ト呼フ者アリ」）辦當料ノ問題ノ認定如何ハ巡査ノ見込一ツデアルノアルカ
ヲ、各所ニ於テ非常ニ違法ナル檢舉ガアッタ、其處ニ昨日大審院ハ會議ヲ開イテ餘り
此不當不法ナルトコロノ檢舉ガアルノアルカラ、社會上常識上相當ナル飲食ノ提供
デアレバ、決シテ選舉違反ヲ以テ論ズベキモノデナイト云フコトニ付テ、詳細綿密ナル所ノ
地方裁判所ニ於テハ判決ヲシタノアル、是ハ何シテアルカト云フト、餘リ行政權ノ壓迫
干涉が酷イノアルカラシテ、超然タルトコロノ司法權ハ此際立派ナル判決ヲ示シタノデ
アリマス、之ニ依テ見デモ今回ノ選舉ト云フモノハ警察官ノ認定如何ニ依シテ、殆ド憲
法政治ノ運用ト云フモノハ警察官ノ手ノ中ニ收メラレタノアル（拍手起ル）實ニ危險
千萬ナル事柄デアリマス、此故ニ吾ミハ此人民ニ對シテ嚴重ナル法律ヲ作ルヨリハ、選
舉ニ關スル東員選舉ニ關スル役人ニ對シテ、嚴重ナル取締ヲ作ルト云フコトハ、今日
最モ必要ナルコトヲ感ズルノアリマス（拍手起ル）依テ横田君ノ提案ニ對シテハ同意ヲ
表シマス、ドウゾ滿場一致ヲ以テ御可決アランコトヲ望ミマス（拍手起リ）ノウノ

第一 全國一般ヲ通シテノ干涉大略

現内閣ハ昨年四月成立後僅ニ三旬ヲ經ルヤ地方官ノ大更迭ヲ世ノ耳目ヲ驚カシメ而シテ其ノ後復タ大更迭ノ舉アリ一切異分子ヲ陟ケニ内閣ノ顧使ニ任せシメ之ニ依リテ與黨ノ勢力ヲ扶植セントセリ而シテ其ノ後ノ状況ニ微シ尙ホ異分子ノ存スルヲ覺リタルモノ、如ク第三十五議會解散セラレ臨時總選舉執行ニ關スル詔書公布セラル、ヤ本年一月早々香川、徳島兩縣知事ニ休職ヲ命シ之ニ伴ヒ三縣知事ノ更迭ヲ行ヒ且ツ其他ノ府縣ニ至ルテ内務部長、理事官、警察部長等ヲ更迭セシムル

コト十二名ニ及ビタリ蓋シ總選舉ニ對スル準備ノ爲ニ外ナラズ即チ政府ハ與黨ニ利ナラシメンガ爲メ此ノ準備ヲ爲シタルナリ

政府ノ準備既ニ此ノ如シ此ニ於テカ府縣ニ於テハ郡長、警察署長及分署長以下書記巡查ニ至ル迄更迭ヲ行ヒ以テ此ノ選舉ニ臨ミ甚シキハ警察部ヨリ特ニ警部ヲ出張對派ノ運動ヲ檢束シ與黨ノ候補者ニ便宜ヲ與フルノ舉ニ出デタルアリ

要スルニ現政府が其組織以來屢々地方官ノ大更迭ヲ行ヒ尙ホ選舉ノ初ニ方リ俄ニ地方官ヲ更迭セシメタルガ如キハ問ハズシテ政府眞意ノ存セシ所ヲ知ルベキナリ

二 惡風助長ノ發端

選舉界ノ廓清ヲ期ストハ政府ノ自ラ揚言セシ所ナルが選舉界ノ廓清ヲ期セント欲セバ先づ宜シク候補者ノ選定ヲ慎マザル可ラズ然ニ其ノ選定セシ與黨候補者ノ人物果シテ如何反對黨殊ニ政友會ニ對抗センガ爲ニハ百方候補者ヲ物色シ而シテ之ヲ物色スルヤ敢テ其ノ人物經歷ノ如何ヲ問ハズ唯ダ金力ノ點ニ於テ反對黨ニ對抗シ得ル者ナランニハ歡シテ之ヲ迎ヘ或ハ甘言ヲ以テ之ヲ誘ヒ強ヒテ之ヲ候補ニ立タシメタリ此種ノ候補者ニ在リテ必勝ヲ期スル所以ノ手段ハ唯ダ金錢撒布ノ一事ニ外ナラザルヤ知ルベキナリ而シテ此ノ如キ人物ヲ勸誘シテ候補ニ立タシメタルハ審ニ與黨ノ幹旋ニ委シテ然リシニ非ラズ大限首先ヲ初メ其ノ他ノ閣員等自ラモ其事ニ手ヲ下シ頻ニ各地方ノ資財家等ヲ勸誘シタルノ跡アルハ掩フ可カラザル事實ナリ而シテ又與黨ノ當選ヲ期スル上ニ於テ不利ヲ來スノ虞アル中立其他ノ候補者ニ對シテハ或ハ壓迫ニ依リ或ハ甘言ヲ以テ強ヒテ其候補ヲ斷念セシムルノ舉ニ出テカリ候補者ヲ定ムルノ標準及其手段實ニ此ノ如シ而モ尙ホ選舉界ノ廓清ヲ期シ得ルト謂フヤ

去一月下旬召集ニ於テ大浦内相ハ訓示シテ曰ク

運動費ノ多寡ハ卽チ當選ト否トニ至大ノ關係ヲ有スルガ如キ惡風ヲ馴致シ立憲政治ノ本義ニ遠ザカルコト愈々甚シキモノアラント斯ノ如キハ畢竟能ク選舉本來ノ精神ヲ領解セザルニ因ルト雖モ抑々亦從來取締ノ施行其ノ宜シキヲ得ズ法律規則ノ作用ヲ發揮セシムルコト十分ナラザリシニ歸スルモノ妙シトセズ云々
何ゾ其ノ公會議席ニ揚言シタルコトノ美ナルヤ然ルニ事實ハ全ク之ニ反シ人物ノ經歷ノ如何ヲ問ハズ唯ダ金力ノ一點ヲ以テ反對黨ニ對抗シ得ルガ如キ候補者ヲ慾憲シ百方力ヲ盡シテ其當選ニ便宜ヲ與ヘタルハ是レ實ニ選舉界ノ惡風ヲ助長シ立憲政治ノ本義ニ遠ザカラシメタルモノニ非ズシテ何ヤア其ノ選定セシ候補者ノ顔觸ニ微スルモ既ニ其ノ出發點ニ於テ自ラ選舉界ノ惡風ヲ助長シテ憚ラザリシヲ見ルベキナリ

三 一般ニ行ハレタル干渉手段

今回總選舉ニ初ニ方リ大隈首相ハ地方長官會議ニ訓示シテ曰ク

本大臣ハ諸君が今回ノ總選舉ニ際シ選舉監督者タルノ職責ヲ盡スニ當リ嚴正法ヲ執リ公平事ニ從ヒ断ジテ從來行ハレタルガ如キ選舉ノ弊害ヲ杜絶スルヲ期シ能

ク投票ノ自由ヲ保護シ以テ憲政ノ本義ヲ完ウスルニ務メラレンコトヲ冀フ

又大浦内相ハ訓示シテ曰ク

今回ノ總選舉ニ當リテ各位ハ其ノ部下ト共ニ職責ノ重キヲ顧ミ至公至誠以テ取締ノ事ニ膺リ眼中黨派ノ別ナク最モ嚴正、最モ公平ニ規則ノ定ムル所ヲ遂行シ

敢テ躊躇スル所ナク選舉ノ宿弊ヲ廓清セシト期スベシ
或ハ嚴正法ヲ執リ公平事ニ從ヒト云ヒ、或ハ至公至誠取締ノ事ニ膺リ眼中黨派ノ別

ナク最モ嚴正、最モ公平ニ法律規則ノ定ムル所ヲ遂行スベシト稱ス、其ノ言フ所ヤ不可ナラズト雖モ而カモ今回ノ選舉ハ果シテ其ノ言ノ如ク嚴正公平ナル取締ノ下ニ遂行セラレタルヤ地方長官會議ニ於テ説ケル所ハ唯ダ表面上ノ訓示タルニ止マリ而カモ其後屢々奇怪ナル内訓ノ下サル、アリテ地方官等ハ其内訓ニ從ヒ以テ茲ニ干涉ヲ逞ウセルノ跡歷然タルヲ如何セン今マ各地ヲ通ジテ最モ廣ク行ハレタル干涉手段ヲ見ルニ

(一)官吏ノ説諭的干涉

政府ハ地方官ヲシテ第三十五議會解散ノ理由ヲ選舉民ニ説明セシス干涉ノ一手段ニ供シタリ此ニ於テカ郡長及警察署長等ハ選舉民ヲ集メ大隈首相ガ義ニ地方長官會議ニ於テ説明セリ解散ノ理由卽チ「政府ハ此有史以來未嘗有ノ大事變ナルヲ認メ内治外交共ニ機宜ノ措置ヲ執リ敢テ遺算ナカラシコトヲ期シ帝國ノ地位ト福利ヲ確保上進スルニ必要ナル各般ノ計畫ヲ立て赤誠ヲ披瀝シテ帝國議會ノ和衷協贊ヲ求メタリ然ルニ衆議院ノ多數ハ政府誠意ニ存スル所ヲ念ハズ、漫ニ辭柄ヲ設ケテ國防ノ充實財政ノ改善ニ反對シ、且時局ノ爲必要ナル臨時軍事費、經濟界救濟ノ諸案ヲシテ成立ニ至ラシメズ、内閣ノ根本政策ハ之ヲ一括否認シ去リタリ、政府ハ此ノ如キ言動ヲ以テ真ニ國民多數ノ意思ヲ代表スルモノト認ム能ハズ、終ニ衆議院ノ解散ヲ奏請シ以テ國民ノ公論ヲ總選舉ニ問フノ已ムヲ得ザルニ至レリ云々ヲ歎衍シテ或ハ暗ニ或ハ露ハニ政友會ヲ非難攻撃シ以テ其ノ意ノアル所ヲ選舉民ニ示セリ勿論幾多地方官中ニハ此ノ如キ露骨ノ方法ヲ避ケタルモノナキニ非ザリシト雖モ政府ノ内訓ヲ忠實ニ遵奉シ或ハ政府ノ意ヲ迎ヘテ甚シク事ノ露骨ニ瓦ルヲ意トセザリシ地方官モ少カラズ

(二)投票勸誘ノ訓示

閣員等ハ部下ニ對シテ常ニ政友會非難ノ口氣ヲ漏ラシ而シ

テ與黨候補者ニ對シテハ左ノ如キ推薦狀ヲ發シ之ヲ選舉民ニ配布セシメタリ

肅啓 尊堂益々御清福慶賀此事ニ御座候倍御承知ノ如ク歐洲ノ戰局未ダ

收マラズ平和ノ克復何レノ日ニアルヲ知ラズ内治外交今ヨリ重且大ナルハナシ

此時ニ方リ舉國一致以テ軍國ノ事ニ任シ國家百年ノ長計ヲ確立スベキハ何人

モ認ム所ニ御座候然ニ第三十五議會ハ不幸ニシテ現内閣反對黨ノ爲ニ政

府ノ施設ヲ阻碍セラレ議會解散ノ已ムナキニ立到リ申候隨而来ルベキ總選舉

ハ國民ノ公明正大ナル裁斷ヲ待テ憲政進展ノ道ヲ講ズルヨリ外之レナク若シ徒

ニ政權爭奪ニノミ焦急シテ國家ヲ眼中ニ置カザルノ事ヲ舉ルノ事アランカ詢ニ

國家前途ニ爲メ不幸是レヨリ甚シキモノ無カルベシト確信致候〇〇〇〇君ハ

其人物閱歷ニ於テ最モ適任ノ人ト信シ候ニ付今回吾同志ハ相計リテ同君ヲ

候補者ニ推薦スル事ト相成候間何卒貴下ノ御盡力ニ依リ同君當選ノ好結果

ヲ收メ候様御幹旋ノ程切望此事ニ候先ハ右得貴意度如斯ニ候 敬具

子爵 伯爵 大隈 隈 重信

男爵 加藤 高明

若槻 喜徳 郎敏

河野 富時 敏

木暮 喜徳 郎敏

大崎 喜徳 郎敏

尾崎 喜徳 郎敏

藤崎 喜徳 郎敏

中原 喜徳 郎敏

(附記)

右書面ハ或ハ單獨ニ大隈伯ノミノ名ヲ以テ發送シ、別ニ其他ヲ連名トシテ發送セシモノアリ或ハ大隈伯、大浦子、尾崎氏等ヲ各單獨トシ其他ヲ連

名セシモノアリ又文言等多少ノ差異ナキニ非ズト雖モ要ルニ大同小異ナリ

右ハ勿論一個人トシテノ推薦状ナレハ表面上不可ナキが如シト雖モ各大臣其人

等ヨリ此ノ如ク與黨候補者ヲ推薦シ之ニ盡力ヲ依頼シ置キ而シテ一方ニ於テハ

投票期日間際ニ至リ警察官ヲシテ選舉權ノ貴重ナルヲ說諭シテ投票ヲ勸誘シ尙

本當局大臣ハ個人トシテ其ノ部下ニ對シ又大隈伯ハ個人ノ名義ヲ以テ選舉期日

ノ一兩日前ニ至リ金澤市、前橋市、其他全國幾多ノ地方ニ於ケル與黨候補者ニ投票スベキ勸誘ノ電報ヲ各有權者ニ數萬通發送セリ斯ノ如キハ政府ノ力ヲ以

テ與黨候補者ニ投票スベキ追マルト何ゾ異ナランヤ

(二)反對派ニ對スル羈束 反對派ノ候補者ハ勿論其運動者ニ對シテハ取締ノ名

ノ下ニ常ニ刑事巡查ヲ尾行セシメ一舉一動須臾モ注目ヲ怠ラズ或ハ其ノ訪問セ

シ家ニ對シ何等ノ談話ヲ爲セシヤヲ質問シ以テ暗ニ之ヲ威嚇シ或ハ名ヲ嫌疑ニ托

シテ運動者等ヲ警察署ニ召喚シ以て其運動ヲ拘束シ或ハ注意ノ名ノ下ニ屢々警

察署ニ招キテ徒ラニ時間ヲ費サシメ以て其運動ニ妨害ヲ與フルハ最モ常套手段ト

シテ行ハレタル所ニシテ殊ニ選舉期日漸々切迫シテ競争益々激烈トナリ運動上一時一

刻ヲ忽ニスベカラザルノ時ニ及ヒテヤ事ニ托シテ多數ノ運動者ヲ檢束シ其間ニ於テ

與黨候補者ヲシテ縱横ニ跳梁セシメ以テ反對派候補者ノ勢ヲ一氣ニ覆セルが如

キハ最モ廣く行ハレタル手段ナリ

(四)與黨候補者ニ對スル態度 反對派ニ對シテハ前述ノ如ク羈束抑壓ヲ逞ウシ干

涉至ラザルナキニ反シ與黨候補者ノ運動ニ對シテハ其處置頗る寛大ニシテ敢テ之ヲ取締ラザルノミナラズ寧ロウチ庇護シテ其跳梁ヲ逞ウセシムルヲ常トセリ即チ刑事

巡查ノ如キモ與黨候補者及其運動者ニ對シテハ懲ネラニ尾行セシメズ刑事巡查

ハ寧ロ與黨候補者ノ密偵トナリ反對派ノ動靜ヲ探リテ運動上ノ便ニ供スルヲ例ト

シ反對派ニ於テ與黨運動者ノ陋劣ナル運動ヲ逞ウスルヲ見テ憤慨シ之ヲ密告スル

モ警察ハ之ヲ不問ニ附スルヲ常トセリ即チ最モ多數ノ地方ニ在リテハ警察署ト與

黨事務所トハ常ニ聯絡ヲ通シ警察署ハ即チ與黨ノ選舉事務所ニ外ナラズシテ取

(五)選舉民ニ對スル威嚇的勸誘 警察ヲシテ選舉人ニ就テ意向ヲ探リ一々其形

締トハ即チ反對派抑壓ヲ意味スルノ觀アラシメタリ

ニ對スル威嚇的勸誘 警察ヲシテ選舉人ニ就テ意向ヲ探リ一々其形

締トハ即チ反對派抑壓ヲ意味スルノ觀アラシメタリ

モ警察ハ之ヲ不問ニ附スルヲ常トセリ即チ最モ多數ノ地方ニ在リテハ警察署ト與

黨事務所トハ常ニ聯絡ヲ通シ警察署ハ即チ與黨ノ選舉事務所ニ外ナラズシテ取

（六）選舉民ニ對スル威嚇的勸誘 警察ヲシテ選舉人ニ就テ意向ヲ探リ一々其形

締トハ即チ反對派抑壓ヲ意味スルノ觀アラシメタリ

モ警察ハ之ヲ不問ニ附スルヲ常トセリ即チ最モ多數ノ地方ニ在リテハ警察署ト與

黨事務所トハ常ニ聯絡ヲ通シ警察署ハ即チ與黨ノ選舉事務所ニ外ナラズシテ取

一、政府ハ幾多ノ利益問題ヲ餌ニ供シテ選舉民ノ心ヲ釣ルノ舉ニ出デタリ彼ノ米價調節及蠶絲業救濟ノ事ノ如キハ政府素ト之ヲ實行スルノ意ナカリシ所ナルニ議會ノ解散遂ニ免ル可ラザルヲ見ルヤ俄ニ案ヲアリテ之ヲ提出シ而シテ特ニ米價調節ニ關スル件ハ議會解散後幾クモナク勅令ヲ以テ之ヲ發布シ又蠶絲業救濟ニ關スル件モ其ノ斷行ノ事ヲ漏ラシタル如キ要スルニ此等ノ問題ヲ以テ選舉民ヲ釣ラントセシモノニ外ラナラザルナリ

一、彼ノ港灣及水道補助ノ件ハ其ノ特ニ最モ甚シキモノナリ即チ政府ハ此選舉ノ初ニ方リ、四日市、鹽釜、青森、船川四港灣及ヒ東京市外九市ノ水道補助ヲ責任支出ト爲スニ決シテ之ヲ發表シ以テ當該地方ノ選舉民ヲ誘ヒタリ

一、政府ノ爲ス所右ノ如シ閣員等が其出張中少數者トノ會合ニ於テ誘フニ地方的利益問題ヲ以テ之ヲ選舉運動ニ用ヒ殊ニ應援演説ヲ試ミルニ方リテヤ往々シテ地方ノ利害問題ヲ餌ニ供シタルノ例少カラザルナリ

一、總理大臣大隈伯ハ町村役場ニ對シテモ書面ヲ發シ與黨候補者ノ爲ニ贊成ヲ勸誘シ且ツ其當選ノ爲ニ盡力スベキコトヲ依頼シタリ

左ニ一例トシテ錄スルハ宮城縣牡鹿郡渡波町役場ニ達シタル書面ノ寫ニシテ封書ノ表面ニハ「宮城縣牡鹿郡渡波町役場御中」ト書シ印紙ニハ「牛込」ノ消印アリ、又裏面ニハ「東京市牛込早稻田伯爵大隈重信」ト印刷シアリテ書面ノ内容ハ左ノ如シ

肅啓

春寒料峭之砌益々御清穆慶賀至極ニ存候陳者昨年八月歐洲之大亂發生後ニ於ケル我邦ノ地位ニ顧ミ候時ハ其影響ノ至重至大ナル眞ニ舉國一致之三當ルベキ千載一遇ノ危機ニ會シ候折柄内ニ於テハ黨弊其極ニ達シ唯是政爭ヲ事トシ遂ニ衆議院ノ解散ト共ニ議員總選舉ヲ行フノ止ムヲ得ザルニ立到候處

今回ハ此内外ノ形勢ニ鑑ミ選良其入ヲ得テ國家百年ノ長計ヲ過マラザラン事ハ特ニ熱望スル所ニ候然ル處此度貴地ニ於テ二十年來老生ト政界ノ行徑ヲ

一二ニシ常ニ幕議ニ參畫シ來候勳四等首藤陸三君ヲ候補ニ推サレ候ハ最モ欣喜スヘキ事ニテ同君ノ人格閱歷共ニ議政府ノ良材タルヲ確信致シ候間何卒貴

下ノ御盡力ニ依リ同君當選ノ好果ヲ收メ候様御幹旋ノ程切望此事ニ候先ハ

段ヲ内訓シタリ選舉人ニ就テ一々其意向ヲ尋問スルガ如キハ決シテ選舉ノ自由ヲ

尊重スル所以ニアラズ而シテ警察ノ之ヲ探査スルニ方リテヤ或ハ威嚇的質問ヲ發

シ或ハ干涉的說諭ヲ加ヘ毎ニ「政府ノ政策ニ反對スル候補者ニ投票セバ意外ノ

後難ヲ蒙ルベシ後難ヲ蒙ラザル様注意セヨ」ト云フガ如キ說諭ヲ爲スヲ例トシ甚シ

キハ露骨ニ「政友會候補者ニ投票スル勿レ」ト云フガ如キ言フ以テセシモノスラアリ

而シテ投票期日漸々切迫スルニ及ヒテヤ選舉人ニ對シ「選舉權ハ大切ナルモノナル

ガ故棄權スルガ如キ事ナク勉メテ投票ヲ行フベシ」ト諭シ暗ニ政府ノ與黨ニ投票セ

大正四年二月 伯爵 大隈 重信

追テ同志諸氏ヘハ貴下ヨリ本書ノ趣可然御致聲被下度冀望仕候

所ノ演說會ニ臨ミタリ同郡岩村田町ハ元岩村田區裁判所ノ在リシ所ニシテ町

民等ハ其復舊ヲ熱望スル事切ナルガ會ミ尾崎法相ノ出張ヲ機トシ町長代理等

發企トナリ同月十九日其歡迎會ヲ佐久ボテルニ開キ土地ノ有力者會スル者七十

餘名、先ツ主唱者總代ヨリ挨拶ノ辭ヲ述べ且ツ郡民ノ希望タル區裁判所復活ノ議ヲ容レラレントヲ以テセシニ法相ハ答辭旁々述ベテ曰ク

此度地方視察ヲ爲シ大ニ益スル事ヲ發見セリ凡ソ立憲國民トシテ研究スペキハ此度ノ總選舉ニ依リ眞ニ立憲的タル目的ヲ達スルハ諸君ノ責任ナリ彼ノ區裁判所ヲ廢止セシハ時ノ司法大臣松田正久君アル又内閣總理大臣ハ山本伯

アル廢止セシハ政友會アル是レ眞ニ國民ヲ代表セシ多數アルカ問題アル

諸君が當局者ニ向ヒ設置ヲ請願スルモ決シテ其目的ヲ達スルコト能ハズ故ニ南

北佐久郡有權者ニ依テ決スルノアカルカラ諸君ノ希望ヲ達セントスルナラバ政友

會ニ反對スル箇部、風間兩氏ニ投票セラレントヲ望ム云云

五 運動費ノ供給

政府ハ頗リニ資產家ヲ勧誘シテ之ヲ候補ニ立タシメタルト同時ニ一方ニ於テハ多數ノ候補者ニ對シ巨額ノ運動費ヲ供給シテ之が必勝ヲ期セシメタリ此ノ財源ハ甚ダ奇怪ナル手段ニ依リ奇怪ナル方面ヨリ獲タルモノナリト噂セラル而シテ之ヲ候補者ニ供給スルニ方リテヤ與黨ノ選舉本部（又ハ其領袖）ノ手ヲ經ルヲ常トシ甚シキハ政府役人ノ手ヲ經テ之ヲ交附セシモアリ其額ハ候補者ノ資力人物及選舉區ノ情勢等ニ依リテ差異アリシナラント雖モ蓋シ一人ニ付少クモ五千圓ヲ下ラザリシモノ、如シ與黨ノ候補者中ニハ平生ノ資力甚ダ貧シキ者モ少カラザルニ此等ノ候補者ガ意外ニ多額ノ運動費ヲ撒布シテ猛然選舉界ヲ潤歩シ概ネ其當選ノ望ミヲ達シタルハ實ニ之ニ由ル而シテ選舉ノ兩三日前ニ至リ與黨ノ各候補者ガ恰モ申合セタル如ク全國殆ド時ヲ同ジウシテ俄ニ活氣ヲ添ヘ盛シニ買收運動ヲ敢テセシハ即チ前記運動費ノ殘部若クハ追加分ガ到著シタルニ由ルモノト知ラレタリ

左ニ錄スルハ買收運動ノ爲メ檢舉セラレタル與黨候補者川合直次（新潟縣郡部）ノ選舉法違反、被告事件裁判記錄ノ一節ニシテ亦以テ運動費供給ノ經路ヲ知ルニ足ルベキモノアリ

被告入川合セイ（直次妻）第二回

豫審調書

「問」ソレデモ尙支拂ニ不足ヲ生ズルニアラズヤ

「答」實ハ斯様ノコトハ可成申立テナイ積リテ居リマシタガ斯様ニ數額ノ點カラ見ア支拂ツク金ガ持ツテ居タ金ヨリ多クナリマスカラ申立ト致シマスが本年一月初頃迄夫ハ今回ノ選舉ニ付テ候補ニ立タヌ考へテ居リマシタ處坂口仁一郎ガ同月半頃東京ニ參リ同志會總理加藤男爵ノ處ニ行ギテ川合ハ今回ノ選舉ニ付キ

候補ヲ斷念シ居ルト云フテ話シタソウデアリマスガ其時男爵ハ如何ナル譯カト云

フテ尋ねラレタリトノコトニテ坂口ハ色々ノ事情モアロウガ家政不如意ノ點モアル

ダロウト云ヒタルニ男爵ハ少シ位ノ事ハ補助シテヤルカラ立ト云フテ勧メ吳レタウリトノコトニテ昨日申立テタル如ク二月半頃坂口ト本山ガ「いかや」支店ニテ夫

ト云ハレタソウデアリマスガ其當時夫モ私モ貴ハズニ成功スル考テ居リマシタガ二月

ニ這入テカラ運動費が足ラナクナリマシタカラ私ハ夫ニ加藤總理ノ處カラ貰ツテ來イ

テ吳レト申シタルニ夫ハ嫌ケト申シマシタカラ私ハ夫レナラハ自分が豫テ知リ合ツテ

アル奥サンノ處ヘ參リ事情ヲ話シテ貰ツテ來ルト云ヒマシタ處が夫レニハ特別ノ

事情モアルノタカラ自分ガ行キテ貰ツテ來ルト申シ本月八日ノ夜行テ東京ニ参リ加藤男爵カラ五千圓ヲ貰イ其内三百圓程ハ色々ノ費用ニ支拂ヒ四千七百圓

程持ツテ歸リマシタカラ其内ノ四千圓ハ夫ノ親友ナル直江津町新川端町山本彦太郎ニ預ケ込ミ七百圓ヲ私ガ預カリマシタカラ足ラヌ處ハ其ノ金テ仕拂ツタニアリマス

「問」右手紙中ニ「知事始メ警察ノ同情アリ」トハ何ヲ意味スルヤ
「答」下ウ云フ事カ判リマセヌ

（此手紙ハ被告直次ノ妻ノ妹堀内ふじヨリ兄金子健二ニ宛テタルモノ）

「問」右ノ手紙中「此際縣下警官中政友ニ近キ者數名ヲ免シ我黨ノ威力ヲ示ス必必要有之ト存候間之レハ坂口君トモ御相談是非御實行願度候左スレバ他ニ警官ハ恐怖シテ我黨ノ便宜ヲ圖ルベク候」トアルハ何ヲ意味スルカ

「答」小笠原ハ多年政友會ニ苦シメラレ居リマスカラ私ニ此際内務大臣ニテモ話シテ政友會ニ近キ警官ヲ免職シテ黨ノ便宜ヲ圖レト云フテ來タモノト思ヒマスガ云云

（此手紙ハ縣參事會員小笠原九郎ヨリ本年一月十六日被告直次ニ宛テタルモノ）

第一 各地ニ於ケル事實ノ一斑

一般ヲ通シテ行ハレタル干渉ノ大略ハ前述ノ如クナルガ之ヲ各府縣毎ニ觀ルニ地方官中ニハ或ハ極端ノ干渉ヲ避ケ唯ダ所謂手心ニ止メタルモアリ或ハ成ルベク鋒鏑ヲ潛メ陰密ノ間ニ其ノ手段ヲ迴ラシタルモアリ而カモ亦頗ル露骨ノ干渉ヲ爲セシ者モナキニアラズ其手段程度必ズシモ一ナラズト雖モ干渉ノ行ハレザリシ地方ハ殆ド之アラザリシナリ

今マ全國中最モ露骨ナル干渉ノ行ハレタルニ三ノ地方ニ就キ其ノ外形ニ現ハレタル事實ノ一斑ヲ錄スレバ左ノ如シ

一 石川縣ニ於ル一例

石川縣ハ今回ノ選舉ニ方リ露骨ナル干渉ヲ爲シタル地方ノ一ニシテ其事實固ヨリ枚舉ニ遑アラズ而シテ其事實ノ一斑ハ偶々同縣高等警察課長原本潮竜ニ巡査高田重松ナル者檢舉セラル、アリ其ノ豫審決定書ニ依リテ暴露セラレタリ左ノ如シ

豫審決定書

石川縣金澤市里見町士族無職

原 本

潮

同縣鹿島郡七尾町字橋町岡田方平民公吏
高 田 重 松
四十四歳

同縣能美郡久常村字高座平民公吏
四十三歳

東 與 四 兵 衛

五十 歲

同縣同郡川北村字橋平民農

東 田 久 太 郎

五十四歲

同縣同郡根上村字福島平民公吏

米澤與三松

五十三歳

右六名ニ對スル衆議院議員選舉法違反被告事件並ニ東田久太郎ニ對スル偽證被告事件豫審ヲ遂ケ決定スルコト左ノ如シ
本件ヲ金澤地方裁判所ノ公判ニ附ス

主文

理由

被告人原本潮ハ石川縣警部ニシテ高等警察課長ノ職ニ在リ被告人高田重松ハ本年一月初旬臨時ニ石川縣巡査ニ採用セラレシ者ナルガ本潮ハ本年三月二十五日施行セラレタル衆議院議員總選舉ニ於テ同縣能美郡ヨリ起ツ可キ同議員總選舉ニ於テ同縣能美郡ヨリ起ツ可キ同志會ノ議員候補者ヲ當選セシメント欲シ一月十一日頃重松ヲ能美郡小松警察署ノ刑事巡查ニ配置シ託スルニ右目的ヲ達スル方法トシテ同郡ニ於テ同志會團體ヲ組織セシコトヲ以テシタルニ重松ハ同郡ノ出身者ニシテ從來ヨリ同志會系ニ屬スル關係上此機ニ於テ同郡ニ於ケル政友會ヲ顛覆シ同志會ノ勢力ヲ扶植セントシ忽チ本潮ノ方策ニ贊同シ爰ニ两名共謀ノ上重松ハ同月十一日ヨリ十五日ニ亘リ栗生ニ通ズル往來、大杉谷尾山旅館及國山旅館ニ於テ何レモ衆議院議員選舉權ヲ有シ同郡政友會ノ幹部ナル郡會議員及ビ久常村長タル被告人東與四兵衛郡會議員タル被告人東田久太郎郡會議員及苗代村長タル被告人池本作平根上村長タル被告人米澤與三松ニ對シ熊谷石川縣知事ガ同志會系ニ屬スル關係上此際同人等ガ政友會ヲ脱シテ同志會ニ入り右總選舉ニ付同郡ヨリ起ツ可キ同志會ノ議員候補者ヲ當選セシムル爲メ舉郡一致ノ方針ニ於テ同俱樂部ヲ組織シ同候補者ノ爲メ投票ヲ爲スニ於テハ與四兵衛ニ對シテハ同郡久常村字下清水地内ノ官有地ヲ同村ニ拂下ケ尙同村字德久ヨリ栗生ニ通スル村費支辨里道ヲ縣費支辨ニ爲ス可キ旨久太郎ニ對シテハ同郡川地村字橘地内及同村字田子島地内ノ官有地拂下ヲ爲ス可キ旨作平ニ對シテハ同郡苗代村及大杉谷村ノ村費支辨里道ナル大杉谷往來ヲ縣費支辨ト爲ス可キ旨與三松ニ對シテハ根上村ノ村費支辨里道タル同郡寺井停車場ヨリ寺井野村ニ通ズル寺井停車場往來ヲ縣費支辨ト爲ス可キ旨ノ利害關係ヲ以テ勸誘シ其勸誘ハ縣知事ノ意ヲ承ケ居ルモノナルヲ以テ重松ニ於テ其間ニ處シ運動盡力シ遣ル可キ旨申聞ケ以テ同人等ノ意ヲ動カシタルモ尙其勸誘ノ根柢アルヲ示サンガ爲同人等ニ對シ一月十五日ノ夜小松町ニ出張シ來リタル本潮ニ會見セントヲ懇意シ同夜同人等及大杉谷村長龜淵龜次郎寺井野村長武田勝作ヲ同町伊勢屋旅館ニ誘引シテ本潮ト會見セシメタルガ是ヨリ先キ本潮ハ重松ヨリコノ報告ヲ受ケ右會見者等ノ意向ヲ知リ居リシヨリ同人等ニ對シ此ノ際同人等ノ同志會ニ入り舉郡一致ノ實ヲ舉ゲルニ於テハ其希望スル道路問題ハ利益ニ解決セラル可キ見込アリ自分モ其解決ニ關シ幹旋盡力ヲ爲ス可キ旨ヲ告ケタルヨリ與四兵衛久太郎、作平及ビ與三松等ハ本潮が高等警察課長タルノ地位ニ營へ多年ノ懸案タル右問題ハ其解決ヲ期シ得可シト信

シ日本潮及重松ノ右勸誘ニ應シ其勸誘ノ旨趣ニ從ヒ同志會ニ屬スル代議士ヲ同郡ヨリ選出センガ爲メ翌十六日小松町有志二三人者ト會合シテ同志俱樂部ノ組織ヲ協定シ重松ハ翌十七日本潮ノ意ヲ體シ前ニ與四兵衛等ガ本潮ト會見シタル際同志會ニ加入スルノ誠意ヲ表明スルガ爲メ作成シ本潮ニ交付シ置キタル政友會脫會屆ヲ龜淵龜次郎ノ手ヲ經テ政友會石川支部ニ送附シ與四兵衛久太郎作平及與三松等ハ發起人トナリ同年二十日能美郡同志俱樂部ヲ組織シテ舉郡一致ヲ取纏メ同年三月七日頃同俱樂部ヨリ同志會ノ議員候補者ヲ推薦シ之投票シ當選セシタルモノナリ被告人東田久太郎ハ高田重松外一名衆議院議員選舉法違反被告事件ニ付キ本年三月十九日金澤地方裁判所豫審廷ニ於テ法律ニ依リ宣告ノ上證人トシテ豫審判事ノ証問ヲ受ケタル際本年一月十一日ヨリ十五日ニ涉り、高田重松が東與四兵衛、池本作平、米澤與三松、龜淵龜次郎等ニ對シ久常村德久ヨリ栗生ニ通ズル往來、大杉谷往來、寺井停車場往來、村費支辨ノ里道ヲ縣費支辨ト爲ス可キ利害關係ヲ利用シ同志會加入ヲ勸誘シタル事實ヲ知リナカラ之ヲ隱蔽シ四月十五日ノ夜高田重松が右道路問題等ノ解決ニ關シ東與四兵衛、池本作平及米澤與三松等ノ小松町伊勢屋旅館ニ誘引シテ原本潮ニ會見セシメ本潮が東等ニ對シ同人等ノ道路問題等ハ知事ニ話シテ各自ノ希望ヲ遂行シ得ル様盡力スル申シタル事實ヲ隱蔽シ何レモ之ヲ知ラザル旨供述シ偽證ヲ爲シタルモノナリ以上ノ事實ハ其ノ證憑十分ニシテ被告人本潮及重松ノ所爲ハ衆議院議員選舉法第八十七條刑法第五十四條被告與四兵衛、作平及與三松ノ所爲ハ衆議院議員選舉法第八十七條被告久太郎ノ所爲ハ衆議院議員選舉法第七條刑法第一百六十九條第四十五條ニ該當スル犯罪ナリト思料スルヲ以テ刑事訴訟法第六百六十七條ニ依リ主文ノ如ク決定ス

大正四年四月七日

金澤地方裁判所
豫審判事 簿 満 清
モナル點ヲ左ニ拔抄セ

(一)佐野幹雄聽取書

「問」高田重松ハ如何ナル理由ニ依レハ一層干渉事實ヲ詳ニスルニ足ルモノアリ今其ノ重況ニ感シマシタ
「答」(二)證人武田勝彌調書

「問」高田重松ハ如何ナル理由ニ依リ同志會ニ入黨ヲ勧メタリヤ
「答」同人ハ私ニ對シ昨年十月頃ト同年十一月末頃ト本年一月五六日頃ト尙

同月十日頃トノ四回同志會ノ入黨ヲ勧メタルガ昨年十一月末頃ヨリ口實

ハ政友會ハ賛識者ヲ出シテ腐敗ノ極ニ達シ政友會ト云ヘバ一般ニ厭ハレ居ル

今日ノ狀態故同會ヲ脱シテ同志會へ入黨スルハ村長タル私ノ身ニ取リ得第ニ

テ多年ノ懸案ナル寺井停車場ヨリ寺井野ニ通スル道路ヲ縣費支辨ト爲ス件ヲ

解決スル利益アラント思ハルトノ事ニテ本年一月五六日頃私方ニ參リタル折其縣費支辨ノ事ヲ解決スルニハ縣知事ニ會ヒ陳情シタル方宜シカルベク就

テ縣知事ニ面會スル事ヲ紹介シ吳ル、人ヲ賴ミ遣ルトノ事アリマシタ

「問」高田ノ勧誘ニ依リ知事ニ會ヒタル事アリヤ
「答」私ハ高田ノ勧メニ依リ知事ニ會ヒタル事アリヤ

本年一月七日高田ヨリ明日金澤市十三弓町松村旅館ニ來リ吳レトノ電話ニ参リタルが高田ハ同旅館ノ下女三武田ト云フ者來タナラバ待タセ置キ吳レト云ヒ置キ同旅館ニ居ラサリシヲ以テ私ハ二三時間待居リタルモ高田ハ戻リ來ラザリシ故其日ハ空シク歸村シタルガ同月十日高田ガ私方ニ參リ先日折角知事ニ紹介シ吳ル、人ヲ頼ミ置キタルニ態々金澤へ來リナガラ自分ヲ待タズニ歸リタルハ子供ノ様ナリト申シ不服ノ口吻ヲ洩シタルガ其際ニモ免ニ角一度知事ニ面會シ縣費支辨ノ事ヲ陳情セヨト申シタルガ私ハ其事ハ何レ後日ニ取極メルト申シマシタ

其時ノ話ハ前述ノ如クナルガ私ハ一村ノ代表者トシテ知事ニ面會スル事ハ敢テ

高田畫ノ盡力ニ依リ紹介人ヲ經ズトモ差支ナシトノ心組ナリシヲ以テ同月十四

日村有志ナル鈴木平一、村會議員ナル藤田太二郎、井出善太郎ト連立チテ金澤ヘ参リ知事官舎ヘ知事ヲ訪問シ、前述セル道路ヲ縣費支辨ノ道路ト爲シ

貴フ様知事ニ陳情シタル處知事ハ免ニ角調査ヲシテ見ルト申シ居リマシタ

「問」高田ト證人ガ知事ニ面會ヲスル事ニ付如何ナル人ヲ紹介ニ頼ムトノ事ヲ申サリシヤ

「答」其人名ハ申サリシモ高田ハ從來同志系ノ男ニシテ昨年ノ末ヨリ本年春頃ハ始終金澤へ往復シ居ルヲ以テ私ヲ知事ニ紹介シ吳ル、モノハ同志會系ノ有力者ナリト考ヘ居リマシタ

(三) 廣田刈夫(小松警察署長) 聽取書

「問」元刑事巡查高田重松ヲ本年一月刑事巡查ニ採用スルニ至リタル頗末如何

「答」其任命ノ頃末ハ自分ハ承知セザルモ從來一人ノ定員ノ處へ今回選舉取締ニ關シ時ニ臨時增員セシムルトノ事ニテ警察部ヨリ配置セラレタルモノナリ

「問」證人ハ高田が同志會ノ勢力擴張ノ爲メ奔走シ居リ地方ノ所謂政黨屋ナル事ヲ知ラザリシヤ

「答」同人ハ寺井野村ノ者ニシテ同村ハ寺井分署ノ管轄ニ屬スルヲ以テ私ハ同人ガ從來御訊ネ、如キ事ヲ爲シ居リタリヤ否ヤ少シモ知リマセヌデシタ

(四) 被告人米澤與三松調書

「問」道路問題ノ如キハ一刑事巡查が盡力シタルトテ其效果ヲ奏スベキモノニ非ザルヲ以テ高田ノ背後ニハ有力者ガ居ルモノト思ヒシヤ

「答」今之レ考フレバ御訊ネノ如ク高田ガ一刑事ノ身トシテ道路問題ヲ云爲シテ新ニ同志會へ入黨スル事ヲ勧メタルハ可笑シキ次第ナルモ同人ハ從來ヨリ同志會ニ屬スル地方ノ政黨屋ナルヲ以テ刑事ノ身分ナルヲモ顧ミズシテ之ヲ勧メシナ

ルベク私ハ當時高田ノ背後ニ何人カ潛ミ居ルニ非ズヤトノ事マデハ氣付キマセヌデシタ

(五) 證人東田久太郎調書

「問」同夜小松町伊勢屋旅館ニ於テ原高等警察課長ト會見シタル頗末如何

「答」私ハ縣下ノ政況も聞キタシ又我々ノ問題ニ付テモ高田ノ言ニヨリ原ニ頼ミ置ク方が幾分安心出來ル故當夜深更ナルニモ拘ラズ前述ノ連中ト連立テ原ニ會見シタル次第ナルが其際私ハ原ニ縣下ノ政況ヲ尋ね東ナリシト思フ我々ノ問題モ解決シ貴ハネバナラスト申シタルニ原ハ知事ニ話シテ諸君ノ希望ヲ遂行シ得

ル様盡力スルト申シ縣下ノ政況ニ付テハ羽咋郡及風至郡ト能美郡ト同一ニ同

「問」證人ハ本年一月十五日小松町ニ出張シ高田重松ト會見シタル頗末ニ付前回ノ申立ハ事實ニ相違セル點ナキヤ
「答」私が一月十五日、夜小松町ニ出張シタルハ前回申立ノ政況視察ノ爲メナリシガ其後出張ヲ爲スニ至リタルハ當日ノ朝高田ガ能見郡ノ狀況ハ大分混亂シ居リ其混亂ハ小松町ヲ中心ト郡部ヲ主力トシテノ有志ノ一團ト郡部ヲ主力トシテノ有志ノ一團トノ間ニ意思ノ疏通ヲ缺キ居ルトノ事ニテ免ニ角私ニ一度小松町ニ來タラ何ウカトノ事ナリシヲ以テ私ハ知事及警察部長ノ認可ヲ得テ當日午前九時ノ汽車ニテ小松町ニ赴キ警察署ニテ廣田署長ヨリ又高田ニモ會ヒテ同様ノ事ヲ聽キ云々

(後略)

(七) 證人稻葉市次郎調書

「問」證人ハ高田重松ヲ存シ居ルヤ
「答」多年知合ヒテアリマス

「問」高田ガ本年一月石川縣巡査トナリタルハ證人ガ推薦シタルモノニ非ズヤ
「答」私ハ昨年十一月頃ナリト思フ原高等警察課長ニ高田ヲ巡査ニ採用シ吳レト賴ミ置キタル事がアリマス

(八) 被告人高田重松第六回調書

「問」今月十五日彼等連中ヨリ政友會脱會届ヲ作成セシメタルコトハ上司タル原又ハ廣田ノ命令ニヨリタルニアラザルヤ

「答」左様ノ命令ヲ受ケタル次第ニテハ無ク私が唯ダ原等ノ意思ヲ推測シテ東等ノ連中ニ早ク同志會へ這入り吳レト勧メ其結果御訊ネノ脱會届が出來タルモノニシテ彼等連中ハ如何ナル事ヲ申立テ居ルヤモ計ラレザルガ土田同郡長が町村長ヲ招集シテ彼等ヲ招待シ宴會ヲ開キタル事其夜郡長が彼等連中ノ宿ヲ訪ネ來リタルコト原ガ小松ニ來リタルコト杯ノ事情ヲ御考ヘ下セレハ私ノミノ勧誘ニ因リ彼等連中ガ政友會ヲ脱シタルモノニ非ザルコトガ御判リニナルニ非ヤト考ヘラマス

「問」其方ガ東等ノ連中ニ同志會加入ヲ勧メタルハ將來其方が政黨員タルノ地盤ヲ作ル積リナリシヤ
「答」私ハ政黨員トシ起ツ可キ希望等ハ毛頭無ク唯ダ政府與黨タル同志會ヲ組織スルハ上司ノ意ニモ副ヒ立身ノ縁ヲ得ルカト思ヒ奔走セシモノニアリマス

(九) 證人駒田小次郎調書

「問」證人ハ本年一月頃稻葉市次郎ニ恨ミヲ持テ同人ヲ刺殺ス杯ト申シ居リシテアリヤ

「答」左様ナ過激ナル事ヲ申シタル譯ニハ非ザルモ私が稻葉ノ行爲ニ不満ヲ懷キ居リタルコトハ事實ニシテ夫レハ稻葉ガ私ヲ蔑視シタル事ヨリ起リタルモノナルが其

事ノ頃末ヲ申上レバ、私ハ同志會系ノ者ナルヲ以テ同會ノ勢力扶植ヲ圖ル爲メ昨年五六月頃能ク知事ノ許ニ出入シ居タリタルが同年七月初頃ト思フ小出松翠が私方ニ參リ君ハ口ガ早クテ事ヲ纏ムルニ困マル故知事ノ許ニ出入シ吳

ル、ナト高等警察課長タル原警部が申居ルトノ事ヲ申スニ付私ハ其後知事ノ許ニ出入セザル事トナリ稻葉市次郎ガ夫ヨリ始終知事ノ許ニ出入シ居タリタルガ其後我々同志會ノ連中が會合シタル折稻葉が同志會ノ擴張ヲ計ルニハ何ウシテモ郡長及警察署長ヲ更迭セシメザレバナラスト申シ私ハ左様ナ無理ナ事ヲ爲シ

テ官權ノ力ニヨリ勢力ノ擴張ヲ計リシトテ其勢力ガ永續スルモノニ非ズトテ同人ノ意見ニ反對ヲ唱ヘテ居リタルが彼等ハ其意見ヲ固執シテ知事ヲ説キタリト見エ其後彼等ノ意見ノ如ク郡長及署長ガ皆更迭スルニ至リマシタ其後昨年十一月石川縣會が終リテヨリ七八日ヲ過キタル頃ト思フ眞館代議士ガ金澤ニ來リ我々同志會系ノ者ヲ北陸新聞社ニ呼集メタル事アリテ其折ノ會合者ハ稻葉市次郎、田中喜太郎、小出松翠、高木八郎等ナリシガ眞館ノ話ニヨレハ今度ノ議會ハ解散ニナルヤモ計ラレザル模様ナルか就テハ今後ノ方策ヲ相談シ置カザレバナラヌトノ事ニテ其協議ヲ爲シタルガ其際稻葉ハ縣會議員ノ補缺選舉ニ付テモ吾黨即チ同志會ノ者ヲ悉ク選出セシムベク苦心シタルモ其效果全カラズ遺憾ニ思ヒ居ルガ佐々木警部長が知事ノ自由ニナラヌ爲メ吾黨ノ擴張ニ付障害アルヲ以テ先づ同警察部長ヲ更迭セシメザレバナラヌト申シタルモ私ハ元來憲政ノ革新ヲ主義トスル者ナルヲ以テ稻葉等ノ云フが如キ官權ヲ利用シテ黨勢ノ擴張ヲ圖ルハ潔シトセザルニ付其際稻葉ノ策ニ同意セバト申シタル爲メ結局具體的ノ方策ハ定マラズシテ免ニ角來年ハ縣會及郡會ノ選舉モアリ又場合ニヨリ議會解散トナレバ總選舉モ施行セラルベキヲ以テ我々ハ協力シテ吾黨ノ勢力擴張ヲ爲サントノ話ニテ立別レマシタ其後本年一月一日頃稻葉ヨリ通知ニヨリテ金澤市池田町ナル稻葉ノ妾宅ニ赴キタル處同人ノ話ニハ議會解散シ愈總選舉ノ施行セラル、ニ付テハ縣下ヨリ舉グヘキ吾黨ノ候補者ヲ定メネバナラヌガ此事ニ付テハ既ニ知事ヤ前代議士ナル眞館貞造、元代議士淺野順平及田中喜太郎等ト相談シ北部ノ方ハ能登三室木彌次郎、河北郡ニ浅野順平、石川郡ニ田中喜太郎ヲ候補者ニ立ル事ニ取極メタルガ南部ノ方ナル江沼及能美郡ニテ是非一人ノ候補者ヲ立テザレバナラヌ尤モ縣知事ノ方針ニテハ右三名ノ候補者ヲ立ル積リナリシガ若シ江沼及能美郡ニ於テ候補者ヲ立テザルトキハ其地盤ヲ政友會ニ與フルが如キ事トナル故知事ト相談シテ右二郡ヨリ一名ノ候補者ヲ立ル事トナリタルが其人選ニ付相談ヲ爲スタメ君ヲ呼ビタル次第ナリト申サレ候補者ヲ立ツルニ付色々話出テタルガ最初知事ハ元代議士ナル中谷宇平ヲ江沼及能美郡ヨリシメントノ意向ナリシモ同人ガ村長ノ職ヲ辭シタル日時ハ一日ノ差ニテ候補者ト爲ス能ハザル爲メ關戸寅松ヲ其候補者ニ立テシカトノ話モアリ又幹亮モ相談次ニテ入黨スベキヲ以テ同人ヲ入黨セシメテ候補者ニ立テントノ話モアリ又吉田寅松モ郡出身者トシテ立候補ヲ發表スル様子ナルモ中橋徳五郎ノ間者ニ非ズヤトノ説アリ就テハ之ニ對スル私ノ意見ヲ聞キタシトノ事ナリシヲ以テ私ハ稻葉ニ對シ吉田ハ中橋ノ間者ニ非ストスルモ同志會ノ候補者トスレバ不満足ノ人アルベク乾ハ能美郡北部ニテ同郡ノ六分ノ投票ヲ集メ得ベキモ當選ノ曉ハ政友會ニ復歸スルヤモ計ラレス關戸ハ同郡ニテ四分ノ投票ヲ集メ得ベキモ當選ヲ期スルコトハ困難ナルベシト申シタルニ稻葉ハ免ニ角知事ノ上京前候補者ヲ豫定シ置キタシト知事が申シ居ルヲ以テ何トカ意見ヲ纏メタシトノ事ヲ申スニ付私ハ左様ナ事ナラヤ能美郡ニ於イテ自分ヲ候補者ニ推サントノ説アルヲ以テ此ノ際一先づ自分ヲ候補者ノ願觸レニ定メ置キ吳レ自分ハ必シモ代議士トナリ度考ハナキモ自分ノ努力ニテ能美郡ノ舉郡一致ヲ計リ關戸ナリ乾ナリニ云々協シテ同人等ニ候補者ヲ讓リテモ宜敷キ旨ヲ申シタルニ稻葉モ之ニ同意シ話ハ左様ニ極リテ立歸リタル次第ニシテ其翌日頃私ハ小松警察署長ナル廣田警部ニ呼バレ同人ト會見シタルニ同人ハ稻葉トノ會見模様ヲ

尋ネシニヨリ其事ヲ話シ私ハ郡ノ革正ヲ主義シ居ル者ナレバ今假リニ候補者トナリ置クモ結局關戸ヤ乾等ニ交渉ノ結果其何レヘカ自己ノ地位ヲ譲リ舉郡一致シテ今回ノ總選舉ヲ濟マセタキ希望ナリト申シタルニ廣田ハ私ノ意見ヲ贊成シ是非舉郡一致シテ政府黨ノ候補者ヲ援ル事ニ致シタシト申シ居リシヲ以テ一月五六日頃ト思フ私ハ郡會ノ開會ヲ機トシ同月十一日郡ノ同志ヲ集メ革新俱樂部ヲ組織セント企テ伊藤六和等ト相談シテ其大會ノ葉書迄モ印刷シタルガ郡會ヲ一月中ニ開ク事能ハザルニ至リタル爲メ其計畫ヲ二月郡會ヲ開ク際實行スベク取極メ伊藤ニ其印刷葉書ヲ仕舞ハセ置キタルニ間モナク政友會ノ幹事ナル米原於菟男ガ小松ニ來リ中橋徳五郎ヲ同郡ヨリ候補者ニ立テシ事ヲ計畫シ同月十二日政友會ト云フ名義ヲ付ケズシテ小松町有志ノ名ヲ以テ郡内各方面に其通知ヲ爲シタリトノ事ナリシガ其事が稻葉及警察ノ耳ニ入りシト見ヘ稻葉ハ小松ニ飛シテ來リ廣田及郡長等ト打合セ右米原ノ計畫ヲ打破シ機先ヲ制シテ革新俱樂部ヲ組織セント企テ十二日ハ郡會議事堂ノ使用が出来ヌトノ事ニシテ伊藤六和等ヲ説キ付テ私ニ何等ノ相談ナクシテ前キニ私ガ伊藤ニ仕舞ハセ置カシタル案内状ヲ利用シ同月十二日ニ郡ノ有志ヲ郡會議事堂ニ集メ革新俱樂部ノ組織ヲ協議シ私ヲ除ケ者ニ爲シタリ即チ稻葉ハ前述セル同人ト私トノ約束ヲ無視シタルノミナラズ一月二日頃稻葉ノ妾宅ニテ同人ト會見シタル際同人ハ高田重松ヲ縣知事が今度刑事巡査ニ採用シテ小松警察署ニ遣ヘシ黨勢ノ擴張ヲ圖ラシムル計畫ナリトノ事ヲ申スニヨリ私ハ之ニ異議ヲ唱ヘ高田ノ如キ狂氣染ミタル男ヲ小松ニ寄越シ黨勢擴張ニ用ユル時ハ却テ郡内ヲ擾亂スルニ至ルベキ故其事ヲ止メニシテ吳レト賴ミ置タルニ拘ラズ同月十一日カ十二日頃ト思フ高田ガ小松警察署ニ刑事トシテ赴任シ來リ廣田署長ガ私ニ郡ノ一致ヲ繰メ貰フトノ意向ナルヲ知リ金澤ニ赴キテ稻葉及原本潮等ト相談シタリト見ヘ同月十五日頃ト思フ稻葉及原本ヲ小松警察署ニ連來リ廣田ヲ壓迫シテ私ヲ除外シ關戸ヲ候補者ニ迎ヘル事ニ取極メタルノアリマス前述ノ關係ニテ私ハ稻葉ノ行為ヲ不滿ニ思ヒ居リタルモノニテ不満ノ事ハ外部ニ之ヲ漏ラシタル事アルモ併シ稻葉ヲ刺殺スト迄申シタル様ノ事ハアリマセバシテ知リタリヤ

「問」高田が原及稻葉ヲ小松警察署ニ連レ來リ廣田ヲ壓迫シタリトノ事ハ如何シテ知リタリヤ

「答」夫レハ一月十五日ナリト思フ廣田ガ今日原及稻葉ガ小松町ニ來ルトノ事故私ニ同人等ガ警察へ來ラザル前ニ停車場ニ行キ居リテ私ノ意向ヲ稻葉ニ通シ穏カニ話合ラ爲シ吳レト申スニ付私ハ其意ヲ諒シ停車場前ナル茶業組合事務所ニ參リ待受居リタルニ稻葉及高田モ其處ニ參リタルモ其席ニハ東出大平、橋本我阿人、表久吾等ガ居合セタル故私ハ悉ク云フ事ヲ躊躇シ唯郡ノ一致ハ自分ニ任カセクレトノ事ヲ稻葉ニ話シタル處高田、表等ハ私ニ對シ君ガ一致ノ事ヲ自分ニ任カセヨト云フハ自分ニ候補者ニ立ツ野心アルナラント私ニ喰ヒ掛リタルが其内小松警察署長ヨリ稻葉ヲ迎ヘニ寄越シタルタメ私ト同人ノ話ハ何等取極ラサリシガ其翌日廣田ガ私ヲ迎ヘニ寄越シ其話ハ差向出來ヌ事トナリタリ夫レハ昨夜原及稻葉が廣田ノ意見即チ私ガ郡ノ一致ヲ纏メテ後候補者ノ地位ヲ他ニ譲ルトノコトハ手綱キ話ナリトシテ原及稻葉が贊成セザルノミナラズ稻葉ハ直グ同志會ヲ組織シ關戸ヲ候補者ニ定メネバナラヌ若シ廣田ニ其事ガ

出來ヌナラバ知事ノ内命ナルヲ以テ直チニ辭職セヨトノ事ニテ廣田モ今免職サル、様ノコト、ナリテハ六人ノ子供ヲ抱へ如何トモ爲スコト能ハザルヲ以テ彼等ノ命ニ從ヒタル次第ナリト話シタルヲ以テ私ハ稻葉等が前述ノ如ク廣田ヲ壓迫セシコトヲ知リシ次第アリマス

〔問〕高田ヲ狂氣染ミタル男ナリト云フハ如何ナル事ヲ指スヤ

〔答〕高田ハ以前江沼郡ニ於テ巡查ヲ爲シ居リタル者ナルガ其職ニ在ルニ拘ラズ中谷宇平ノ選舉ニ付キテハ極力奔走シ居リタル者ニシテ又巡查ヲ止メタル後ニ於テモ中谷ノ選舉ト云ヘ必ス其帷帳ニ加ハリ現ニ此前ノ衆議院總選舉ノ時ナリト思フ中谷ノ運動費ヲ携ヘテ鹿島郡ニ赴キ奔走シ居リテ高

田九八郎、本橋某等ト共ニ選舉違反トシテ檢舉セラレ高田九八郎及本橋ハ處罰ヲ受ケタルモ高田重松ハ聲者ヲ裝ノテ無罪トナリタルガ如キ事アリ又同人ハ如何ナル場合ニ於テモ同僚ト融和セザルトノ事ニテ誠ニ度シ難キ人物デアリマス

ス

〔問〕高田等が東等ノ連中ヲ同志會ニ引入ルニ付利用シタル道路問題及土地拂下問題ハ高田等が虛構ノ言フ弄シタルモノナリヤ、又ハ同人等が縣當局者ノ意向ヲ承ケタルモノナリト思料スルヤ

〔答〕私ハ之ヲ斷言スル譯ニハ參ラザルモ前述ノ如キ事實其他ニモアリ尙本縣ニテ久シク刑事ノ職ニ在リタル石元ヨリ知事が警察署長ヲ招集シタル折今度ノ總選舉ニ付テハ權威ト利益ト以テセヨトノ事ヲ内密ニ訓示シタルトノ事ヲ聞キ又其後高田ノ話ニヨレハ其道路及拂下問題ノ解決ハ暗々裡ニ出來ルトノ事ナリシ故私ハ高田が徒フニ虛構ノ言フ弄セシモノニ非ズシテ知事ノ意ヲ承ケテ之ヲ爲シタルモノト思ヒマス

〔問〕廣田ハ同志俱樂部ノ組織ニ付如何ナル關係ヲ有シ居ルヤ

〔答〕廣田ハ重モニ小松町有志ノ取締メニ付奔走シ居リタル模様ニテ具體的ノ事ハ私ニ判ラザルガ同志俱樂部設立後私ヲ緩和シテ闢戸ノ爲ニ奔走セシムベク小

松町京町永村飲食店ニ前後三回モ私ヲ招待シタルガ併シ私ハ前述ノ如ク郡ノ草正ヲ主義トスル者ナレバ今更政友會ノ不正分子即チ刑餘ノ人ナル神田主義ノ恫喝ニ逢ヒ同人ノ出獄後同人ヲ更ニ縣會議員ニ舉グベシト誓約書ヲ取ラレ

タル者共ト握手シテ事ヲ共ニスルコト能ハズト申シタルガ其ノ廣田ノ勸誘ノ内ニハ私が同志俱樂部ノ參謀トナリテ闢戸ノ爲ニ盡力シ吳ルレバ私が主宰スル報徳館ノ維持費ヲ引受ケ遣ルベシト申シ其後小松警察署詰福田警部補モ廣田が

金澤ヨリ電報ニテ申來リタリトテ是非永村方ニ私ヲ招キ署長ガ前ニ語シタル條件ニテ闢戸ヲ援ケル事ニ賛成シ吳レト頼ミタリ其事ニ闢聯シテ申上ゲルガ右廣

田ノ勸誘後高田ガ私方ニ參リ闢戸ヲ助ケテ奔走シ吳ルレバ知事ヨリ二百圓ノ機密費ヲ出ストノ事ナレドモ私ハ之ニ應ゼザリシモノデアリマス(中略)高田ガ小

スルニ至リ高田ハ前述ノ如ク原及稻葉ヲ小松警察署へ連レ來リタルモノニテ事ハ廣田モ能ク承知シ居リマス
(十) 被告人原本潮調

〔問〕其方ハ何時石川縣高等警察課長トナリタルヤ

〔答〕大正二年五月其職ニ就キ本年三月二十五日辭職シマシタ
〔問〕其方ハ本年二月二十五日施行セラレタル衆議院議員選舉ニ關シ同志會ニ屬スル議員候補者ヲ選定セシムル目的ヲ以テ高田重松ト共謀シ本年一月十二日頃ヨリ同月十五日頃ニ瓦リ能美郡小松町國山旅館、尾山旅館ニ於テ政友會ニ屬スル衆議院議員選舉有權者ニシテ同郡會議員タル東田久太郎、同郡久常村長東與四兵衛、同郡苗代村長池本作平ニ石川縣知事が同志會系ニ屬スル關係上此際同志會ニ入黨スルニ於テハ多年懇親タル官有地拂下問題竝ニ道路問題モ利益ニ解決セラルベク自己ニ於テモ該問題ヲ利益ニ解決セラル様運動盡力スベキヲ以テ同志會ニ入黨シ來ル衆議院議員選舉ニ於テ同志會系ノ議員候補者ニ投票シ且ツ村内多數選舉有權者ニモ其旨勧誘スベキ趣旨ヲ以テ被告人久太郎ニ對シテハ同郡川北村土橋地内及同村半田子島地内ノ官有地拂下問題、被告人與四兵衛ニ對シテハ同郡久常村ヨリ粟生ニ至ル村費支辨道路、被告人作平ニ對シテハ同郡大杉谷村ヨリ北淺井ニ至ル村費支辨道路ヲ各縣費支辨道路ニ編入スル利害關係ヲ利用シ同志會入黨ヲ誘導シタルニ被告人久太郎、與四兵衛、作平ハ略ボ此誘導ニ應ズルノ決意ヲ示シ政友會脫會居書ヲ提出シ同志會ニ入黨スルニ就テハ前掲各利害問題ヲ利益ニ解決セラレ度旨交渉シタルニ其方ハ此際同志會ニ入黨スルニ於テハ右問題セリ且ツ自分モ此問題ニ付精々斡旋盡力スベキ旨ヲ表示シ被告人重松ト共ニ同會入黨ヲ誘導シタルニ被告人久太郎、與四兵衛、作平ハ茲ニ同志會ニ屬スル候補者ニ投票スベキ意思ヲ確定シ遂ニ候補者選定ノ前提トシテ同月二十日能美郡同志俱樂部ヲ組織スルニ至レムノナリトノ事ナルガ如何

〔答〕御尋ネオ事ニ付テハ前回證人トシテ申立タル如キ關係ニテ自分が高田ノ行為ヲ默認シ東等ノ連中ニ對シ道路問題等ニ可及盡力シ遣ラントノ事ヲ申セミハ何トモ申譯ナキ次第アリマス

〔問〕其方ハ前回證人トシテ東等ノ連中ニ希望スル道路問題ノ解決ト本回ノ衆議院議員選舉ハ關係ナキ考ナリト申立テタルガ其點ハ尙其申立ノ如クナルヤ

〔答〕今回被告トシテ訊問ヲ受ケタル以上ハ事ヲ明白ニ致シタル方宜シカラント思フヲ以テ其點ニ關スル證人ノ申立ハウラ取消シ自分ハ東等ノ連中ヲ同志會ニ加入セシムルハ畢竟本度ノ總選舉ニ付同志會ノ候補者ヲ推サシムルニ外ナラズト思料セシヲ以テ東等ノ連中ニ連中ガ希望スル道路問題及土地拂下問題ノ解決ハ本年ノ總選舉ニ關スルモノナルコトハ之ヲ推知シタルニ相違ナク其推知ヲ爲シナガラ右問題ノ解決ヲ盡力シ遣ラント申シタルハ申譯ナキコトデアリマス

〔答〕同志會ノ組織ハ能美郡ノ大勢ナリシヲ以テ彼等ノ希望ニ對シ斷然拒絶シタルトスルモ被等ハ早晚同志會ニ入ラザルベカラザルモノト思フモ併シ彼等ト會見ノ際私が斷然拒絶セシモノトセバ彼ノ同志俱樂部ガ一月二十日ニ組織セ

〔答〕同志會ノ組織ハ能美郡ノ大勢ナリシヲ以テ彼等ノ希望ニ對シ斷然拒絶シタルトスルモ被等ハ早晩同志會ニ入ラザルベカラザルモノト思フモ併シ彼等ト會見ノ際私が斷然拒絶セシモノトセバ彼ノ同志俱樂部ガ一月二十日ニ組織セ

〔問〕然ラバ東等ノ連中カ同志會ニ入ルベク決心ヲ固メタルハ伊勢屋方ニテ其方ガ彼等が會見ノ際彼等ノ問題解決ニ付盡力シ遣ルベシトノ應對ニヨリタルモノト思フヤ

〔答〕左様ニ考ヘラレマス

〔十一〕被告人高田重松第六回調書

〔問〕一月十五日原本潮ガ小松ニ出張シタルハ其方ト 小松警察署長ナル廣田警

部トノ間ニ衝突アリテ之ヲ調停スルガ爲メニ非ザリシヤ

〔答〕私ハ左様ナ意味ニ於テ原ガ小松ニ出張シ來リタルモノトハ思ハズ原ガ小松ニ

出張シ來リタルハ當日ノ朝私ハ原ニ會ヒ東與四兵衛、東田久次郎、池本作

平、米澤與三松等ノ連中ガ多年解決ヲ希望シ居ル道路問題及土地拂下問

題ヲ今度同志會ニ這入りテ解決センカ又ハ政友會ニ止マリテ解決センカト思案

中ナリトノ事ヲ話シタルニ原ハ夫ナラバ自分が一度小松ニ行キ見ント申シテ其夜

小松ニ出張シ來リタルヲ以テ私ハ右ノ連中等ニ對シ原ガ小松ニ來リタル事ヲ話

シタルニ彼等ノ連中ハ夫ナラバ原ニ一遍會ヒ懇口ニ話ヲ爲シ又縣下ノ政況ヲ

モ聞カント申セシヲ以テ私ハ原ニ彼ノ連中ガ會ヒタシト申居ル事ヲ話シタルニ原ハ

夫レナラバ彼等連中ニ會ハントノ事ニテ同夜伊勢屋方ニテ彼等連中ト會ヒ茲ニ

彼等連中ガ同志會ヘ這入ル話が極マリタルモノニアリマス

〔十二〕被告人原本潮第二回調書

〔問〕高田ヲ本度巡查三採用シ小松警察署へ赴任セシメタルハ稻葉市次郎ノ申出

ニ基キタルモノニアラザルヤ

〔答〕高田ヲ巡查三採用シ吳レトノ事ハ昨年十一月縣會ノ當時稻葉市次郎が採

用方ヲ申出デタルヲ以テ同月九日頃高田ヲ巡查ニ採用シ同月十一日頃小松

警察署ニ定員ノ外配置トシテ赴任セシメタルモノニテ同人ヲ小松警察署ニ配置

シタルハ稻葉市次郎ノ口添モアリ又高田ハ能美郡出身ニシテ郡下ノ政況ニ通

ジ居ルヲ以テ政府與黨ノ爲ニモ便宜ナルヘシト思ヒタル爲メニアリマス

〔問〕然ラバ高田ヲ小松警察署ニ赴任セシメタルハ本回ノ總選舉ニ付活動セシムル

ガ爲ニ外ナラズヤ

〔答〕左様ナリマス

〔問〕然ラバ高田ノ赴任當時ニ於テ既ニ政友會ノ連中ノ利益問題ヲ以テ政府與

黨ノ方ニ引キ付ケントノ相談アリシニアラズヤ

〔答〕左様ノ相談ハナカリシモノナルモ免ニ角政府與黨ノ爲ニ盡サントノ話合ハアリ

マシタ

〔問〕左様ノ相談ナラバ高田ガ東等ノ連中ヲ道路問題等ニテ勸誘スルニ付其方ニ

相談スベキ様思ハル、ガ如何

〔答〕先キ御訊ネノ際ハ其點ニ付申満リタルモ實ハ一月十五日ノ朝ト思フ高田ガ私ニ對シテ東等ノ連中ガ解決ヲ希望シ居ル道路問題及土地拂下問題ヲ話シ此問題が解決スレバ彼等連中モ政友會ヲ脫シテ政府與黨タル同志會ニ這入ルベク

人ニテハ話ノ纏リハ拂取ラヌ故免ニ角一ツ小松ニ來リ彼等連中ニ會ヒ吳レト申

スニ付私ハ夫レナラバ小松ニ行キテ彼等ノ議ヲ纏メント申シテ其夜小松町ニ出張シ彼等連中ニ會見シ愈彼等が政友會ヲ脱シテ同志會ニ入ルノ話ガ纏マリシモノニアリマス

〔問〕彼等ノ纏マル前彼等連中ハ政友會脱會届ヲ作成シタルハ何故ナルヤ

〔答〕私ハ其脱會届ノ事ハ豫想シ居ラザリシモノニテ其ハ高田ガ彼等連中ニ其問題ノ解決ヲ欲スルナラバ先ツ彼等ノ誠意ヲ見セ私ニ問題ノ解決ヲ頼ム方宣敷カ

〔答〕夫レハ政府トシテ其與黨タル同志會ノ擴張ヲ希朢スルト考ヘシモノニテ他ニラント其脱會届ヲ作成セシメ來リタルニ非ズヤト思ハレマス

〔問〕其方等が政府與黨ノ擴張ヲ欲シタルモナラバ何故ナルヤ

〔答〕夫レハ政府トシテ其與黨タル同志會ノ擴張ヲ希朢スルト考ヘシモノニテ他ニ理由ハアリマセス

〔十二〕東與四兵衛調書

〔問〕原トノ會見ニヨリ問題ノ解決ニ付安心ノ度ヲ強メタルヤ

〔答〕左様ニアリマス

〔問〕其事ハ今記憶ハアリマセス

〔答〕同人ハ本年中ノ事ナルガ一一回私方ニ參リシ様思ヒマス

〔問〕同人ハ如何ナル用件ニテ參リシヤ

〔問〕稻葉市次郎が證人ノ許ニ出入シ居リシ様ナ事アリシヤ

〔答〕同人ハ折々參リシ事がアリマス

〔問〕高田重松ハ如何

〔答〕同人ハ本年中ノ事ナルガ一一回私方ニ參リシ様思ヒマス

〔問〕同人ハ如何ナル用件ニテ參リシヤ

〔問〕稻葉市次郎が證人ノ許ニ出入シ居リシ様ナ事アリマス

〔答〕同人ハ折々參リシ事がアリマス

〔問〕高田重松ハ如何

〔答〕同人ハ本年中ノ事ナルガ一一回私方ニ參リシ様思ヒマス

〔問〕同人ハ如何ナル用件ニテ參リシヤ

〔問〕稻葉市次郎が證人ノ許ニ出入シ居リシ様ナ事アリマス

〔答〕同人ハ折々參リシ事がアリマス

〔問〕併シ高田ハ其方が東等ノ連中ハ脱會届ヲ書カヌカナアト申シタルト申立テ又

小松警察署長ナル廣田刈夫モ小松町有志ナル池田喜十郎其他ノ脱會届ハ

其方が之ヲ見タシトノ事ニテ之ヲ取リ其ノ方ニ渡シタルト申立テ居ルが如何

〔答〕廣田ハ私ノ手ニ東等ノ連中ガ作成シタル政友會脱會届アルヲ見テ小松有志

者ノ脱會届ヲ取リ來リ之ヲ私ニ渡セシモノニテ東等ノ連中ノ脱會届ハ前回申

立ノ如ク私ハ全ク豫想シ居ラザリシモノナリ故ニ私ハ其脱會届ニ章キヲ措カズシ

テ彼等が解決ヲ迫マリ問題ノ解決が出來ネハ彼等ハ立場ヲ失ヒ本回ノ總選舉

脱會届ヲ輕視セラレテハ困ル此ハ我ミノ命ナリトノ事ヲ申シ高田モ其意味ニ於

シコトハアリマセス

〔問〕左様ニ輕視シ居リタル脱會届ナラバ何故ニ之ヲ金澤ヘ持歸リタルヤ

北部タル東等ノ連中ヲ中堅ト爲サレバ何事モ出來ヌトヨコトヲ申スニ付私ハ

東等ノ連中ガ希望シ居ル問題ハ何ウトカ爲ルナラント申シタルニ高田ハ自分一人ニテハ話ノ纏リハ拂取ラヌ故免ニ角一ツ小松ニ來リ彼等連中ニ會ヒ吳レト申セ

〔問〕左様ニ輕視シ居リタル脱會届ナラバ何故ニ之ヲ金澤ヘ持歸リタルヤ

張シ彼等連中ニ會見シ愈彼等が政友會ヲ脱シテ同志會ニ入ルノ話ガ纏マリシモノニアリマス

認可トセシモノナリ(其實例ヲ舉レバ宇佐郡長洲町助役相良律藏、同郡糸口村)

右ハ僅ニ黒金知事批政ノ一斑ヲ錄シタルニ過ギザルノミ而カモ尙此ノ如シ以テ全豹ヲ判スペキナリ

二、選舉干涉ノ事例一斑。

一、大野郡牧口、南緒方兩村ニテハ牧口ヨリ南緒方ニ通ズル道路開墾及南緒方村架橋工事ニ付裏ニ大正元年縣費補助ノ申請ヲ爲シ大正二年ヨリ三年ニ至ル繼續事業トシテ許可ノ指令ヲ得タルヲ以テ大正二年ノ起工ヲ第一期線トシ同三年ノ分ヲ其二期線トシ起工ニ著手セントセシニ之ニ先チ牧口村ノ内大字天神ニテハ線路位置ノ争ヨリ紛擾ヲ生ジ紛議ニ日ヲ送リソ、アル間ニ南緒方村字原尻ニテハ起工居モ爲サズ大正二年架橋工事ニ著手シ同年竣工シタルモ居出ヲ爲サルカ故大正二年ニ受クベキ補助費ハ期間ヲ經過シタルニ依リ第一期線補助費トシテ大正二年ニ受クベキモノヲ同三年ニ繰延ベ又三年ニ受クベキモノ同四年ニ繰延ノ手續ヲ爲サントセシニ牧口村ノ内架橋工事ハ原尻字草獨ニテ著手シタルモノナレハ組合會ノ議決ヲ得ズ大其處置ニ窮シ居リタリ偶々客年九月縣會議員補缺選舉ノ事アルヤ渡邊用五郎、二代貞夫ナル者ハ南緒方村字原尻古庄善太郎(政友派)ニ對シ今自分ノ方ハ政府黨ナルニヨリ自分等ノ意ニ隨へ譽テ補助金下附ノ運動ヲ爲スベシ然ラズンバ反對スベシトノ言ヲ以テシ古庄ニ意ヲ傾カシメタルコトアリ前シテ第三十五議會解散セフレ臨時總選舉ヲ舉行セラル、事トナルヤ古庄善太郎ハ森環(現代議士)及前記渡邊ノ二名ニ右ノ件ヲ懇談シタルニ三人ハ打合ノ末、君等が入黨スレバ知事ニ願シテヤロウト云ヒ古庄其言ヲ容レ他ノ政友派ナル羽田野長藏、古庄玉三等ト共ニ直シテ入黨居ヲ認メ正式ニ同志會ニ入黨シ(他ノ重モナルモノハ入黨セシムルト約束ス)即時ニ繰延ノ申請書ヲ提出シタリ

然ルニ羽田野長藏ハ翌二月三日至ルモ許可ノ指令ナキヲ証リ自身縣廳ニ赴キ督促の運動ヲ爲シタルモ目的ヲ果サズ其儘歸村セントセシニ大分市大道町ニテ森環ニ出會シ事ノ速ニ運び様自分が頼シテ來ルカラ暫ク待ツヘシトテ出處ノ上暫時ニシテ歸リ愈許可サル様ニナリタカラ歸ルベシト云ヒ羽田野ハ其儘歸村セリ而シテ羽田野ノ立候補發表ハ同月二十七日ナリシガ其後渡邊用五郎、二代貞夫ハ羽田野長藏、古庄善太郎、古庄玉三等ニ對シ森環ノ御蔭ニテ補助金下附ノ運ヒトナリ居レバ約束通り森ニ投票シ吳レ然ラサルトキハ現金ノ下附ハ取消スベシト脅迫セリナリ

右事件ハ其後大分地方裁判所檢事局ニテ檢舉ニ著手シ且下審理中ナリ又警察官ガ或ハ運動者ニ對シ或ハ選舉人ニ向ヒ干涉ヲ施セシ例ハ枚舉ニ違アラズ

今其一二三ヲ記スレバ左ノ如シ

(一) 警務課長藤澤英猛が大野郡大飼分署長以下ヲ料理店ニ招キ干涉ノ方法等シ二月二十二三日頃中津區裁判所檢事ノ訊問アリタル處全ク不實ナルコト明瞭セシヲ以テ不起訴ト爲シタルモ選舉期日切迫ノ際少ナカラザル運動ノ妨害トナリタリ

(二) 宇佐郡兩川村駐在所巡査ガ政友派ノ運動員西島福松、古椎揖夫兩名ニ對シ兩名ハ小作地ヲ取立ヘシトテ有權者ヲ脅迫セルノ事實アリト不實ノ告發ヲ爲シ二月二十二三日頃中津區裁判所檢事ノ訊問アリタル處全ク不實ナルコト明瞭セシヲ以テ不起訴ト爲シタルモ選舉期日切迫ノ際少ナカラザル運動ノ妨害トナリタリ

(三) 政友派ノ運動員ニ對シテハ一名乃至二三名ノ尾行巡査ヲ附シ運動ノ妨害ヲ好意ヲ以テ之ヲ保護セシ事

(四) 北海部都磯崎佐賀關警察分署長ハ三月十七日同郡大在村警察獸醫タル姫野寛ニ牛乳検査ノ名ヲ以テ出署ヲ命シ總選舉ニ關シ種々注意ヲ與ヘタル後同人父ハ政友會ノ有力者ナルニ付其運動ヲ制止セント欲シ寛ニ對シ「君ノ父が政友會ノ運動ヲ爲ストキハ君ノ一身上ニ關シ不利益ナルニヨリ父ノ運動ヲ制止セヨ」トノ事ナリシモ寛ハ自分ノ意見ニテ父ヲ制止スルコト能ハズト斷リタルニ磯崎分署長ハ三月十九日付ヲ以テ姫野寛ノ警察獸醫ノ職ヲ解キタリ

(五) 杠築警察分署長警部補伊勢重信ハ其管内遠見郡北杠築村有權者西永吉ヲ脅迫シ政友派ノ選舉運動ヲ妨害壓迫セントセリ其事實左ノ如シ西永吉外九名ハ本年一月二十八日河川取締法ノ適用ヲ受クベキ鳴川々流ニ井堰ヲ作り自己所有ノ土地ニ引水シテ水車ヲ設置セシガ駐在所巡査伊藤徳重ノ注意ニヨリ一月一日付ヲ以テ水車設置願書ヲ提出シタルモ何故か許可ノ指令ナシ、而シテ茲ニ同人ノ甥ニ西行ナル者アリ大分縣巡査ヲ奉職シ中津警察署詰ヲ命セラレ居ルモノナルが二月十二日夜十二時頃突然北杠築村ノ自宅ニ歸リ使ヲ永吉ノ宅ニ派シ即刻自宅迄來ラレヨトノ事ナルニ付永吉ハ使ト共ニ行方ニ走キタルニ行ハ永吉ニ對シ「伯父サン貴公ハ大變ナ事ヲ致シタナ、縣費支辨ノ堤防ヲ掘崩シテ川ニ井堰ヲ作り水車ヲ設ケタリト云フ實ニ不都合ノ行爲ナリ」トノ言ニ付永吉ハ之ニ答ヘテ夫レハ確カニ爲シタル、然シ其件ハ伊藤駆在巡査ニモ伺ヒ許可願書ヲ縣廳ニ提出シアルヲ以テ事濟ミタルモノト考ヘラル云々行ハ曰ク「決シテ然ラズ此ノ如キ重大事件ハ其位ノ事ニ濟ムモノニアラズ自分ハ本日杠築署長ヨリ電話ニテ呼バレ今迄署長宅ニ在リ署長ノ委任ヲ受ケテ歸宅セルモノナリ伯父サン貴公ハ黨派ノ別ハ無イノデアルカラ同志派ニ入りナサイ左スレバ水車ノ方ハ署長ガ四五日以内ニ許可ナル様盡力スベシ唯今ノ如ク政友會候補者ノ爲メ運動スルトキハ大變ノ事ニ成リ行クトノコトナル故何卒今回ハ署長ノ意見ニ委セ同志會ノ爲ニ盡力セラレヨ」云々ト說ク處アリ永吉ハ大驚キ然ラバ明朝自分が署長宅ニ赴キ面會ノ上委敷相談スベシト明十二日署長宅ニ至リ行ヨリ聞キシ事ヲ尋ね返シタルニ署長ハ委細行君ニ委托シアル故貴公モ能ク考ヘルが宜シ其考次第ニテ水車ノ方ハ四五日中ニ許可スベシトノ事ニ付永吉ハ愈々恐怖シ二月二十三日迄運動ヲ止メタリ然ルニ警察ノ爲ス所ヲ見ルニ同志派ノ運動事所ニ對シテハ飲酒ヲスラ認メ萬事極メテ寛大ナルニ政友派ノ事務所ニ對シテハ巡察立番セシムル等其ノ壓迫甚シク如何ニモ不公平極マルヲ見テ憤慨シ二十三日夜ヨリ運動ヲ再開シタル處

杵築警察分署ニテハ之ヲ不都合トシ愈々水車ノ件ヲ告發スベシト怒リ其關係者ナリ

十名ニ召喚ヲ命シ之ヲ取調ベタリ此ニ於アカ永吉ハ署長ノ不都合ヲ憤リ檢事ニ

告訴スル事ニ決心セリ

(六) 杠築警察分署長警部補伊勢重信ハ政友會ノ運動員速見郡八坂村工藤高

次ニ死テ「相尋ノ儀有之候條即刻當警察分署ニ出頭可有之候也、大正四年三

月九日、杠築警察分署」ト郵便端書ニ記載セル召喚狀ヲ發シ之ヲ杠築分署ニ呼

出シタル上署長自ラ高次ニ對シ「不正肥料ノ販賣ヘ不都合ナリ處罰ヲ免レザルモ

ノナリ」ト云ヒ尙又「八坂村大字八坂ヨリ同村大字中村ニ通ズル道路開鑿ニ付

不都合ノ事實アリ」トカ云フが如キ種々ノ問題ヲ以テ脅嚇シタル後今回ノ選舉ニハ

政友會ノ爲メ運動セズ同志會ニ加擔シテ運動セヨ」ト同人ヲ勧誘シタリ

二、前橋市ニ於ケル一例

前橋市ニ於テハ大隈首相ノ養嗣子信常氏金權ヲ賴ミトシ官權ノ後援ニ依リテ候補

ニ立チ競争激烈ナリシ丈ヶアリテ干渉頗ル甚シキモノアリ今マ其一二ノ事實ヲ指摘ス

レバ左ノ如シ

一前橋市ニ於テハ競争開始ノ頃ヨリ夙ニ「竹越ニ投票スレバ拘引セラル」ト言觸サレ

其空氣全市ニ磅礴タルニ至レリ是レ警察側ヨリ之ヲ言觸セシモノニシテ現ニ刑事巡

查小畠知之ナル者ガ有權者小池順太郎ニ對シ之ヲ言聞カセシ事實アリ又小畠

ハ同僚小林伊三郎ナル者ト共ニ大隈派ノ運動者ト飲食セシ事實ニ依リ檢舉セラ

レ入獄審理中ナリ

一同市乙種料理店組合ノ内ニハ初ヨリ若干ノ大隈派アリシモ而カモ全部ノ傾向未

ダ決定セルニ非ズ乃チ何人ニ投票スベキヤフ評議セシガ爲メ集會セシニ其際刑事

巡查中島雅重ナル者諸君ハ警察ニ睨マレテハ不利ナル商賣ナル故是非大隈派

ニ投票スベシ」ト勧メ組合ノ議モ遂ニ全部大隈派ニ投票スルニ決セリ

一運動者ヘノ辨當ハ十五錢以上ノ物ヲ用ユベカラズトノ注意アリシニ拘ラス大隈派ニ

テハ正味二十錢ノ物ヲ用井毎日ノ仕出高千本ニ達セリ而シテ其辨當ハ選舉權アル

料理店及ヒ宿屋三三四日間位宛輪番ニテ注文シ(十二三軒)公然投票ヲ勧

誘セリ

一市内ニ六供ナル村アリ有權者ハ三十六名ナルニ其處ノ運動者ハ五十八ノ多キニ

達シ有權者ノ全部ハ即チ運動員タリ朝夕事務所ニテ喫食スルヲ常トス而シテ警

察ニテハ巡查二人ヲ其處ニ立番セシメ以テ竹越派運動者ノ侵入シ來ルヲ監視セ

シメタリ(六供ノ運動者ハ毫モ運動ニ出ルニ非ズ)檢事ハ事ノ餘リニ甚シキヲ以テ

臨檢セントセシニ村ノ者等ハ檢事ト知ラズシテ其胸倉ヲ捕ヘ暴力ニ及ハントセリ其

ノ後檢事ヨリ警察ニ交渉ノ結果警察ニテハ注意ヲ與ヘ其運動員ヲ半減セシメタリ

初メ檢事が臨檢セントセシ際警察ニテハ之ヲ聞キ彼區ニシテ臨檢セラルレバ總崩レ

一堅町ハ大部分大隈派ト稱セラレ居ルモ内實ハ竹越派モ多キ町ナルヲ以テ警察ニテ

ハ選舉人ヲ威嚇セシガ爲メ投票當日二十人程ノ巡查ヲ派シテ同町ヲ固メ凡一丁

毎一人位ノ割ニテ立番セシメタリ

一竹越候補ニ旅宿ノ前ニハ三月十九日頃ヨリ二四八ノ刑事巡查日夜立番シテ動

靜ヲ偵知セリ又竹越派ニ於テ堅町荒井常助方ノ一室ヲ借り選舉事務所ニ充テ

タル所刑事巡查四人其室ニ入込ミ容易ニ動カズ僅カ六疊ノ部室ニテ邪魔トナル

コト甚シキノミナラズ附近ノ選舉人ヲ威嚇スル虞アルヲ以テ政友會群馬縣支部ヨ

リ警察ニ嚴談シ漸ク之ヲ立退カシメタリ

一竹越派ノ運動者中最モ有力ナル者二十人程ニ對シテハ常ニ刑事巡査ヲ尾行セシ

メ寸時モ放ル、コトナク付キ纏ヒタリ

一市内ニ成田山真山講ナル一講社アリ有權者二十四名ヲ有ス而シテ大隈派ヨリ

此講中ヘ六百圓ヲ交附ヒル嫌疑アリシニモ警察ニ於テハ檢舉セズ

一選舉當日伯爵大隈ノ名ヲ以テ有權者ニ電報ヲ發シ大隈信常ヲ投票スベキ様勧

誘セリ

四、其他ノ府縣

其他ノ府縣ニ於テモ指摘スベキノ事實少カラズ而シテ其干涉ノ程度ニ於テハ差異ナ

キニ非ラズト雖モ手段ハ即チ大同小異ニシテ其ノ最モ廣ク行ハレタル方法ノ如キハ

既ニ第一項ニ概述セシ所ノ如シ乃チ茲ニハ各府縣ニ於ケル二三ノ事實ヲ擧ゲ以テ

之が例證ノ「端ニ供セントス

一島根縣ニ於テハ選舉ノ初二方リ郡長及警察員等ヲ剽窃シテ干渉ノ準備ヲ爲シ政

友派ノ選舉事務所ヘハ日々兩三度刑事巡查來リ其ノ得票ノ見込及各村落ノ見

込等ヲ取糾シ之ヲ與黨ノ選舉事務所ニ通ゼルモノ、如シ駐在所巡查ノ如キモ統計

上ノ關係アリ云々ト稱シテ有權者ヲ訪問シ暗ニ威嚇ヲ加ヘ右諸多ノ事情ヨリ政

友會ニ大障害ヲ與ヘタリ

一出雲國簸川郡ニ於テ政友會ノ島田候補ハ五百票程ヲ得ベキ筈ナリシ處各村長

及駐在所巡查等ハ反對派ノ委員ト結託シ極力之ヲ防止シタル爲メ其望ヲ水泡

ニ歸セシメタリ殊ニ甚シキハ同郡荒木村ニ於テ同村長兼參事會員タル曾田兵藏

ハ島田氏ニ投ジタル疑アル投票ヲ投票管理者タル村長自ラ火箸ヲ以テ之ヲ抽出

シ巡査等ニ示シテ郡ノ輿論ニ反シタル投票アルハ必ス本村ニ買收運動者入込ミ

居ルが故ナルシ取調吳レヨト巡查ニ依頼セル如キ事實アリ該件ハ其後起訴セラ

レ裁判ニ附セラレタリ

一同縣ニ於ケル政府與黨ハ官尊民卑ノ舊習ヲ利用シテ大隈首相以下各大臣署名

ノ推薦狀ヲ有權者ニ配布シ殊ニ簸川郡ノ如キニ在テハ此推薦狀ヲ町村役場ニ配

布セシメタルノ事實モアリテ頗ル選舉民ノ心ヲ動カサシメタリ、又政府ハ早稻田大

學出身者中ノ資產家ヲシテ大隈伯後援會ノ組織セシメ又若櫻藏相ガ出雲國出

身ナルヨリ出雲ニ遊說シテ演說會ニ懇親會ニ有ユル手段ヲ盡シタル末若櫻藏相

後援會ナル奇怪ナル團體ヲ急造シ以テ自派ノ補助機關トナスト同時ニ選舉民ノ

感情ヲ煽動シテ石見方面ニ於ケル政府會員候補者ニ對スル投票ヲ防止セリ

一福井縣武生警察署長ハ今回選舉ノ初二方リ部下ノ警察官ヲ召集シテ訓示スル

三今回ノ總選舉三付テハ增帥問題及海軍擴張費ニ反對シタルモノハ即チ現政府ノ

反對者ナリ、政府ノ敵アリ、斯ル者ハ絕對ニ此際押壓セザル可ラズ寄々有權者ニ

此官ヲ訓示セヨ」ノ言ヲ以テシタリト、而シテ同縣警察部ニテ政府反對黨候補者

ノ運動報告ニ對シテハ違反行為ナキヤフ精查取締ルベキ旨ノ注意ヲ屢々警察署長

ニ發シタルモ與黨候補者ノ活動ニ對シテハ此事ナシ

一愛知縣ニ於ケル與黨候補者ハ屢々大臣ノ出張ヲ請ヒ其出張機会トシテ宴會ヲ

開キ以テ有權者ヲ誘フノ舉ニ出テタル即チ尾崎法相ハ尾張地方ニ出張シ數箇所

ニ於テ演説シ又若櫻藏相ハ岡崎及西尾等ニ於ケル應援演説會ニ臨ミ、加藤外

相ハ名古屋市等ニ出張シ應援演説ヲ爲シタルガ何レモ演説ノ前後ニ於テ種々ノ名

ノ下ニ宴會ヲ開キ有權者等之ニ列シ其勸誘ヲ受ケタリ

一、北海道ニ於テ政府黨が煽動シテ候補ニ立タシタル五十嵐佐市氏ハ同道第一ノ高利貸ニシテ而カモ前科者ト稱セラレ名望ノ如キハ素ヨリ之ヲ有セザル事トテ盛シニ黃白ヲ散シテ選舉界ヲ毒殺シ殆ド最初ノ一票ヨリ最後ノ一票ニ至ル迄買收ヲ爲シ之ニ要セシ費額實ニ十六万圓ニ達セリト云フ「一票高キハ五十圓、低キモ二十二万圓ヲ下ラザリシガ如シ、十六万圓ヲ費セリト云フハ怪ムベキガ如シト雖モ或信ズベキ」說ニ依ルモ投票前一日即チ三月二十二日迄ニ銀行小切手引出高十二万六千圓ニ達シタリト云ヘハ總額十六万圓トノ說必シモ無替ニハ非ザル如シ、此ノ如ク黃白ヲ散シ白晝公然投票買收ヲ爲スモ警察官ハ之ニ對シテ取締厲行ヲ爲サヌ偶々東候補ノ同情者等ニ對シ彼ヨリ買收ノ相談ヲ爲ス者アリ仍テ直ニ之ヲ密告スルモ警察ハ毫モ防壓又ハ搜查ニ手ヲ下サズニ反シ政友會ノ候補者側ニ於テ些少ナリトモ違反ノ嫌アレバ警官ハ晝夜監視尾行セリ

一、群馬縣ニテハ各候補者ノ選舉本部及事務所ヲ届出シメタルガ小林丑三郎氏派ニテハ縣内ニ於ル外、境界ヲ越エテ堺木縣内ニ事務所ヲ設ケ其處ヨリ縣内ニ來リテ縱横ニ運動セリ政友派ニテハ選舉ノ二週間程前之ヲ氣付キタル故直ニ群馬縣警察部ニ注意シタルニ同警察部ニテハ堺木縣警察へ注意シタル由ナルモ堺木縣ニテハ自縣ノ事ニテ忙殺セラレ居ル際ナレハ群馬縣ノ事マテ手が届カヌトテ結局治外法權ノ姿ニテ看過セリ

一、和歌山縣東牟婁郡ハ山口熊野氏ノ根據地ナルガ同郡ニ於テ昨年十一月縣會議員補缺ノ際縣會議員等數名某旅店ニ於テ飲食シ互ニ相談シタル事アリシトカニテ警察ハ之ヲ今回ノ材料ニ用ヒ三月二十二日夜二時頃山口熊野氏ノ運動者タル縣會議員三名ヲ新宮警察署古座分署ニ召喚シ翌二十四日午後四時頃ニ至テ初メテ放免セリ延長二十餘里ニ瓦ル大郡三ニ於テ而カモ期日切迫ノ際有力ナル運動者ガ二名マモノ斯ル干涉的召喚ヲ受ケ空シク留メ置カレタル爲メ此間ニ於テ山口候補ノ根據ハ崩壊ノ不幸ヲ蒙レリ

一、長野縣ニ於テ警察ハ南信方面ニ對シテハ伊藤大八、小川平吉兩氏ニ最モ目ヲ注ギ其地盤タル上下伊那及諫訪郡ニ巧妙ナル干渉手段ヲ用井選舉法厲行ナル名ノ下ニ兩候補ノ參謀及運動員ヲ拘束シ且ツ有權者ヲ脅威シタリ然ルニ與黨候補者ノ參謀及運動員ニ對シテハ其處置頗ル寛大ニシテ彼等ハ殆ド公然投票買收ノ手段ヲ行ヒシモ措ケ之ヲ問ハズ

一、同縣諫訪郡ニ於テ多數ノ警官ハ三月十九日小川派ノ地盤タル宮川村安國寺區有權者全員ヲ何等犯罪ノ事實ナキニ突然召喚シ夜ヲ徹シテ不當ナル訊問ヲ敢テシ其内二十二名並ニ小川派選舉本部ノ參謀小池元藏(郡參事會員)ヲ拘禁シ翌二十一日ニハ選舉本部及ビ其他ノ參謀全部並ニ會計係等ノ家宅搜索ヲ爲シ小川候補ノ親族が頭取タル富士見銀行ニモ搜索ヲ及ボシ二十一日ニハ小川候補出生地ノ隣村ナル境村有權者並ニ郡會議員功力市四郎等九名ヲ拘引シ尙又北信方面ニ於ケル同候補ノ選舉事務所ニ臨ミ其主任タル飯山町足立辛太郎外參謀二名ヲ拘引セリ而シテ之ト同時ニ與黨並ニ一部ノ警察官ハ「小川派ニ賛成スレハ拘引セラレベシ」トノ流言ヲ傳播シ而シテ與黨運動者ハ此機ニ乘シテ殆ド公然買收ヲ實行セリ

一、又同縣上伊那郡中箕輪村松島派出所ノ巡查内山、濱兩名ハ三月二十二日午前十時同村字澤區大槻源次郎、大槻米次郎ノ二名ヲ同派出所ニ同行ヲ求メ選舉ニ關スル取調ヲ爲シタルガ其際二名ニ向ヒ「今マ非政友熟物與ノ時ニ方リ

故ラニ小川平吉ヲ選舉セントスルハ如何ナル譯ナルヤ殊ニ其方等ハ小川平吉賛成ノ芳名錄ニ記名シテ其選舉ヲ誓ヒシハ何故ナルヤ選舉ハ自己ノ自由意思ヲ以テ行フベキ權利アルニ故ラニ已レノ權利ヲ縮メラレ前以テ斯ル約束ヲ爲セシハ裏面ニ深キ理由存スルナラン即チ金員ヲ受領シテノ故ナルコト知ルベシ若シ自白セザルニ於テハ本署ニ引致スベシト嚴重ニ糾問シ兩人ハ「斷シテ然ル事ナシ」ト答ヘシニ嚴シク訊問ヲ繼續シ時ニ寒氣甚ダシキ際ナリシニ新築中ニテ廊隙多キ派出所而カモ火氣ナキ一階ニ午後五時頃迄留置キ晝餐ヲモ與ヘズ尙其間同村土橋善太郎ヲモ召喚シテ同ジク訊問スル所アリ其取扱方餘り無法慘酷ナルヲ以テ小川巡查ハ密ニ内山巡查ニ向ヒ「實際違反ラシキ所爲モナキ様ナレバ放免シテハ如何」下注告セシニ内山巡查ハ之ヲ聽カズ仍テ小川巡查ハ激昂シテ斯ル無法ナル同僚ト班ブ列スルヲ恥ゾト稱シ辭職ノ意ヲ漏シテ歸途ニ就キシニ内山巡查ハ之ヲ追フテ其宿所ニ至リ百方之ヲ慰撫シ且ゾ口外スル事ナカラシニ懇願セリト云フ而シテ右小川巡查ガ小川平吉氏ノ選舉事務所ニ來リテ千葉胤孝、中坪友一郎兩名ニ語ル所ニ據レバ伊那警察署ノ内訓ハ成ルベク政友派ナル伊藤、小川兩人ニ向ヒ違反者ヲ檢挙スルニ盡力スベシトノコトナリ

一、香川縣高松市瓦町辻清ハ田中定吉氏ノ賛成者ナルガ警察ハ辻清カ活動寫眞營業者ニシテ警察ノ言ニ從ハシムルニ最モ便宜ナルヨリ二月二十五日午前十一時二名ノ刑事巡查同人方ニ來リ種々問答ノ末此際警察ノ爲ニ一ツカラズ盡シ吳レ間敷ヤ其レハ田中派ヨリ運動費ヲ贈リ越シタリテ其レヲ密告スル事ナリ左スレバ警察ニテハ其密告ニ基キテ田中派ヲ拘引スベシ云々ト然レドモ辻ハ此ノ如キ惡計ニハ誘致セルベキニ非ザレハ之ヲ斷リ直ニ此事ヲ田中派ノ事務所ニ通報セリ仍テ田中派ニテハ新聞號外ヲ以テ之ヲ選舉人ニ通告スルト同時ニ同派參謀岡田縣會議長ハ政友會本部特派員赤尾藤吉郎氏ト共ニ縣廳ニ赴キ警察部長ニ向ヒ取締方ヲ注告スル所アリシモ警察ニテハ何等取締ル所ナシ

一、山口縣ニテ公官權ヲ以テ反對候補者側ノ有力家ヲ威壓セシノ事實少カラズ茲ニ例ヲ舉レハ與黨候補者應援ノ爲メ出張シ來リタル若槻藏相が同志會支部幹事ト共ニ吉敷郡南部政友會ノ地盤ヲ打破センガ爲メ同地ノ有力家古林氏(林候補ノ親族)ヲ威壓シテ選舉運動中止ノ止ムヲ得ザルニ至ラシメタルが如キハ其ノ著シキモノアリ

一、此ニ事ニ托シテ反對派ノ運動者ヲ拘束スルハ各地ニ於テ行ハレタル所ナルガ茲ニ山口縣ニテハ投票當日熊毛郡ノ或一部ニ於テ政友派ノ運動員ト有權者ト同行セシ者アルヲ見ルナ警官ハ直ニ其運動員ヲ警察ニ伴レ行キ三時間餘モ留置キタルガ一方同志會ノ運動者ニ對シテハ同様ノ事實ヲ看過セリ

一、山口縣都濃郡福川町(居住地)派出所巡查部長某ハ「林長太」ナル名刺ヲ作り戸田村(字津木)ノ有權者ヲ毎ニ訪問シ恰モ林候補ノ運動員ナルが如キ體裁ヲ装ヒ之ヲ配附シテ林派ノ運動振ヲ偵察シタリ偶々福田彦太郎、井上熊之助等ヲ訪問セリ際林派運動員ノ怪ム所ト爲リ中止シテ去リタリ

一、山口縣都濃郡長ハ福田候補ト同行シテ有力者ヲ訪問シ尙又同郡長ハ郡立高等女學校長及同校教諭等ニ對シ福田候補ニ投票スベキコトヲ勧説シタリ又同時德山警察署長ハ福田派運動事務所ニ出入シ常ニ酒食ノ饗應ヲ受ケタリ

一、堺木縣佐野警察署ニテハ同縣阿蘇郡田沼村ニ於ケル柳原經武氏ノ事務所主任八木田勝藏ヲ三月二十二日頃召喚シ選舉前日ニ至テ漸々放還シ柳原派ノ

運動ニ大妨害ヲ蒙ラシメタリ（右ハ今同ノ選舉ニ於ケル常套ノ干渉手段ナレドモ
檢束ノ時間餘リニ長キ故特ニ茲ニ記ス所以ナリ）

又同縣二於テ與黨候補者横尾輝吉氏ノ運動者ハ選舉ノ當日下都賀郡稻葉村、壬生町、國府村、家中村等ノ各町村ニ於テ有權者ヲ途ニ擁シ殆ド公々然買收ヲ行ヒ金錢ノ受取ヲ爲シ路人ノ眼ニ觸レシ程ナリシモ警察ハ之ヲ看過セリ(此レ亦常套手段ナルモ公々然タル買收ヲモ看過セシ一例トシテ茲ニ掲グ)

○横田千之助君　修正案ハ衆議院議員選舉法八十八條ニ第四號ヲ加ヘタイノデアリマス、其第四號ニ「官吏選舉ニ關シ不正ノ行爲アルモノハ二年以下ノ懲役ニ處ス」其條項ヲ入レタイノデアリマス。

○議長（島田三郎君）別ニ發議ハゴザイマセヌカ——唯今横田君ノ朗讀セラレタ通りノ修正案アリマス、之ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長（島田三郎君）少數テ否決サレマシタ、次ギニ委員長報告通りニ第二讀會ヲ開クニ御同意デアリマスカ、全部議題三ナツテ居マス
○荒川五郎君 第二讀會ヲ省略シ、委員長報告ノ通り可決確定アランコトヲ希望致シマス

卷之三

衆議院議員選舉法中改正法律案

通リデアリマス、之ニ付テ御異議ガナケレバ可決確定致シマス
〔「異議ナシ異議ナシ」「異議アリ」と呼フ者アリ〕

〔讀長島日三眞君〕
〔正治丙午年〕此坡合二體通知到此
長森田茂君カラ、武藤金吉君ノ委員會ニ出席ヲ求メル請求ノ書面ガ參リマシタ

○小川平吉君 議長
○議長（島田三郎君）
議事ノ進行デアリマスカ

○議長（島田三郎君） 小川平吉君

○議長(島田三郎君) 議事ノ進行ニ關スルコトニアリマス

○小川平吉君 諸君、先刻武藤金吉君が衆議院議員選舉法ノ議事二付テ演説ヲ致

サレマシタ際ニ、議長ヨリ數回問題外ナリトノ注意ヲ受ケ、同君ハ尙演説ヲ繼續致サレタニ付マシテ、終ニ議長ヨリ議院法第八十七條ニ從ヒ發言ヲ禁止セラレタノデゴザイマヌ。

者アリ)議院法ノ第八十七條ニハ「議場ノ秩序ヲ紊乱トキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得」ト斯様ニアルノデ(「其通り」ト呼フ者アリ)即チ

官報號外

大正四年六月十日

衆議院議事速記錄第十五號

衆議院議員選舉法中改正法律案確定

和氣神社昇格ニ關スル建議案

議長ノ命ニ從ハザル時ハ發言ヲ禁止スルカ、又ハ議場ノ外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得ルノ
デアル（拍手起り「ヒヤ〜」ト呼フ者アリ）一ノ事ニ付テ同時ニ發言ヲ禁止シ、又同時

ニ議場ノ外ニ退去スルコトヲ命ズルコトハ出來ナイテゴサイマス（拍手起立）議院法違
反ナリ「其他發言スル者多シ」議長ノ先刻議場外ニ於テ辯明スルトコロヲ承リマスレバ
（此時發言スル者多シ）發言ヲ禁止シタル後ニ於テ、武藤君ハ尙演説ヲ繼續致サレタ
ハ、斯義ニ議長室ニ於テ答ヘラレタノアリマス、ナレドモ武藤君ハ議長ノ禁止ノ論ノ下

リマシタル後ニ於テハ、斷ジテ演説ヲ繼續致シタル事實ハナイノアリマス（拍手起立）「アル」と呼フ者アリ）是ハ速記録ヲ見レバ判然スルコトデアッテ、何人ト雖モ此事實ヲ

打消ニテモノ出来ルモノアガハ「出来」ノ如ク「未だ」語有。命令ノ下リマシタル後ニ、此演壇ニ於テ問題外ナイト叫ンダ、是ガ故ニ退場ヲ命ジタリトス様ナ答辯ニアリマス、諸君、發言ヲ禁止スルト云フコトハ、茲ニ私が申スマデモナラニテモアレト云ソコトハ勿論。

ク同君ノ演説が問題外ニ至ルハ故ニ、其演説ヲ禁上シタリ。然ニテノコトデアリマス、既ニ同君ハ此命ニ從ツテ演説ヲ中止致シマシタ以上、「致サナイ」と呼フ者アリ。演説ヲ中止シタル以上ハ、此議長ノ命令ハ行ハレ、此事件ハ一段落ヲ告ケタリ。ト乎フ者ソリ由手也レ。其後ニ至

ルモノデアルト云フコトハ明々白イテハシテハサシテ「」
テ問題外デナイト叫ビタルガ如キハ、島田議長ノ平素言ヘルトコロノ所謂不規則ノ發言
デアル、是ハ議院法八十七條ニ言フ發言デハナイノアリマス（拍手起立）ヒヤク

呼フ者アリ期ノ如キ發言ハ一種ノ和諧ニ過半ナレ若クノ和諧ニ過半ナレハ所
謂議院法ノ發言デハナニ、然ルニ此問題外ニアラズト叫ンダル此言葉ニ依テ退場ヲ命
ズルト云フコトハ何事デアル（拍手起ル）議員ノ権利ハ最モ重大ナルモノデアル、唯問題外

ニアラズト言フ一言ヲ演壇ニ於テ叫ンガカタメニ、之ニ依テ退場ニ命スルナド、エフコトハ、不當ニシテ暴戾極マルモノデアルト斷言シテ宜シイ（「ソレハ遙ツテ居リマスト呼フ者アリ」私ハ斯ノ如キコトハ議會始ツテ以來、未ダ曾テ見ザル不當暴戾ナル行爲デアルト斷

言レテ宣シイ、私ハ議長島田君ノタメニ甚ダ惜ムノデアリマス、又議場ノ神聖ノタメニ誠ニ痛歎ニ堪ヘナイノデアル、願クハ斯ノ如キ不當暴戾ナル退場ノ命令ハ、速ニ議長ニ於テ之ヲ取消サレンコトヲ希望致シマス

〔拍手起り「ノウ／＼」ノ聲起ル〕
○議長（島田三郎君） 日程第六、和氣神社昇格ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス
提出者安東敏之君

第六和氣神社昇格ニ關スル建議案(坂本金彌君外十一名提出)

和氣神社昇格ニ關スル建議
和氣廣蟲公貞順ニシテ慈仁弟清麻呂公ト志ヲ同ウシテ忠節ヲ盡サレシハ史乘ニ炳焉タル所ナリ故ニ廣蟲公ヲ主神トシ清麻呂公以下一門子弟ヲ之ニ配祀シ別格官幣

右建議ス

〔安東敏之君登壇〕
〔拍手起ル〕

○安東敏之君 私ハ此場合、特ニ謹ミテ和氣神社昇格ニ關スル建議案提出ノ理由ヲ申マデモナイ次第アリマス、百世ノ下尙襟ヲ正シテ同公御兄弟ノ事蹟ハ崇敬ノ念ニ堪ヘヌ次第アリマス、而シテ御兄弟御出生ノ地が備前ノ和氣郡藤野アリマス、御墳墓ノ地が又其處アルノアリマス、唯今村社ノ資格ニ於テ祀ラレタル和氣神社ヲ昇格シテ別格官幣社トシ、廣蟲公ヲ主神トシ、清麻呂公及御一門ヲ配神トシテ之ヲ祭祀セラレタシト云フノ建議案アリマス、願クハ會期切迫ノ今日、即決且ツ可決セラレントラ望ミマス

〔賛成〕/〔聲起ル〕

○議長（島田三郎君） 日程第六ハ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕/〔聲起ル〕

○議長（島田三郎君） 御異議ハナイト認メマス、依ツテ可決確定致シマス——日程第七、第八、是ハ提出者が同一アリマシテ、且ツ關聯シテ議案アリマスカラ一括シテ

議題ト爲シマス、ソレニ異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕/〔聲起ル〕

○議長（島田三郎君） 日程第七、蠶絲業救濟ニ關スル建議案、日程第八、蠶絲業向上發展ノ調査機關設立ニ關スル建議案ヲ一括シテ議題ト致シマス、提出者岡崎久次郎君

〔賛成〕/〔聲起ル〕

〔異議ナシ〕/〔聲起ル〕

○議長（島田三郎君） 御異議ハナイト認メマス、依ツテ可決確定致シマス——日程第七、第八、是ハ提出者が同一アリマシテ、且ツ關聯シテ議案アリマスカラ一括シテ

議題ト爲シマス、ソレニ異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕/〔聲起ル〕

○議長（島田三郎君） 日程第七、蠶絲業救濟ニ關スル建議案、日程第八、蠶絲業向上發展ノ調査機關設立ニ關スル建議案ヲ一括シテ議題ト致シマス、提出者岡崎久次郎君

〔賛成〕/〔聲起ル〕

ムコトヲ望ム
右建議ス
〔拍手起ル〕

〔岡崎久次郎君登壇〕

○岡崎久次郎君 諸君、蠶絲業救濟ニ關スル建議案、並ニ蠶絲業向上發展ノ調査機關設立ニ關スル建議案、兩題ヲ一括致シマシテ極メテ簡単ニ申上ケマス、本案ノ必要ナルコトハ既ニ言ラ要サズ、而シテ本日貴族院ニ於テモ豫算決定ノ際承リマストヨロニ依レバ、蠶絲救濟ノ將來ニ向シテ機關ヲ設ケテ之ヲ調査シ、且ツ救濟スペントノ一條件ヲ附シテ豫算ガ可決セラレタト云フヤウニ承リマシタ、是レ貴族院ニ於テ既ニ先鞭ヲ著ケラレテ、甚ダ下院ニ於テハ後レバセノ觀アルヤウナ氣ガスルノアリマス、速ニ可決確定アラムコトヲ希望致シマス

〔賛成〕/〔呼フ者アリ拍手起ル〕
○議長（島田三郎君） 即刻可決ヲ提出者が希望致シマシタガ、御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕/〔呼フ者アリ拍手起ル〕

農工業者救濟ニ關スル建議案

(「簡單々々ト呼フ者アリ)簡單ニヤリマス、斯クノ如キ政策ニ付テハ、政府ニ於テ尙十分研究ノ上然ルヘキ方法ヲ執ラネバナラズト云フコトヲ私共ハ認ムモノアリマス、之ヲ希望致シテ置キマシテ壇ヲ降ラウト思セマス、ドウカ滿場一致ヲ以テ御可決アラソトヲ希望致シマス

(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 日程第十一ニ對シテ通告ガアリマス、加賀卯之吉君

(加賀卯之吉君聲壇)

○加賀卯之吉君 大分御倦怠ノヤウデゴザイマスカラ、簡單ニ贊成ノ理由ヲ述ベタイト思ヒマス、併ナガラ——併ナガラ世ノ中ニ此米價調節三付テ往々誤解ガヨザイマスカラ、私微力ナガラ調査致シタモノガアリマス、之ヲ茲ニ詳シク申上ゲルト云フト、時間ヲ要シマスカラ、是ハ筆記ノ手許ニ載セテ置キマスカラ、ドウカ御参考ニ御一覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、其事柄ハ概略ヲ申シマスルト云フト、米價調節ハ失敗ニ終ラト云フ者ガアリマス、併ナガラ事實ハ決シテ之ヲ認メテ居ラヌノアリマス、否認致シテ居リマス、何故ソレドウ云フコトニ因シテ立證スルカト申シマスルト、昨年ノ十一月、竝ニ本年ノ一月、二月ノ頃ニ於テ、市場ニ賣出サレタル米ノ高ハ凡ソドノ位アルカ、諸君モ御承知ノ如ク米ノ値段ノ最モ安カツノハ平均テ見マスルト十一圓、之ヲ細カク言フト十一月末十二月初メアリマスカラ、ソレカラ一月一二月ト徐々ト立直ツタノアリマス、其間ニ市場ニ賣出サレタル米ノ高ハ(「例年ノ習慣アル」ト呼フ者アリ)ニ二十五縣下、凡ソ米ノ多ク產出スル所ニ十五縣下ニ付テ調査シテ見マシタ、其機關ハ縣農會、若クハ地主、若クハ米券事務所等ノ多少根據ノアル筋ニ依テ調べテ見タノアリマス、其石數三百十一萬五千三十三石デアリマス、之ヲ過去五年間ノ同ジ場所ニ賣出サレタル數量幾何デアルカト云ヒマスト、百八十六萬七千六百五十石デス、例年五箇年平均ニ比較致シマシテ云ヒマスト百三十四萬七千六百石多イノアリマス、五箇年平均ノ數量ヨリモ、既ニ百八十万ニ對シテ百三十萬多イト云フコトデアレバ、五箇年平均ヨリモソレタケ多ク賣出サレタニ相違ナインデアリマス(「併シ安ク賣シタ」ト呼フ者アリ)勿論サウデアリマス、何故此多イト云フ原因ニ就テモ、無論昨年ハ非常ノ豐作ヲナシテ居リマス、同シ十圓ノ金ヲ得ルニモ一俵ハ八圓ニ賣レ、十圓ニ賣レテ居リマスガ、本年ハ安イカラ幾ラカ石數ヲ——俵數ニ相違ナインデアリマス(「併シ安ク賣シタ」ト呼フ者アリ)勿論サウデアリマス、何故此多イト云フ原因ニ就テモ、無論昨年ハ非常ノ豐作ヲナシテ居リマス、同シ十圓ノ金ヲ得ルニモ一俵ハ八圓ニ賣レ、十圓ニ賣レテ居リマスガ、本年ハ安イカラ幾ラカ石數ヲ——俵數ヲ多ク賣ラナケレバ一定ノ金ヲ得ルコトが出來ナイト云フ理由モ無論アリマス、無論アリマスガ、兎ニ角ニモ數ノ上ニ於テ、殆ド倍近ク輸出ガアシタ云フコトデアレバ、確ニ賣シ人ハソレダケ利得ヲ得テ居ルニ相違ナインデアリマスガ、ソレカラ幾ラカ石數ヲ——俵數ノ程度ノ人ガ賣ルカト云フコト調べテ見マスト、是ガ二十三縣下殆ド其揆ヲニシテ居リマス、中農以下、若クハ小作人、若クハ自作ノ小農、斯ウ云フ階級ガ多イノアリマス、其中ニ稍變ツタノガアリマス、ソレカラ其賣シタ階級ノ人ハドウ云フ程度ノ人ガ賣ルカト云フコト調べテ見マスト、是ガ二十三縣下殆ド其揆ヲニシテ居リマス、斯ウ云フ理由ハアリマスガ、多クノ場合ニ小農以下ノ人が賣シテ居ルト云フ事實ガアリマス、ソレカラ此米價調節ハ小作人以下ニ多少ノ效能ハアッケレドモ、今日尙賣出サナイ所ノ中農以上、若クハ地主、此人々ハ同ジ國民デアリナガラ、調節ノ恩惠ヲ受ケテ居ナイト云フ不幸ヲ見テ居ルノアリマス、私ハ敢テ地主ヲ

均霑セシムル爲ニ、是非トモ是ハ續行シテ戴キタイ、唯一時ノ政略デナク、誠心誠意ヲ以テヤシテ戴キタイト思シテ居リマス、此以上ハ申シマセヌ、此表ハ此處ヘ置イテ置キマス

(拍手起ル)

(參照ノ一)

縣名	報告機關	三箇月外 ヘ出米	同上過去五箇月 平均	賣り放チタル者	未タ賣ラサル者	(輸出額)
山形	(縣農業組合)	九六、九四〇	八六、八二四	中以下ノ農家	主トシテ中以上地	三十一万二千石
滋賀	(縣農業組合)	一六四、四二一	一六二、大三一	縣下北部軟質ノ米	縣下南部硬質米地	六十一萬三千石
秋田	(縣農業組合)	一一五、二五五	八五、九三八	小中農	ノ者中農以上	四十六萬八千石
三重	米檢	一〇七、四〇〇	八五、八四〇	小作人及自作小農	自作者中ノ餘裕ア ル者及地主	八百石
巖手	縣農	三六〇、六四四	五箇年中白米 移出最モ多ク	中農以下	中流以上ノ地主	二十六萬石
岐阜	米檢	九五、二三〇	玄米ハ二三位 最モ多キ年也	各階級共貢ル王比 較的小農	大地主	二十万石
兵庫	(米檢)	一八四、三一八	一八四、四〇〇	例年ヨリ賣出 シ少シ	中流以上ノ生産者	二十八萬石
靜岡	縣農	一八一、五〇〇	三七四、三三七 前年ヨリ二割 倍半以上	下流農家ノ八割方	中農以上ノ地主	六十八萬八千石
千葉	米檢	—	—	中農以下	中農以上	—
產米検査ノミナレハ多シ						
富山	(米檢會)	八四、九四七	一〇一、四一七	生產全般ニ亘ル	大地主ニ多シ	二十八萬石
新潟	農會	一四一、〇八五	五箇年平均 二〇七、一四二	中農以下ノ階級	中農以上	一百一萬石
香川	米檢	七六、三九	五三、一四四	中小農民	地主大農中農ノ一 部	三十萬二千四百石
廣島	米檢	明統計ニテ不 然シ少シ	—	小作及小農地主ノ 賣リタル者少シ	地主トス	害アルモ増加水 害ハ米安ノ爲メ モ其一原因カ 害四十萬石
宮城	米檢	一七四、一〇〇	一三二、五六〇	大部分小作及小 農	中以上ノ地主	二十一萬石
島根	島農	六八〇四	六六二三	中農以下	大中地主及大生產 者	二十一萬石
岡山	米檢	一四〇、〇〇〇	平均ニ比シ 二割增加	概シテ小農也	中以上ノ地主	二十一萬石
鳥取	米檢	五一、七四〇	三五、七〇〇	七百俵收納以下 多シ	大中地主及大生產 者	二十一萬石
福井	米檢	三三四、六〇九	六六二三	中農以下	中以上ノ農民	二十一萬石
青森	米檢	三三一、三八二	三三、八五五	中農以下	大中地主及大生產 者	二十一萬石
熊本	米檢	四〇、一三一	六七、七五七	中農以下ニ多シ	中以上ノ農民	二十一萬石
福岡	米檢	八五、〇〇七	一八、五五八 平均ニ比シ 四五減	中農以下	大中地主及大生產 者	二十一萬石
同業		九四、大四	六六、七二七	比較的中農以下中農 以上ニモ幾分ナリ	中農以上ノ地主	二十一萬石
山口	縣農	九三、二八	九三、三六〇	中農及中農ヲ最多	大中地主ノ大部分中	二十二萬八千石
同業		五四、七九八	七〇、一九〇	以上ニモ幾分ナリ	少シ	—
トス						

〔參照〕ノ二 地方中等米標準直比較

地名	十二月 平均	四月 平均	差 額
熊本	一、三、五	一、四、七、五	一圓十五錢
岡山	一、七、九	一、三、一〇	一圓三十五錢
大分	一、八、五	一、三、五	五十錢
酒田	一、六、五	一、八、一	一圓十六錢
名古屋	一、六、一	一、八、五	一圓二十三錢
土崎	一、五、五	一、三、二、五	五十七錢五厘
下ノ關	一、四、九	一、三、五、八	一圓〇九錢
大津	一、六、七	一、八、〇	一圓十三錢
深川	一、六、〇	一、三、一〇	一圓五十錢
神戸	一、五、五	一、三、五	十八箇所
	二	二	一圓〇七錢
○議長(島田三郎君)	日程第十一及第十二、之ニ對シテ御異議ハゴザイマセヌカ		
○荒川五郎君	兩案共適當ナ案ト認メマシテ、即決シテ可決セラレントコトヲ希望致シマス		
○議長(島田三郎君)	「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ		
○議長(島田三郎君)	御異議ナイト認メマシテ即決確定致シマス、日程第十三、地租輕減ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス、提出者井原百介君		

- 議長(島田三郎君) 日程第十一及第十二、之ニ對シテ御異議ハゴザイマセヌカ
- 荒川五郎君 兩案共適當ナ案ト認メマシテ、即決シテ可決セラレントコトヲ希望致シマス
- 議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ
- 議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メマシテ即決確定致シマス、日程第十三、地租輕減ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス、提出者井原百介君

第十三 地租輕減ニ關スル建議案(小西和君外三名提出)

地租輕減ニ關スル建議案

- 議長(島田三郎君) 日程第十一及第十二、之ニ對シテ御異議ハゴザイマセヌカ
- 荒川五郎君 兩案共適當ナ案ト認メマシテ、即決シテ可決セラレントコトヲ希望致シマス
- 議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ
- 議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メマシテ即決確定致シマス、日程第十三、地租輕減ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス、提出者井原百介君

メ給ヘト呼フ者アリ)私ガ權利ヲ得テ居リマス、建議案ト致シマシタノハ、今日此法律ヲ改正スルト云フコトヲ決議シマシタ、所テ事情が許サナイ所ガアルト信ズルノデアリマス、國民黨カラハ五厘ト云フコトノ案ガ出テ居リマス、政友會カラハ一分ノ案ガ出テ居ルノデアリマスガ、吾ミハ經濟ノ許ス限り今少シ歩フ進メテ一分五厘ニナルヤウニシテ貰ヒタイト云フ希望ヲ持テ居ルノデアリマス(「凡談言フナ」ト呼フ者アリ)併シ是ハ財源ノコトニ付テ御意見ガアルグラウト思ヒマス、私ハ此減債基金ヲ五千万圓ヲ減シテ三千萬圓ニサレタダケノ政府が奮發ヲサレタナラバ、今日ノ此必要ナ地租輕減ノコトニ付テノ財源ハ、得ラレヌコトハナイト考ヘテ居リマス、今少シク政府ノ御奮發ヲ願シテ相當ナ計畫ガアリタイト云フコトノ目的ヲ以テ、建議ヲ致シタ次第テアリマス、然ルベク願ヒズ

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ヘアリマセヌカ

○荒川五郎君 議長

○議長(島田三郎君) 荒川五郎君

○議長(島田三郎君) 本案ハ地租條例改正法律案、外數件ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

○荒川五郎君 本案ハ地租條例改正法律案、外數件ノ委員ニ付託スルト云フノデアリマス

○議長(島田三郎君) 「贊成々々」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 之ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メマス、委員付託ニ決シマシタ——日程第十四、殖民省設置ニ關スル建議案之ヲ議題ト致シマス、提案者櫻井兵五郎君

第十四 殖民省設置ニ關スル建議案(櫻井兵五郎君外二名提

殖民省設置ニ關スル建議案

殖民省設置ニ關スル建議案

- 議長(島田三郎君) 「贊成々々」ト呼フ者アリ
- 議長(島田三郎君) 之ニ御異議ハゴザイマセヌカ
- 議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ
- 議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メマス、委員付託ニ決シマシタ——日程第十四、殖民省設置ニ關スル建議案之ヲ議題ト致シマス、提案者櫻井兵五郎君

右建議ス

(櫻井兵五郎君登壇)

(拍手起ル)

(簡單ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ

(井原百介君登壇)

(井原百介君登壇)

(拍手起ル)

(簡單ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ

- 井原百介君 私ハ此地租輕減ノコトニ付テハ、農家ノ今日ノ狀態ヲ訴ヘタイト云フ考ヲ持テ居リマスガ、併シ餘程御倦怠ノ摸様モ見エマシ、時間モ餘程切迫シテ居リマスカラ、唯建議案トシマシタ理由、茲ニ政友會並ニ國民黨カラ御提出ニナダテ居リマス點ト相違シテ居リマスル點ダケラ、簡単ニ述べテ置キタイト思ヒマス、ツマリ此案ノ必要ト云フコトハ、トナタモ御認メナッテ居ルコトアリマスカラ私ハ述ベマセヌガ、此事柄ナドハ改正案ヲ出スベキ性質ノモノデアルトモ思ヒマス、併シガラ法律ノ改正案ニスルコトハ殊ニ見合セマシテ、之ヲ建議案ト致シマシタ理由ハ、吾ミノ方テハ(「知ラナイノダ」)止

其必要ヲ認メヌト云フ意味ニ於キマシテ、廢セラレタモノト本員ハ信シテ居ルノアリマス、本員ハ從來ノ其弊トシタ所ハ、即チ其事務ノ統一ヲ缺イト云フコトアル、拓殖局

ノ方ノ權限ガ大ニシテ、拓殖局ハ如何トモスルコトガ出來ナイ、ソレ故ニ斯ウ云フモノカ無用アルカラ廢サウト云フコトニ因ツア廢セラレタモノト思ウテ居リマス、併ナガラ我人口

八年々六十万内外宛ノ增加ヲ見テ居ルノダカラ、臺灣ハ臺灣、朝鮮ハ朝鮮ト、各々地方シ、否益、其必要ヲ感シテ居リマス次第アリマス、故ニ決シテ此事柄ハ閑却スルコトハ出來ナイ、況シテ此度ハ日支ノ新條約モ締結セラレマシテ、茲ニ滿蒙ニ於ケル新タナル我國ノ地歩ヲ確立スルコトガ出來テ、其方面ニ於ケルトヨロノ殖民ノ必要ハ切ニ感ゼラル、コトニナシタノアリマス、「分リマシタ」ト呼フ者アリ御存知ノ如ク朝鮮ハ……

○議長（島田三郎君）此場合一言致シマス、時刻が迫テ居リマスカラ時刻ヲ延長致シマス

○櫻井兵五郎君 朝鮮、臺灣、樺太等ヲ合セマシテ我國ハ從來ノ本土ニ較ベマスト、殆ニ倍ニナリマシタ、ソレガ亦此度滿蒙ニ於ケル特別ノ地歩ヲ占メタムニ、殆ド從來ノ四倍ニナシタノアリマスカラ、別ニ此方ニ殖民ヲスルタメニ一省ヲ設ケルコトハ、或ハ多少ノ負擔ヲ増加スルコトアリトモ、國家ノ爲ニ執ラナケレバナラヌ方策ト考ヘマス、從來政府ハタシカ四十二年頃アルト記憶致シマスガ、時ノ外務大臣小村侯ハ我國ハ今後ノ滿韓ノ方面ニ移民ヲ集中スルコトが得策アルト云フコトヲ聲明セラレテ、特ニ滿韓

移民ノ方針ヲ執フレタヤウデアリマスケレドモ、其後唯單ニ政府ガサク云フ方針ヲ執タト云フノミデアリテ、制度が備ツテ居ラヌタメニ、十分ノ成績ヲ擧ゲテ居ラヌコトヲ本員ハ認メテ甚ダ遺憾ニ感シテ居リマス、殊ニ滿韓臺灣等ノ移民ハ素ヨリ必要デアリマスケレドモ、其移民ト云フ方へ注意ヲ注イテ、殖民ノ方へ注意ヲ注イテ、所謂其他ノ方面南洋或ハ南米等ヘ對スルトコロノ移民ヲ閑却スルコトモ、是亦宜シクナイコトアル、是等ノコトヲ兼テ茲ニ各省ト併立スルトコロノ一省ヲ設ケ、國務大臣ヲ以テ其長官タラシメテ、大ニ移民殖民ノ經綸ヲ行フト云フ趣旨ニ於テ、此省ヲ設ケタイト思フノアリマス、

單ニ從來ノ局ト致サズシテ、此處ニ省ト掲ケマシタノハ、即チ其意味ヲ遂行セムガタメニアリマス、前述ノ理由ニ依リマシテ、茲ニ本案ヲ提出致シタ次第アリマス、帝國今後ノ最大國策ト信シテ居ルノアリマス、願クハ諸君ノ御賛同ヲ切ニ希望スル次第アリマス

○議長（島田三郎君）別ニ御發讀ハアリマセヌカ

○荒川五郎君 讀長 荒川五郎君

○議長（島田三郎君）本案ハ委員長報告通り決定アランコトヲ望ミマス

○荒川五郎君 議長

○議長（島田三郎君）別ニ御異議ハアリマセヌカ

○荒川五郎君 本案ハ委員長報告通り決定アランコトヲ望ミマス

○議長（島田三郎君）御異議がナイト認メマシテ委員長報告通り決定致シマス、日程第十六、第十七ハ同一委員ニ付託セラレタル議案デアリマス、一括シテ議題トナシ委員長ノ報告ヲ求ムルコトニ致シマス、御異議ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（島田三郎君）御異議ハナイト認メマス、依テ日程第十六、地方裁判所支部ノ權限復舊ニ關スル建議案及ヒ日程第十七、區裁判所復舊ニ關スル建議案、一括シテ議題トナシ委員長ノ報告ヲ求メマス——津原武君

第十六 案（津原武君外三名提出）
區裁判所復舊ニ關スル建議案（通口秀雄
君外二名提出）
（委員長報告）

○津原武君 御報告ハ極メテ簡単デアリマス、此一案ハ同一ノ理由、同一ノ基礎ノ上ニ組立テラレタルトコロノ關聯シテ居リマス姉妹案アリマス、詰リ建議ノ趣旨ハ國民が憲法上有スルトコロノ裁判ヲ受クル權利、此權利ヲ實行スルニ當リマシテ、其不利不便ヲ除キ權利ノ保護伸張ヲ滑ラカニスル爲メニ、地方裁判所ノ權限ヲ大正二年行政整理ノ以前ノ程度ニ回復ヲ致シ、又區裁判所モ行政整理ニ依ツテ廢セラレタル多クノ裁判所ヲ、其整理以前ノ狀態ニ復舊シタイト云フ 趣旨ニ出アタ建議案アリマス、委員會ハ事が人權ニ多大ノ關係ヲ有テ居ルモノト信ジマシタノト、又一面ニ於テハ財政

ト致シマス委員長富田幸次郎君

第十五 出征軍人家族廢兵戰病死者遺族救護ニ關スル建議案（林毅陸君外三名提出）（委員長報告）

（富田幸次郎君登壇）

○富田幸次郎君 委員會ノ審査ノ結果ヲ報告致シマスル、出征軍人家族廢兵戰病死者遺族救護ニ關スル建議案ノ趣旨ハ、出征軍人家族ノ救濟廢兵戰病死者ノ遺族ノ救護ト云フノアリマスル、先日本院ヲ通過致シマシタルトコロノ軍人恩給法中改正案ニシテ、實施セラル、曉ニナリマシタナラバ、此廢兵戰病死者遺族ハ幾ラカ恩典ヲ受ケルコトガ出來マスルケレドモ、是トテ言フニ足ラナイノアリマス、況ヤ出征軍人ノ家族ニ於キマシテハ、何等與フルトコロガナイノアリマスルガ、我國ガ日清戰爭以來、外戰ヲ加フル毎ニ此家族遺族ノ救護ヲ特ニシナケレバナラヌト云フ必要ヲ感シテ居リマス、是ハ誰モ異存ノナイン所アラウト思ヒマシテ、委員會ハ護國ノ精神ニ顧ミテ、此建議案ノ要望スル所ハ適切ナル要望ナリト致シテ、滿場一致可決致シマシタ次第アリマス、此段御報告申上ゲマス

○議長（島田三郎君）別ニ御異議ハアリマセヌカ

○荒川五郎君 議長

○議長（島田三郎君）荒川五郎君 本案ハ委員長報告通り決定アランコトヲ望ミマス

○荒川五郎君 本案ハ委員長報告通り決定アランコトヲ望ミマス

○議長（島田三郎君）御異議がナイト認メマシテ委員長報告通り決定致シマス、日程第十六、第十七ハ同一委員ニ付託セラレタル議案デアリマス、一括シテ議題トナシ委員長ノ報告ヲ求ムルコトニ致シマス、御異議ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（島田三郎君）御異議ハナイト認メマス、依テ日程第十六、地方裁判所支部ノ權限復舊ニ關スル建議案及ヒ日程第十七、區裁判所復舊ニ關スル建議案、一括シテ議題トナシ委員長ノ報告ヲ求メマス——津原武君

第十七 案（津原武君外三名提出）
區裁判所復舊ニ關スル建議案（通口秀雄
君外二名提出）
（委員長報告）

○津原武君 御報告ハ極メテ簡単デアリマス、此一案ハ同一ノ理由、同一ノ基礎ノ上ニ組立テラレタルトコロノ關聯シテ居リマス姉妹案アリマス、詰リ建議ノ趣旨ハ國民が

憲法上有スルトコロノ裁判ヲ受クル權利、此權利ヲ實行スルニ當リマシテ、其不利不便ヲ除キ權利ノ保護伸張ヲ滑ラカニスル爲メニ、地方裁判所ノ權限ヲ大正二年行政整理ノ以前ノ程度ニ回復ヲ致シ、又區裁判所モ行政整理ニ依ツテ廢セラレタル多クノ

裁判所ヲ、其整理以前ノ狀態ニ復舊シタイト云フ 趣旨ニ出アタ建議案アリマス、委員會ハ事が人權ニ多大ノ關係ヲ有テ居ルモノト信ジマシタノト、又一面ニ於テハ財政

○議長（島田三郎君）別ニ御發讀ハアリマセヌカ

○荒川五郎君 議長 荒川五郎君

○議長（島田三郎君）本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託サレムコトヲ望ミマス

○議長（島田三郎君）荒川君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長（島田三郎君）御異議ハナイト認メマス、依テ荒川君發讀ノ如ク決定致シマシタ、日程第十五、出征軍人家族廢兵戰病死者遺族救護ニ關スル建議案、之ヲ讀題

ニ多少ノ影響アリト考ヘマシタガ故ニ、一面ニ於テハ司法大臣並ニ司法省ノ政府委員ノ出席ヲ求メ、一面ニ於テハ大藏省ノ政府委員ノ出席ヲ求メ、其意見ヲ聽取シ、慎重ニ討議ヲ重ネマシタ結果、全會一致ヲ以テ之ヲ可決致シマシタ、尙終リニ於テ一言申シテ置キタイ事柄ハ、此案ニ付キマシテハ政府ハ其主義ニ於キマシテハ、全然同意致シタ次第アリマス、左様ナ譯合デゴザイマスカラ、ドウカ本會ニ於キマシテモ全會一致御通過アランコトヲ希望致シマス(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○荒川五郎君 兩案共委員長報告通り決定アランコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メマシテ荒川君動議ノ通りニ決定致シマス——日程第十八、航空事業國庫補助ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス——委員長大原義剛君

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第十八 航空事業國庫補助ニ關スル建議案(兒玉 (委員長報告))

(大原義剛君登壇)

○大原義剛君 本案ハ民間ニ於ケル航空事業ヲ保護スル目的ヲ以テ、政府ハ速ニ國庫補助金ノ支出ノ方法ヲ定メテ、帝國議會ニ提出セヨト云フ建議アリマスガ、是ハ委員會ニ於キマシテハ目下我國ノ事情最モ必要ナリト認メマシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○荒川五郎君 本案ハ委員長報告通り決定アランコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ハナイト認メマシテ委員長報告通り可決確定致シマス——日程第十九、教育費國庫支辨ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス——委員長黒須龍太郎君

○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ハアリマセヌカ

(「贊成」ト呼フ者アリ)

(黒須龍太郎君登壇)

(黑須龍太郎君外一名提出)

第十九 教育費國庫支辨ニ關スル建議案(鳩山一 (委員長報告))

(黒須龍太郎君登壇)

○黒須龍太郎君 簡單ニ委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、委員會ハ全會一致ヲ以テ本案ヲ可決致シマシタ、其理由ハ建議書中ニ書イテアル通り、且此本案ハ請願委員會ニ於テモ全會一致ヲ以テ採擇セラレテアル案デアリマスカラ、深ク理由ヲ申上ゲマセヌ、是ダケ御報告致シテ置キマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 本案ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ハナイト認メマス——御異議ガナイト認メマス、依テ委員長報告致シマス、此案ハ米價調節ノ方法ヲ調査スル爲メニ、調査機關ヲ設置シテ貰ヒタイト云フ建議案デアリマス、委員會ハ此機關ヲ設置スルコトハ、米價調節ノ方法ヲ根本ニ樹立スルニ付テ、最モ必要ナル案件デアルカラシテ、贊成スルト云フコトニ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタノデアリマス、ドウカ本會ニ於テモ、滿場一致ヲ以テ可決セラレントヲ望ミマス

第二十 米價調節ノ機關設立ニ關スル建議案(山珠一君 (委員長報告))

(山珠一君登壇)

○山珠一君 米價調節調査機關設立ニ關スル建議案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ報告致シマス、此案ハ米價調節ノ方法ヲ調査スル爲メニ、調査機關ヲ設置シテ貰ヒタイト云フ建議案デアリマス、委員會ハ此機關ヲ設置スルコトハ、米價調節ノ方法ヲ根本ニ樹立スルニ付テ、最モ必要ナル案件デアルカラシテ、贊成スルト云フコトニ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタノデアリマス、ドウカ本會ニ於テモ、滿場一致ヲ以テ可決セラレントヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ハアリマセヌカ——御異議ガナイト認メマス、依テ委員長報告通り可決確定致シマス——日程第二十一、航空學講座設置ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス

○大原義剛君 委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此建議案ハ帝國大學ニ一ノ講座ヲ設ケマシテ、航空機關ノ發達ヲナスター、深遠ナル學科ヲ研究スルト云フコトガ一ツ、ソレト此事業ニ要スル人物ヲ養成スルト云フ、此一ツノ目的ハ我國ニ至極必要ナル刻下ノ急務ナリト云フ趣意アリマス、ソレ故ニ政府ニ速ニ此設備ヲ完成シテ貨ヒタイト云フ建議案デアリマスガ、是モ最モ必要ナリト委員會ニ於テ認メマシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ

○議長(島田三郎君) 委員長報告三御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

第二十一 航空學講座設置ニ關スル建議案(田川大吉郎君 (委員長報告))

(大原義剛君登壇)

○大原義剛君 委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此建議案ハ帝國大學ニ一ノ講座ヲ設ケマシテ、航空機關ノ發達ヲナスター、深遠ナル學科ヲ研究スルト云フコトガ一ツ、ソレト此事業ニ要スル人物ヲ養成スルト云フ、此一ツノ目的ハ我國ニ至極必要ナル刻下ノ急務ナリト云フ趣意アリマス、ソレ故ニ政府ニ速ニ此設備ヲ完成シテ貨ヒタイト云フ建議案デアリマスガ、是モ最モ必要ナリト委員會ニ於テ認メマシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ

○議長(島田三郎君) 委員長報告三御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

第二十二 支那内地佛教布教權ニ關スル建議案(井手三郎君 (委員長報告))

(井手三郎君登壇)

○井手三郎君 本案委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、昨日特別委員會ヲ午前十時三十分ヨリ開キマシテ、政府委員ノ出席ヲ求メ、特別委員ト政府委員トノ間ニ質問理由ハ建議案ニ書イテアル通りト云フコトデ御承知ヲ願シテ置キマス、是ダケ御報告致シテ置キマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 本會ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

第二十三 支那内地佛教布教權ニ關スル建議案(井手三郎君外六名提出) (委員長井手三郎君)

(井手三郎君登壇)

○井手三郎君 本案委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、昨日特別委員會ヲ午前十時三十分ヨリ開キマシテ、政府委員ノ出席ヲ求メ、特別委員ト政府委員トノ間ニ質問理由ハ建議案ニ書イテアル通りト云フコトデ御承知ヲ願シテ置キマス、是ダケ御報告致シテ置キマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 本會ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

致シマシテ、政府委員より意見ノ一致ヲ見マシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシテゴザイ
マス、此段御報告致シマス

(拍手起立)

(委員長報告通リ)「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(島田三郎君) 本案ハ御異議ガナイモノト認メマシテ、可決確定致シマス、日
程第二十三、理化學研究所設置ニ關スル建議案、之ヲ議題ト致シマス——委員長
金澤種次郎君

第一二十二 理化學研究所設置ニ關スル建議案(加) (委員長報告)
(金澤種次郎君登壇)

藤彰廉君外三名提出)

(委員長報告)

○金澤種次郎君 私ハ理化學研究所設置ニ關スル建議案ノ委員會ノ結果ヲ御報
告致シマス、簡単ニ申上ゲマスデゴザイマスガ、之ニ就テ修正ヲシタ點ガ一箇所ゴザイマ
スルカラ、其點ヲ申上ゲタイト思ロマス、第一ノ修正ハ「先進國ニ採リ此際速ニ適當ノ
計畫ヲ定メ國立理化學研究所ヲ設置シ以テ大ニ」トスウアリマシタノヲ「先進國ニ採リ
財政ノ狀態ニ鑑ミ之カ適當ノ計畫ヲ定メ以テトスウ修正致シマシタ、此理由ハ本案ハ
第一ニ文部省ニ關係ヲ持ツテ居リマス、是レハ申入ス迄モナク理工科大學ニ關係ガゴザリ
マス、ソレカラ第二ニ内務省ニモ關係ガゴザイマス、是レハ工業試驗所が向フニヤハリアル、ソレカラ
第三ニ農商務省ニモ關係ガゴザイマス、是レハ請願ノ特別報告ニアリマス、一括シテ議題トナ
ニモ關係ガゴザリマス、ノミナラズ大藏省ハ之ヲ持ヘルニ就テ財政ノ關係が非常アリマ
スカラ、ソレデ文部省、内務省、農商務省、大藏省ノ政府委員ノ意見ヲ聽キマシテ、此
修正ヲ致シマシタ、其理由ハ提出者ノ考デハ、之ニ對シテ約一千万圓ノ金ヲ要スルト斯
トデアルノミナラズ、若シ民間ニ於テ斯ウ云フコトが出來ルト云フコトデアルナラバ、政府が
應分ノ補助ヲスルト云フコトニナッタナラバ、至極經濟的ニ其目的ヲ達スルコトが出來ル
カモ知レヌカトモ思ハレル、依テ此點ニ就テ直チニ同意ト云フコトが明言シ難イ、斯ウ云
フコトデゴザイマス、委員ニ於キマシテモ此際一千萬圓ノ經費ヲ拋ツト云フコトハ、現在ノ
狀態ニ於テ考慮スベキ點ガアルト考ヘマシタ故ニ、建議者ノ國立研究所ヲ設ケルト云フ
コトヲ削除シマシテ「財政ノ狀態ニ鑑ミ之カ適當ノ計畫ヲ定メ」ト修正シマシテ、此實行
ニ當リマシテ、政府ガ之ヲ其狀況ニ依テ取捨スルノ自由ヲ與ヘタノアリマス、第一ノ修
正ノ點ハ、此事ヲ以テ御大典ノ記念ニスル、斯ウ云フコトデアリマシタガ、併シ是ハ提出
者ガ主タル目的トシテ居ナイト考ヘル、從タル目的デアルト吾ミハ見テ居リマシタカラ、第
一ノ理由ニ依リマシテ之ヲ國立ノモノニスルカ、シナイカ分ラナイト云フコトニナルナラバ、
御大典ノ記念ニスルト云フコトヲ入レルト云フコトガ、甚ダ適當デナイト信シマシタノデ、
是ガ第一ノ此御大典ノ記念云々ノ文字ヲ削除シタ理由ニアリマス、而シテ第二ニ私共
委員ニ於キマシテ此案ニ賛成ヲ致シマシタ理由ハ、提出者ニ於キマシテ其理由ハ縷々述

(モウ宜イ)、「ト呼フ者アリ」列強ヲ對手ニシテ戰フテ居リマスルガ、其財力ハ勿論總
テノ需用物、殊ニ軍需品兵器彈藥ニ至ルマデモ、是レガ供給ニ堪ヘ得ア居ルト云フコト
ハ、全ク理化學研究所設置ニ關スル建議案の結果デアラウト吾ミハ信ジマスルガ故ニ、東洋ノ盟主タル世
界ノ一等國タル日本ノ將來又現在ニ鑑ミマシテ、此計畫ヲ立テマシテ、大ニ國家ノタメ
ニ之ヲ利スルコトヲ云フ目的デ、全會一致テ可決シタ譯ニアリマス(「簡單、モウ
分ツタ」ト呼フ者アリ)願クバ賢明ニシテ公平ナル諸君ハ、ドウカ滿場一致ヲ以テ此案ニ
御贊成アラムコトヲ希望致シマス

(「贊成タ々」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 委員長報告ニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ異議ナシト呼フ者多シ」)

○議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ委員長報告ノ通り可決確定致シマス——日
程第二十四ヨリ第八十七マテ、是レハ請願ノ特別報告ニアリマス、一括シテ議題トナ
シ委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長肥田景之君

第二十四

(特別報告第二十二號) 四林伐採所得 (委員長報告)

(委員長報告)

第二十六

(特別報告第二十三號) 水害地地價輕減ノ請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二十五

(特別報告第二十四號) 明治三十九年勅令第一二六五號輸入原料品合板製茶 (委員長報告)

(委員長報告)

第二十七

(特別報告第二十五號) 日露戰役擊沈汽船損害救助ノ請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二十八

(特別報告第二十七號) 社格昇進ニ關スル請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第二十九

(特別報告第二十八號) 千曲川治水工事ニ關スル請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第三十

(特別報告第二十九號) 利根渡良瀬兩川改修工事速成ノ請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第三十一

(特別報告第三十號) 小坂鑛山鑛毒ニ關スル請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第三十二

(特別報告第三十二號) 三ツ木村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第三十三

(特別報告第三十四號) 元新潟地方裁判所長岡支部復活ノ請願外九件 (委員長報告)

(委員長報告)

第三十四

(特別報告第三十五號) 元福島地方裁判所若松支部復活ノ請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第三十五

(特別報告第四十號) 日吉村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

(委員長報告)

第三十六	(特別報告第四十一號)稻垣村ニ登記 所設置ニ關スル請願	(委員長報告)
第三十七	(特別報告第四十二號)借地權救濟ノ 者ニ關スル法規制定ノ請願外百十七件 請願	(委員長報告)
第三十八	(特別報告第四十四號)私立學校令第 五條改正ノ請願	(委員長報告)
第三十九	(特別報告第四十五號)上越鐵道速成 ニ關スル請願	(委員長報告)
第四十	(特別報告第四十六號)山陰鐵道濱田 線津和野線速成ノ請願	(委員長報告)
第四十一	(特別報告第四十七號)北海道留萌增 毛間鐵道速成ニ關スル請願	(委員長報告)
第四十二	(特別報告第四十八號)天鹽線速成ニ 關スル請願	(委員長報告)
第四十三	(特別報告第四十九號)米價調節並農 業倉庫設置ノ請願	(委員長報告)
第四十四	(特別報告第五十二號)田畠地價修正 (請願外一件)	(委員長報告)
第四十五	(特別報告第五十三號)在外邦人ノ戸 籍ニ關スル請願	(委員長報告)
第四十六	(特別報告第五十四號)柔道接骨術公 認ノ請願外一件	(委員長報告)
第四十七	(特別報告第五十五號)倭姫命奉祀ニ 關スル請願	(委員長報告)
第四十八	(特別報告第五十六號)北海道會議員 選舉權附與ニ關スル請願	(委員長報告)
第四十九	(特別報告第五十七號)樺太漁業免許 ニ關スル請願	(委員長報告)
第五十	(特別報告第五十八號)渡良瀬川水源 地整理ニ關スル請願	(委員長報告)
第五十一	(特別報告第五十九號)渡良瀬川改修 工事年度割線上ノ請願	(委員長報告)
第五十二	(特別報告第六十號)鬼怒川ノ第一期 改修河川ニ編入ノ請願	(委員長報告)
第五十三	(特別報告第六十一號)鮮魚賣買ニ關 スル特別法制定ノ請願	(委員長報告)
第五十四	(特別報告第六十二號)產業組合法修 正ノ請願	(委員長報告)
第五十五	(特別報告第六十三號)帝國在郷軍人 會國庫補助ノ請願	(委員長報告)
第五十六	(特別報告第六十四號)擊沈船奈古浦 丸被害者救恤ノ請願	(委員長報告)
第五十七	(特別報告第六十五號)三田村才戸ニ 無集配郵便局設置ノ請願	(委員長報告)
第五十八	(特別報告第六十六號)見前村ニ三等 郵便局設置ノ請願	(委員長報告)
第五十九	(特別報告第六十八號)無集配厚南郵 便局ヲ集配郵便局ニ變更ノ請願	(委員長報告)
第六十	(特別報告第六十九號)中村ニ無集配 郵便局設置ノ請願	(委員長報告)
第六十一	(特別報告第七十號)東根町大字神町 ニ無集配郵便局設置ノ請願	(委員長報告)
第六十二	(特別報告第七十一號)宇治川水電第 二工事反対ノ請願	(委員長報告)
第六十三	(特別報告第七十二號)志々村ニ電信 局設置ノ請願	(委員長報告)
第六十四	(特別報告第七十三號)鮎河村ニ無集 配郵便局設置ノ請願	(委員長報告)
第六十五	(特別報告第七十四號)本山町ニ電話 公設ノ請願	(委員長報告)
第六十六	(特別報告第八十五號)元松江地方裁 判所濱田支部復活ノ請願	(委員長報告)
第六十七	(特別報告第九十六號)野付牛村ニ登 記所設置ノ請願	(委員長報告)
第六十八	(特別報告第九十七號)手莊村ニ登記 所設置ノ請願	(委員長報告)
第六十九	(特別報告第九十八號)常葉町ニ區裁 判所出張所設置ノ請願	(委員長報告)
第七十	(特別報告第九十九號)石部町ニ登記 所設置ノ請願	(委員長報告)
第七十一	(特別報告第一百號)長濱區裁判所廢止 ノ請願	(委員長報告)
第七十二	(特別報告第一百一號)中央東線鐵道電 車併用區間延長ニ關スル請願	(委員長報告)
第七十三	(特別報告第一百二號)敦鶴鐵道速成ニ 關スル請願	(委員長報告)
第七十四	(特別報告第一百三號)大湊鐵道速成ノ 請願	(委員長報告)
第七十五	(特別報告第一百五號)川之江西條間 鐵道工事速成ノ請願	(委員長報告)
第七十六	(特別報告第一百六號)川之江西條間 鐵道工事速成ノ請願	(委員長報告)

第七十七

(特別報告第百六號)中國四國鐵道連絡船寄航ノ請願

(委員長報告)

第七十八

(特別報告第百七號)廣江鐵道速成ノ請願

(委員長報告)

第七十九

(特別報告第百八號)山陰線速成ノ請願

(委員長報告)

第八十

(特別報告第百九號)益田下ノ關間鐵道敷設ノ請願

(委員長報告)

第八十一

(特別報告第百十號)阿武隈川ヲ河川法第一期ニ編入ノ請願

(委員長報告)

第八十二

(特別報告第百十一號)加古川河川改修ノ請願

(委員長報告)

第八十三

(特別報告第百十二號)農業倉庫法制定ノ請願

(委員長報告)

第八十四

(特別報告第百十四號)川地村上川立二郵便局設置ノ請願

(委員長報告)

第八十五

(特別報告第百十五號)電信受付事務取扱無集配二等郵便局設置ノ請願

(委員長報告)

第八十六

(特別報告第百十六號)室生村山粕郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願

(委員長報告)

第八十七

(特別報告第百二十四號)阿讚連絡鐵道速成ノ請願

(委員長報告)

(肥田景之君登壇)

○肥田景之君 本日ノ日程ニアル請願報告ヲ致シタイト思ヒマスルガ、是ニ先づテチヨウト意見ヲ申述べタモ、暫時御清聽ヲ願ヒマス、諸君モ御承知ノ如ク請願委員會ニ於テ採擇ト決シマシタモノハ、議院規則ノ第百五十七條ニ依リ特別報告ヲナシ、何レモ議院法第六十四條第二項ニ依テ院議ニ付セラル、順序アリマス、然ルニ第二十二回ノ議會ニ至リ、請願ト同一ノ目的ヲ有スル法律案建議案、若クハ他ノ請願等一度院議ニ付セラル、此請願ハ議決ヲ要セザルモノトシテ院議ニ付セラレヌコトニナリ、折角ノ請願モ暗ニ葬ラレテ居ルト云フコトニアリマス、是ハ甚ダ遺憾ノ次第デゴザイマスルカラ、右請願ト同一ノ目的ヲ有スル法律案建議案若クハ其他ノ請願ニ付セラレ採否ヲ決スルノ場合ニ於テハ、此請願モ其法律案建議案或ハ其他ノ請願ノ可否決定ニ從ヒ、隨時ニ特別報告ヲ速記録ノ末尾ニ掲載シテ、可決致シタルモノハ政府ニ送付致シタイト思ヒマス、何卒此趣旨ヲ御採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六日程ニ入りマスルガ、之ヲ一々列舉致シマスレバ、頗ル時間ヲ要シマスカラ、既ニ議長ヨリモ此報告書ハ配布ニナシテ居リ、又ハ速記録ニモ掲載ニナルコト、存シマスカラ、詳細ノ説明ハ省略致シマス、此請願ハ委員會ニ於テ慎重審議ノ結果相當ノ請願ト認メテ採擇スルコトニ決定致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス

特別報告第二十二號
請願文書表第九〇號

山林伐採所得稅率改正ニ關スル請願 秋田縣秋田市築地下東町四番地

所得調查委員溪彌七外三十八名呈出(紹介議員町田忠治君外四名)

右請願ノ要旨ハ現行所得稅法ニ依レハ山林伐採所得ヲ他ノ第三種所得ト看做シ他ノ普通所得ト同一稅率ヲ課スト雖山林ハ五十年又ハ七十年毎ニ僅ニ一回ノ伐採所得ヲ得ルモノナレハ性質上普通ノ所得ト異ナリ之ニ同一稅率ヲ課スルハ不公平ナルヲ以テ之ヲ他ノ普通所得ト區別シ隨時別箇ニ課稅セラル様改正アリタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十三號
請願文書表第一九三號

水害地地價輕減ノ請願 新潟縣中頸城郡津有村大字戸ノ目百十四番戸

平民保険潤次外十五名呈出(紹介議員川合直次君)

右請願ノ要旨ハ明治八年地券發行以來今ニ至ル四十有餘年間土地價格ノ變動甚シキニ拘ラス近年宅地價ノ修正アリシヲ除キ田畠烟其ノ他土地ノ公定地價ハ依然据置ニシテ負擔ノ公平ヲ缺クコト甚シク殊ニ水害不定地ノ如キハ一朝其ノ災害ニ遭遇セハ多大ノ勞費ヲ以テスルモ舊態ニ復スル能ハサルニ拘ラス其ノ負擔變日ト等シキニ至リテハ過酷ト謂ハサルヘカラス依テ不公平不條理ノ現狀ニ在ル水害不定地地價ヲ改訂アリタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十四號
請願文書表第七二號

明治三十九年勅令第二六五號輸入原料品合板製茶園附屬品金具用鐵力

ヲ追加スルノ請願 愛知縣名古屋市西區上畠町三十一番戸淺野木工場

主淺野吉次郎呈出(紹介議員織田了君)

右請願ノ要旨ハ請願者ハ從來雜木製合板茶園附屬品金具用鐵力等デゴザイマスルカラ、右請願ト同一ノ目的ヲ有スル法律案建議案若クハ其他ノ請願ニ付セラレ採否ヲ決スルノ場合ニ於テハ、此請願モ其法律案建議案或ハ其他ノ請願ノ可否決定ニ從ヒ、隨時ニ特別報告ヲ速記録ノ末尾ニ掲載シテ、可決致シタルモノハ政府ニ送付致シタイト思ヒマス、何卒此趣旨ヲ御採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六日程ニ入りマスルガ、之ヲ一々列舉致シマスレバ、頗ル時間ヲ要シマスカラ、既ニ議長ヨリモ此報告書ハ配布ニナシテ居リ、又ハ速記録ニモ掲載ニナルコト、存シマスカラ、詳細ノ説明ハ省略致シマス、此請願ハ委員會ニ於テ慎重審議ノ結果相當ノ請願ト認メテ採擇スルコトニ決定致シマシタ、此段御報告ヲ致シマス

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十五號
請願文書表第二十六號

日露戰役沈汽船損害救助ノ請願 朝鮮仁川寺町百五十九番戸平民運送業堀力太郎呈出（紹介議員大橋松一郎君）

右請願ノ要旨ハ朝鮮東海岸ノ航路ハ日露戰役ノ際危險ニ瀕シタレトモ他ノ同業者ニ異ナリ航海ヲ繼續シタル當時元山領事大木安之助ヨリノ依頼ニ依リ所有汽船萩之浦丸ヲ以テ城津在留民ノ引揚ヲ全ウシ爾後萩之浦丸及五洋丸ヲ以テ右ノ航路ニ充テ釜山北韓ノ達経ヲ保チ在留民ノ急需ニ應シタリシニ明治三十七年四月二十五日突然露國浦鹽船隊ノ來襲ニ遭ヒ五洋丸ハ元山港内ニテ萩之浦丸ハ咸鏡道前津港沖ニ於テ孰レモ擧沈セラレ船員二十四名ハ捕虜トシテ一年間敵國ニ囚ハレタリ

其ノ他幸運丸及泰盛號ハ各相當ノ任務ヲ完シ汽船慶尙號ハ臨湖津ヨリ軍用品ヲ搭載シテ青津港ニ向テ航行中敵艦ノ襲撃ニ遭ヒテ大破損ヲ蒙リ船長以下三名敵彈ニ焼レタリ斯ノ如クシテ私產ノ大部ハ敵艦ノ爲滅盡セラレ祖先來ノ海運業ヲ廢罷セサルヲ得サルノ不運ニ陥リタリ依テ當局ニ向テ再三救郵ヲ出願ストモ未タ何等ノ恩典ニ接セサルヲ以テ以上ノ事情洞察ノ上速ニ採納アリタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十七號
請願文書表第一八六號

社格昇進ニ關スル請願 愛知縣丹羽郡城東村大字今井百四十八番戸縣社大縣神社社司中野周次郎外二万四千名呈出（紹介議員伊藤義平君外一名）

右請願ノ要旨ハ愛知縣丹羽郡樂田村ニ鎮座スル縣社大縣神社ハ世世尾張二ノ宮ト稱スル著名ノ神社ニシテ祭神ハ^{皇族ニマシマシ姓ヲ}愛撫シ該地ニ於ケル今日ノ基ヲ開キタル功神ナリ故ニ往古ハ朝廷ヨリ熱田神宮ニ次キ眞清田神社ト同列ニ百事重き取扱ヲ受ケタルヲ以テ世人ハ二ノ宮大名神ト唱へ深ク尊敬セリ然ルニ維新ノ際他ノ兩社ハ官幣社或ハ國幣社ニ列セラレタリシニ該神社ノミハ縣社ノ格ニ据置カレタリ斯ノ如キハ往古ノ取扱ニ照シ權衡ヲ失スルノミナラス一般ノ敬神思想ヲ涵養上不利ナルヲ以テ特別ノ詮議ニ依リ社格ヲ國幣社ニ昇進セラレタシト謂フニ在リ十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十八號
請願文書表第一五一號

右請願ノ要旨ハ長野縣埴科郡屋代町平民農若林忠之助千曲川治水工事ニ關スル請願 長野縣埴科郡屋代町平民農若林忠之助外十名呈出（紹介議員小坂順造君外一名）

右請願ノ要旨ハ長野縣千曲川沿岸地帶ハ頻年水害ヲ蒙リ人畜ノ死傷田畠ノ流失等實ニ悲惨ヲ極ム是レ蓋水源山林ノ經營宜シキヲ得サルト浚渫工事ノ完備セサルトニ基因スルモノニシテ被害民ノ困苦甚シ而シテ其ノ改修工費ハ多大ニシテ一府

縣財力ノ到底ニ堪フル能ハサルトコロ今ヤ下流信濃川ノ第一期計畫工事漸進シ第一期工事終了ト共ニ直ニ第一期工事ニ著手シ關係地方民ノ痛苦ヲ永遠ニ除去セムコトヲ努メラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十九號
請願文書表第一九五號

利根渡良瀬兩川改修工事速成ノ請願 群馬縣邑樂郡館林町大字館林九百六十二番地士族熊谷直方外三千四百十名呈出（紹介議員武藤金吉君外一名）

右請願ノ要旨ハ群馬縣邑樂郡ハ利根渡良瀬兩川ノ間ニ介在シ土地頗ル豪腴ナリシモ足尾銅山ノ發展ニ伴ヒ上流ノ山林ハ濫伐セラレ禿山トナリ且渡良瀬川上流ニ沿フテ斷崖ヲ削リ川ヲ埋メテ鐵道ヲ敷設シタル等ニ依リ兩川ノ洪水頻年加ハリ溺死家屋流失田園ノ荒廢等實ニ大ナルモノアリ而シテ兩川改修工事ハ著著進行スト雖現時ハ頻年河底ノ埋沒甚シキモノアリテ居住民等ハ到底大正八年ノ完成期ヲ待ツニ由ナク一家離散村落亡滅沿岸人跡ヲ絶ツニ至ルヘシ故ニ兩川ノ改修一年ヲ遅延セハ當郡ノミナラス沿岸四縣ノ蒙ル慘禍洵ニ謂フニ忍ヒサルモノアラム殊ニ本年度ノ如キ豐饒ニ際シテ本郡民ノ如キハ儉ヒニ食ナク著ルニ衣ナキ悲境ニ在リ故ニ一日モ早ク改修ノ餘慶ヲ蒙ラシメラルル爲大正八年ニ完成スヘキ兩川改修工事ヲ大正六年ニ繰上ケ施行セラレタシト謂フニ在リ

特別報告第三十號
請願文書表第三六〇號

小坂鑛山鑛毒ニ關スル請願 秋田縣鹿角郡毛馬內町字毛馬内二百三十五番地士族農内藤練八郎外千百二十二名呈出（紹介議員町田忠治君外六名）

右請願ノ要旨ハ鑛物ノ採掘精煉ハ鑛毒ヲ彌蔓シ生産ヲ傷害スルコト大ナルヲ以テ政府ハ曩ニ住友古川等ノ鑛業主ニ除害設備ヲ命シ又鑛毒調査會ノ設置セラレシコトアリ而シテ秋田縣小坂鑛山附近ハ鑛山ノ煤烟精煉所ノ毒水ノ爲山野耕地共ニ荒廢逐年其ノ度ヲ増進シ眞ニ一大厄運ナルニヨリ其ノ救濟方法ニ關シ鑛山主ニ交渉スルコロ幾千百回ナルヲ知ラスト雖鑛山主ハ更ニ誠意ヲ以テ對應セス是レ地方政府死活ノ大事ナレハ右ノ窮境ヲ救ハムカ爲政府ニ於テ鑛毒煙害調査ノ結果ヲ發表シ鑛業者ニ對シ速ニ除害ノ設備ヲ命セラレムコトヲ請フト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十二號

請願文書表第二〇一號

三ツ木村ニ無集配郵便局設置ノ請願 東京府北多摩郡三ツ木村六百三十

番地平民商比留間安右衛門呈出(紹介議員高木正年君)

右請願ノ要旨ハ東京府北多摩郡三ツ木村ハ人口二千餘、附近村落亦孰レモノ人口二千以上ヲ有スル大村ニシテ幾多重要ノ產物ヲ生スルニ拘ラス通信機關ヲ缺キ農工業ノ發展ヲ沮害スルコト甚シキノミカ關係村民ノ不便不利頗ル大ナリ依テ前記

三ツ木村ニ無集配郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ 議院法第六

十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十四號

請願文書表第一六四號

元新潟地方裁判所長岡支部復活ノ請願 新潟縣刈羽郡柏崎町六百十八

番戸柏崎町長入澤市郎外三十名呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一六五號

同上 新潟縣三島郡出雲崎町長永瀬文作外十九名呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一六六號

同上 新潟縣中魚沼郡十日町助役本田喜一外二十二名呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一六七號

同上 新潟縣南蒲原郡見附町長小坂井茂外七名呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一六八號

同上 新潟縣古志郡十日町村長穗刈一三外二十八名呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一六九號

同上 新潟縣長岡市長河島良溫呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一七〇號

同上 長岡商業會議所會頭渡邊藤吉呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一七一號

同上 新潟縣北魚沼郡小千谷町長島崎峻太郎外十七名呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一七二號

同上 新潟縣南魚沼郡六日町助役山本忠吉外十六名呈出(紹介議員久須美東馬君)

同 第一七三號

同上 新潟縣長岡市坂ノ上町平民辯護士青山市藏外十二名呈出(紹介議員久須美東馬君)

特別報告第三十五號

請願文書表第二〇〇號

元福島地方裁判所若松支部復活ノ請願 福島縣若松市上二三町七番地

平民公吏菊地義道外四十一名呈出(紹介議員柴四朗君外一名)

右請願ノ要旨ハ福島地方裁判所若松支部ハ大正二年四月廢止セラレ其ノ管轄ハ本廳タル新潟地方裁判所ニ移セラレタリ爾來其ノ廢止ニ因リテ關係市町村民ノ不便不利真ニ甚大ナルモノアリ加フルニ長岡市ハ北越ノ中樞ニ位シ商工業ノ熾盛ナル縣下第一ニシテ我カ邦ノ一大富源タル石油鑛業ヲ始メ幾多商工業ノ發達ニ伴ヒ漸次訴訟事件増加ノ傾向アリ加之支部復活ニ要スル經費ハ約千圓ナルモ之ニ由テ訴訟人ノ節約シ得ル勞費ハ其ノ幾倍ナルヲ知ルヘカラサルモノアリ依テ元新潟地方裁判所長岡支部ヲ復活セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣意ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ 議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四十號

請願文書表第一五五號

日吉村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 愛媛縣北宇和郡日吉村長伊藤光俊呈出(紹介議員渡邊修君)

右請願ノ要旨ハ愛媛縣北宇和郡日吉村ノ管轄登記所ハ宇和島區裁判所三島出張所ナルモ距離遠隔ニシテ極テ簡單ナル登記申請ニ付テモ一日ヲ要シ多クノ場合ニハ一日時トシテハ二日乃至四日ヲ費シ年末多忙ノ場合ニ際シテハ書面訂正又ハ夫等ノ往復ノ爲四日又ハ五日ヲ費スコト少シトセス之カ爲漸次登記申請ヲ厭フノ風ヲ生シ其ノ結果ハ權利關係ノ不安固トナリテ金融ヲ沮害シテ延ナ事業ノ發達ニ影響スル等其ノ弊見ルニ忍ヒサルモノアリ且同村ハ北宇和郡道路ノ幹線ニシテ將來交通頻繁ヲ加フルニ從ヒ附近地方ノ樞軸タル形勢ノ地タリ依テ廳舍ノ設備ハ勿論修繕維持ノ方法等指令ニ從フヘキヲ以テ速ニ日吉村ニ區裁判所出張所ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ 議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四十一號
請願文書表第二四七號

稻垣村二登記所設置ニ關スル請願

青森縣西津輕郡稻垣村長長田長五郎

同上 東京府東京市芝之區琴平町一一番地平民代書業上田耕外二十四名呈出(紹介議員平山午介君)

右請願ノ要旨ハ青森縣西津輕郡稻垣村ハ一箇年ノ登記件數平均一千件箇數實ニ一千ヲ算スル多數ナルニモ拘ラス便宜ノ地ニ登記所ヲ有セサル爲村民ノ不便苦痛誠ニ忍フヘカラサルモノアリ依テ廳舍ニ充ツヘキ見積價格二千圓ノ土藏付地所建物ヲ寄附スヘキヲ以テ前記稻垣村ニ登記所ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四十二號
請願文書表第二〇二號

借地權救濟ノ請願 東京府東京市芝區櫻田和泉町二一番地平民 東京市市會議員野々山幸吉外二百八十二名呈出(紹介議員高木益太郎君外二名)

右請願ノ要旨ハ明治四十二年法律第四十號ヲ以テ建物保護ニ關スル法律發布セラタルモ未タ以テ請願人等借地人ノ財產權ヲ維持確保スルニ充分ナラス爲ニ地主ヨリ借地住民ノ蒙ル壓迫被害頻出シ爭訟續出シテ底止スル所ヲ知ラス幸ニ司法裁判所ノアルアリト雖裁判ハ時ト場合ト人トニ依リ其ノ運命ヲ異ニスルヲ以テ借地人ノ財產權ハ未タ安固確實ナリト謂フ能ハサルナリ依テ兩者間ノ權利義務ヲ明ニ律シ現下ノ混沌タル紛議ヲ根絶スル爲左ノ條件ヲ包含スル救濟法ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ

一 建物所有ノ爲ニ土地ヲ貸借シタル場合ハ建物所有者ノ承諾ナクシテ地主一方ノ意思ニ依リ建物破壊返地ノ權ナキコト但シ地主カ其ノ建物ニ對スル時價ヲ提供買收シ明渡ヲ迫ル場合ハ借地人ハ故ナク之ヲ拒絶スルコトヲ得サルコト

二 貸貸ノ地代收納ニ關シテハ先取特權ヲ地主ニ附與スルコト

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四十三號
請願文書表第三五九號

裁判所代書業者ニ關スル法規制定ノ請願 山梨縣南都留郡西桂村四百十

二番地平民農瀧口幸造外百六十三名呈出(紹介議員市川文藏君)

同 第五九二號

同上 東京府東京市麻布區筭町百七十四番地士族新聞記者黒岩周六外七百十名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第五九三號

同上 東京府東京市芝之區琴平町一一番地平民代書業上田耕外二十四名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第五九四號 定次郎外二名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第五九五號 同上 茨城縣水戸市上市寺町千六百八十三番地平民代書業中崎謙外九名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第五九六號 同上 茨城縣真壁郡下妻町大字下妻百番地ノ一平民代書業唐崎國二郎外五名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第五九七號 同上 茨城縣行方郡麻生町大字麻生百三十一番地平民代書業椎木政外一名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第五九八號 同上 茨城縣久慈郡太田町三百九十七番屋敷平民代書業蛭田專助外二名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第五九九號 同上 神奈川縣橫須賀市山王四十五番地平民代書業藤田松太郎外三名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第六〇〇號 同上 千葉縣千葉郡千葉町千葉千百二十五番地平民代書業足立重次郎外四名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第六〇一號 同上 千葉縣匝瑳郡福岡町イノ二千六百十一番地平民族人宿宇井忠兵衛外三名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第六〇二號 同上 千葉縣君津郡木更津町木更津千八百一十六番地平民代書業永田喜一郎外一名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第六〇三號 同上 千葉縣香取郡佐原町佐原イ三千三百六十六番地平民代書業保科子之助外三名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第六〇四號 同上 千葉縣君津郡木更津千八百一十六番地平民代書業永田

同 第六〇五號 同上 千葉縣君津郡木更津千八百一十六番地平民代書業永田

同 第六〇六號 同上 千葉縣安房郡北條町北條千百一十九番地士族代書業秋丸範輔外二名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第六〇七號 同上 千葉縣香取郡佐原町佐原イ三千三百六十六番地平民代書業保科子之助外三名呈出(紹介議員平山午介君)

同 第六〇八號 同上 柳木縣宇都宮市一條町千百七十番地平民辯護士鯉沼平四郎外二十六名呈出(紹介議員平山午介君)

- 同 第六〇六號
同上 栃木縣芳賀郡真岡町大字荒町七十番地士族代書業山本馨外一名
星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六〇七號
同上 群馬縣高崎市連雀町六十八番地平民代書業清水與三郎外三名星
出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六〇八號
同上 群馬縣北甘樂郡富岡町千四百十四番地平民代書業新
井源八外一名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六〇九號
同上 靜岡縣靜岡市馬場町百三十二番地士族代書業渡邊芳郎外四名星
出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一〇號
同上 靜岡縣小笠郡掛川町掛川番外二百五十四番地士族代書業山浦八
壽外十一名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一一號
同上 靜岡縣駿東郡沼津町城内字町方町二番地平民代書業杉浦幸太郎
星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一二號
同上 山梨縣南都留郡谷村町新百五十九番地平民代書業志村九一外三
名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一三號
同上 長野縣松本市北深志九百五十七番地平民代書業德大寺巖外五
名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一四號
同上 長野縣下伊那郡飯田町六百十二番地ノ内一
番平民辯護士前澤由
次郎外四名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一六號
同上 長野縣小縣郡上田町八百四番地平民代書業家高音吉外二
名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一七號
同上 新潟縣新潟市學校町通一番町十一番地平民代書業古島俊平外五
名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六一八號
同上 新潟縣新潟市學校町通一番町十一番地平民代書業古島俊平外五
名星出(紹介議員平山午介君)

- 同 第六一九號
同上 新潟縣西頸城郡糸魚川町大字鐵砲町四十八番地平民代書業爲田
庫之輔外一名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二〇號
同上 新潟縣中魚沼郡川治村大字山本五十五番戶平民代書業稻澤喜八
外三名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二一號
同上 新潟縣刈羽郡比角村大字比角千九百九十番地乙士族代書業小原
惟清外四名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二二號
同上 新潟縣南魚沼郡六日町三百九十七番戶平民代書業秋
野強外二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二三號
同上 新潟縣刈羽郡比角村千九百九十九番地乙士族代書業小原惟清外三
名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二四號
同上 新潟縣高田市上職人町百十四番地平民代書業佐々木舜治外四名
星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二五號
同上 新潟縣宮城縣本吉郡氣仙沼町三百三十五番地平民代書業大森德治星出
(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二六號
同上 新潟縣西白河郡白河町字中町四十一番地平民代書業金澤留之助
外四名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二七號
同上 福島縣若松市榮町十七番地平民代書業神山八彌外二名星出(紹
介議員平山午介君)
- 同 第六二八號
同上 盛岡市下厨川第六十三地割字三十軒百十五番地平民代書業淵澤
行善外五名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六二九號
同上 嶺手縣下閉伊郡遠野町五百六十九番地平民代書業鈴木源作外一
名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三〇號
同上 嶺手縣下閉伊郡宮古町第十三地割字下町五十五番地平民代書業
田島要藏星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三一號
同上 青森縣弘前市大字一番町四番地士族代書業工藤實外三名星出
(紹介議員平山午介君)

- 同 第六三三號
同上 北海道根室郡根室町大字有磯町六丁目一一番地士族辯護士加藤秀
男外二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三三號
同上 北海道釧路郡釧路町大字浦見町一丁目二十六番地平民代書業川
津榮一郎外五名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三四號
同上 北海道宗谷郡稚内町大字稚内本通北一丁目九十三番地平民代書業川
業木村鐵三郎星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三五號
同上 北海道增毛郡增毛町大字畠中町四丁目百二十五番地士族代書業
水野悅輔星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三六號
同上 北海道岩内郡岩内町大字橋町九十一番地平民代書業大島五郎三
郎外一名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三七號
同上 北海道室蘭郡室蘭町大字本町百三十九番地平民代書業杉田忍星
出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三八號
同上 北海道旭川區四條通九丁目右八號平民代書業筒井泉雄外一名星
出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六三九號
同上 樺太豐原町東一條南一丁目二十二番地平民代書業高木直外三名
星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四〇號
同上 樺太豐原町東一條南一丁目十二番地土族代書業村山重助星出(紹
介議員平山午介君)
- 同 第六四一號
同上 三重縣宇治山田市大字宮後町二十一番屋敷平民代書業羽代國松
外二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四二號
同上 三重縣南牟婁郡木本町百九十四番屋敷平民農兼代書業長尾莊兵
衛外二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四三號
同上 三重縣阿山郡上野町大字丸ノ内三十五番地士族代書業蘭川洞外
三名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四四號
同上 三重縣飯南郡宮前村大字宮前七百八十四番地平民代書業小森周助外
代藏外十名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四五號
同上 三重縣飯南郡川俣村大字富永八十六番地平民代書業小森周助外
二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四五號
同上 三重縣河藝郡白子町大字江島百十一番屋敷平民代書業小森周助外
偏門外六名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四八號
同上 三重縣一志郡久居町大字本町三百十四番屋敷士族代書業田岡兵
太郎外二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六四九號
同上 三重縣安濃郡村主村大字川西十九番屋敷平民代書業中山源之進
外二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五〇號
同上 三重縣一志郡松ヶ崎村大字三渡十一番屋敷平民代書業日野義亮
直吉外二名星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五一號
同上 三重縣一志郡八知村八十二番屋敷平民代書業藤岡圓之助星出
(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五二號
同上 三重縣度會郡鵜倉村大字慥柄浦五百九十九番地平民代書業小林
好次郎星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五三號
同上 三重縣南牟婁郡鵜殿村三百六十番地ノ一平民代書業木村好次郎
星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五四號
同上 三重縣志摩郡鵜方村百八十四番屋敷ノ二平民代書業大矢劔居星
出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五六號
同上 三重縣南牟婁郡五ヶ所村大字五ヶ所浦百二十三番屋敷平民代書業
柳原近之助星出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五六號
同上 三重縣南牟婁郡西山村大字長尾千八十一番地平民代書業西馬松
外二名星出(紹介議員平山午介君)

- 同 第六五七號
同上 三重縣北牟婁郡尾鷲町大字中井浦二百三十四番地平民代書業櫻井彌十郎外一名呈出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五八號
同上 三重縣度會郡田丸町大字田丸町八十二番地ノ二平民代書業山田小八呈出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六五九號
同上 三重縣多氣郡荻原村大字茂原二百五十番地平民代書業野呂峰二郎外一名呈出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六六〇號
同上 三重縣阿山郡西柘植村大字下柘植五百八十二番地平民代書業松島金五郎外一名呈出(紹介議員平山午介君)
- 同 第六六一號
同上 山形縣飽海郡酒田町下臺町百四番地平民代書業太田忠三郎外四名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六二號
同上 山形縣西田川郡鶴岡町馬場町番外地内二號士族代書業木村正外十一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六三號
同上 山形縣米澤市大字泉町千九百四十七番地平民代書業加藤金太郎外五名提出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六四號
同上 和歌山縣西牟婁郡田邊町大字南新町八十七番地平民代書業猪野岩四郎外四名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六五號
同上 和歌山郡東牟婁郡新宮町千二百四十七番地第一士族代書業中原傳一郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六六號
同上 愛媛縣喜多郡新谷村大字新谷甲千七百二十八番地第一士族代書業平端善太郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六七號
同上 愛媛縣松山市大字一番町六番地第二平民代書業須賀榮一郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六八號
同上 鹿兒島縣鹿兒島市平之町八十八番地平民代書業三宅八十七郎外十二名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六六九號
同上 鹿兒島縣鹿兒島市平之町八十八番地平民代書業櫻井久五百九十三番地平民代書業興與
- 同 第六七一號
同上 鹿兒島縣薩摩郡東水引村宮内十五、十八番戶士族代書業二ノ方壹外三名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六七二號
同上 鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名八千二百八十五番地二號士族代書業松元盛尙外三名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六七三號
同上 長崎縣南松浦郡福江村福江鄉三百二十九番地平民代書業出口郡二外四名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六七四號
同上 長崎縣佐世保市福田町四十番地士族代書業奈良正英外四名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六七五號
同上 長崎縣下縣郡嚴原町大字日吉八十九番戸士族代書業永留敬一外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六七六號
同上 岡山縣吉田郡津山町大字田町十六番地平民代書業井口眞一郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六七七號
同上 岡山縣岡山市大字弓之町百二十六番地平民代書業森辰太外一外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六七八號
同上 岡山縣岡山市大字弓之町百二十六番地平民代書業石賀峰吉薰一郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六八一號
同上 京都府加佐郡餘内村字圓滿寺百二十四番地平民農兼代書業石賀峰吉薰一郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- 同 第六八二號
同上 大阪府泉州郡岸和田町別所町十三番屋敷平民代書業小林清揚外四名呈出(紹介議員板東勘五郎君)
- (紹介議員板東勘五郎君)

同上 第六八三號
同上 愛媛縣北宇和郡宇和島町大字北町百五番戸士族代書業兵頭保太郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 福岡縣久留米市小頭町百九十三番地士族代書業空閑盛太外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 福岡縣山門郡城内村大字城南町十八番地士族代書業鶴田修外二名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 福岡縣企救郡西谷村大字長行千九十八番地ノ一士族代書業丹生第六八六號

同上 大分縣日田郡日田町大字豆田三百九十三番地平民代書業柘原直三外四名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 大分縣大分市大字羽屋二百三十四番地平民代書業清水福雄外六名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 大分縣直入郡竹田町七百二十八番地士族代書業淵野澄藏外五名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 同上

同上 熊本縣天草郡本渡町大字宮丸三千四百四十四番地士族代書業小西六郎外二名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 熊本縣熊本市京町二丁目二十六番地士族代書業多堀吉太郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 山口縣下關市大字田中町第三十六番屋敷平民代書業今田新吉外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 熊本縣熊本市京町二丁目二十六番地士族代書業多堀吉太郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 熊本縣佐賀市大字松原町百十九番地士族代書業芦原次平外二名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 富山縣富山市船頭町二十四番地平民代書業藤井兼次郎呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 兵庫縣城崎郡豐岡町内豐田町一番地平民代書業藤井兼次郎呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 高知縣安藝郡土居村土居二千百七番地平民代書業松田松馬外二名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 高知縣高知市九反田十番地平民代書業山本永之助外五名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 高知縣幡多郡中村町大字中村百五十二番屋敷士族代書業岩瀬義成外四名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 島根縣美濃郡高津村大字高津一千五十番地平民代書業松本巻太郎呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 島根縣周吉郡西鄉町大字西町百二十七番地士族代書業鳥越勝治呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 島根縣邇摩郡大森町ハ六十三番地平民代書業寺脇岩太郎呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 島根縣東伯郡倉吉町大字東町十七番屋敷士族代書業山内勉二外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 岐阜縣岐阜市西川端町四千四百九番地ノ一ノ一平民代書業廣瀬元吉外三名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

同上 滋賀縣大津市中堀町十二番屋敷平民代書業中江猪三郎外一名呈出(紹介議員板東勘五郎君)

規定セラレテヨリ一十年爾來増毛町民ハ當路ニ陳情シテ其ノ速成ヲ懇望セリ民意漸ク徹底シ政府ハ昨年實測ニ著手セシモ内閣ノ交迭ニ依リテ中止セラルニ至リ町民ノ失望措クトコロヲ知ラサリシモ幸ニ現政府モ其ノ必要ヲ認メ大正六年以降八年度迄ノ間ニ建設スルノ案ヲ立て第三十五議會ニ提出セシモ解散ノ爲原案成立ニ至ラス町民ノ遺憾喩ノモナシ昨春實測ニ著手セラルニヤ町民等ハ新機運ニ應スル諸種ノ計畫ヲ爲セシモ一朝中止ノ命ニ依リ莫大ノ損失ヲ蒙リシモノアリ又増毛沿岸ノ鮮魚ハ年年各地ニ輸出セラレトモ増毛留萌驛間ノ交通不便ノ爲運賃販路ノ上ハ不利渺カラス故ニ該鐵道ノ建設一日ヲ緩ウセハ町勢ノ發展ト生產ノ興隆ヲ阻碍スルコト甚シク國家ノ不利容易ナラサルモノアリ依テ地方ノ實情ヲ明察シ大正五年度ヨリ起工シ速ニ本鐵道ヲ完成シ一ハ町民宿皆ノ志ヲ達シ一ハ北海拓殖ノ實ヲ舉ケラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五回ノ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四十八號
請願文書表第二五一號

天鹽線速成ニ關スル請願 北海道天鹽國天鹽郡天鹽村五十番地平民商業松岡隆三外二十四名呈出(紹介議員佐藤榮右衛門君外五名)

右請願ノ要旨ハ北海道天鹽線鐵道ハ既ニ明治二十年度以降十二箇年繼續事業トシテ決定セラレタルモ大正元年度ニ於テ僅ニ旭川音威子府間八十一哩ノ開通ヲ見タルノミ是ヨリ先北海道廳ハ本線ノ敷設ヲ以テ移民ノ招徠ニ努メ此等移民ハ本線工程ノ進捗ヲ期待セシニ既定線路網ハ變更セラレ未タ線路ノ實測ヲモ見ス第三十五議會ニ本線敷設案提出セラレシモ議會解散ノ爲確定ニ至ラス而シテ移民等ハ前途ニ望ラ断チ離散シ去ラムトス故ニ北海道拓殖上又鐵道政策上一日モ早ク本線ヲ敷設アリシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五回ノ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四十九號
請願文書表第八九一號

米價調節並農業倉庫設置ノ請願 三重縣農會長馬淵銳太郎呈出(紹介議員重盛信近君外七名)

特別報告第四十八號
願文書表第二五一號

天鹽線速成ニ關スル請願　北海道天鹽國天鹽郡天鹽村五十番地平民商業松岡隆三外三十四名呈出(紹介讀賣佐藤榮石篇門君外五名)
右請願ノ要旨ハ北海道天鹽線鐵道ハ既ニ明治三十年度以降十二箇年繼續事業トシテ決定セラレタルモ大正元年度ニ於テ僅ニ旭川音威子府間八十一哩ノ開通ヲ見タルノミ是ヨリ先北海道廳ハ本線ノ敷設ヲ以テ移民ノ招徠ニ努メ此等移民ハ本線工程ノ進捗ヲ期待セニ既定線路網ハ變更セラレ未タ線路ノ實測ヲモ見ス第三十五議會ニ本線敷設案提出セラレシモ議會解散ノ爲確定ニ至ラス而シテ移民等ハ前途ニ望ラ断チ離散シ去ラムトス故ニ北海道拓殖上又鐵道政策上一日モ早ク本線ヲ敷設アリタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五条ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四十九號
請願文書表第八九一號

米價調節並農業倉庫設置ノ請願
議員重盛信近君外七名
三重縣農會長馬淵銳太郎呈出（紹介）

特別報告第五十二號

特別報告第五十二號
請願文書表第九九一號
田畠地價修正ノ請願　山形縣東田川郡廣瀬村大字猪俣新田字田屋前八
十一番地平民農渡邊米治外十六名呈出(紹介議員伊東知也君)
同 第九九二號
同上 山形縣東田川郡廣瀬村大字上野新田字上台八番地平民農小林治
郎右衛門外三十七名呈出(紹介議員伊東知也君)
右請願ノ要旨ハ山形縣東田川郡廣瀬村大字猪俣新田ハ(一)土地ノ高低氣候ノ
不順(二)土質ノ瘠薄施肥ノ困難(三)耕耘栽培上ノ勞費ノ增大(四)交通運搬ノ
不便(五)用水及治水ニ依ル灌漑ノ不利等ノ理由ヨリシテ收穫減少シ常ニ地主等
ノ困難スル所ナルヲ以テ適當ニ地價ヲ修正アリシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五十三號
請願文書表第五八六號

在外邦人ノ戸籍ニ關スル請願 東京府東京市神田區小川町四十一番地 芳川館平民農笠原文左衛門呈出(紹介議員大橋松二郎君)
右請願ノ要旨ハ布哇ニ在留スル日本人ノ大部分ハ出稼移民ニシテ此等ノ者ノ常能性
トシテ結婚離婚共ニ容易ニ之ヲ行ヒ其ノ手續ノ如キハ在留官憲ニノミ之ヲ委シ本國
官憲ニ對シテハ措テ顧ミス星霜ヲ經ルニ從ヒ本國ノ戸籍ニ登録セサル夫婦間ニ生スル
ル子女日ニ月ニ其ノ數ヲ加ヘ其ノ子女亦年ヲ逐ウテ成長妻帶シ子女ヲ設クルニ至ル
斯クシテ全ク日本人ノ戸籍ヲ有セサル不思議ノ家庭ヲ生スルニ至レリ偶歸朝シテ子
女ヲ設ケタル際ノ如キハ其ノ子女ノ入籍ニ關シ焦慮スル者ナキニ非スト雖子女ノ適
法入籍ニ先チ夫婦ノ結婚ヲ違法ナラシメサルヘカラス之ヲ違法ナラシムルニハ妻ノ先
夫トノ離婚ヲ違法ナラシメサルヘカラス然ルニ其ノ先夫タルヤ幾多星霜經過後ノコト
トテ或ハ死亡シ或ハ踪跡不明時ニ發見ベルコトアルモ故ナク署名捺印ヲ拒ム等ノ故
障アリテ依然手續未了ノ已ムナキニ至ル者比比皆然リ以上ノ事實ハ帝國領事館ニ
於テモ諒知スル所ナルモ違法ニ處置スヘキ途ナキニ苦ミ居ル次第ナリ依テ上記入籍ニ
關スル相當ノ方法ヲ設ケラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五十四號
請願文書表第二四號

柔道接骨術公認ノ請願 東京府東京市小石川區大塚坂下町百十八番地士族講道館柔道指南役山下義韶外十四名呈出（紹介議員高木正年君）

同上 第一三八號

右請願ノ要旨ハ從來柔道家ノ慣行ト爲シタル打撲骨打等ニ對スル應急手當ハ近頃ニ至リ其ノ筋ニ於テハ醫師法違反ナリトシテ檢舉告發ヲ敢行スルニ至レリ然ニ柔道接骨術ハ一千有餘年ノ經験ト研究ニ依リテ發達シ來リタルモノニシテ醫術トハ全ク其ノ技術ヲ異ニスル一定ノ機械的療法ナルカ故ニ人體ニ何等ノ危害ヲ及スコトナキハ世人ノ認知スル所ナレハ此ノ際柔道接骨術ヲ左ノ資格ニヨリテ公認セラレタシト謂フニ在リ

一 現ニ柔道師範ニシテ柔道免許ヲ有シ現ニ五箇年以上柔道接骨業ニ從事スル者ニ限り柔道接骨免許狀ヲ附與スルコト

二 柔道接骨術ノ免許狀ヲ新ニ受ケムトスル者ハ柔道免許若ハ講道館ノ二段以上ノ資格ヲ有スル者ニ限リ一定ノ試験制度ヲ以テ柔道接骨免許狀ヲ附與スル者ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五十五號
請願文書表第一一〇七號

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

コト

右請願ノ要旨ハ「皇祖天照大神ノ御代トシテ 大神鎮座ノ洪基ヲ定メ給ヘル倭姫命奉祀ニ關スル請願」 三重縣宇治山田市長福地由廉呈出（紹介議員倭姫命奉祀ニ關スル請願）

倭姫命奉祀ニ關スル請願

右請願ノ要旨ハ「神宮ヲ創建セラレムコトヲ請フト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五十六號
請願文書表第五五七號

北海道會議員選舉權附ニ關スル請願 北海道札幌區北海道水產組合聯合會組合長堀内秀太郎外二名呈出（紹介議員佐藤榮右衛門君外一名）

右請願ノ要旨ハ「北海道漁業者ハ同地產業上及租稅負擔上重要ノ地位ヲ占ムル者ナレハ水產稅三圓以上ヲ納ムル者ハ土地所有者ト同シク北海道會議員選舉權ヲ附與セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五十七號
請願文書表第三七號

樺太漁業免許ニ關スル請願 千葉縣長生郡一ノ宮町海岸通リ 中尾幸方士族無職業栖原角兵衛呈出（紹介議員小林勝民君外一名）

右請願ノ要旨ハ「請願人ノ一家ハ祖先以來身命ト莫大ノ資金ヲ擲テ樺太ニ漁業ヲ開キ日本ノ漁業ニ貢獻シ來リタルニ明治八年樺太ノ版圖變更ニ際シ祖先以來既得權ハ何等ノ報償モナク廢棄セラレタリ之カ爲ニ請願人ハ多大ノ損害ヲ蒙リ百萬圓ノ負債ヲ生スルニ至レリ之カ回復策トシテ祖先以來ノ經歷ヲ陳情シ數回當局官廳ニ請願シタルモ請願ノ目的ヲ達スルニ至ラス依テ請願人ニ樺太沿岸ノ漁業ヲ免許セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五十八號
請願文書表第一一七號

渡良瀬川水源地整理ニ關スル請願 栃木縣足利郡足利町大字足利千四十六番地平民農齋藤與左衛門外二千二百七十名呈出（紹介議員横尾輝吉君外四名）

右請願ノ要旨ハ「渡良瀬川ハ近年水源地荒廢ノ爲川床著シク高上シ洪水氾濫ノ區域益擴大シ沿岸地方ノ慘害年一年ニ劇甚ナルニ至ル改修工事ハ其ノ緒ニ著キシト雖翻テ其ノ水源地即チ足尾銅山附近ノ山澤ハ亂伐ト煙毒トニ依リ禿裸ニ歸シ鑽業所ノ煙毒防遏ノ設備モ足尾國有林復舊ノ經營モ殆ト實效ナク爲三歲歲土砂ヲ排出シ渡良瀬川河身ヲ埋没シ且足尾鐵道工事ノ爲沿岸ノ土砂ヲ河身ニ投入スルヨリ該川改修工事ノ效果ヲ減却セシコト妙カラヌ故ニ爾今渡良瀬利根兩河ノ水源地ハ國有タルト民有タルト問ハス凡テ保安林ニ編入シ森林經營ヲ獎勵スルト同時ニ煙毒ヲ確實ニ絶滅セシメ且水源傾斜地ノ掘鑿竝水源山澤ノ巨巖大石ノ採取ヲ嚴禁シ最永久的ナル土砂押止ノ方法ヲ講シ以テ治水ノ根本タル水源地ノ整理ヲ急施セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五十九號
請願文書表第一一七五號

渡良瀬川改修工事年度割線上ノ請願 栃木縣足利郡足利町大字足利千四十六番地平民農齋藤與左衛門外二千二百七十名呈出（紹介議員横尾輝吉君外四名）

同上 第五七一號

同上 栃木縣鹽谷郡片岡村大字岡五十五番地平民農田代周次郎外四名
呈出(紹介議員高田耘平君外六名)

右請願ノ要旨ハ渡良瀬川ハ足利郡ノ中央ヲ貫流スルヲ以テ沿岸ノ地ハ殆ト比年水害ヲ被リ其ノ損害莫大ナリ現ニ客年ノ如キハ三回ノ大洪水ニ遇ヒ堤塘ヲ破壊シ耕地ハ泥海ト化シ流失家屋數十棟溺死者數十人ヲ出シ實ニ未曾有ノ悲慘ヲ極メタリ是レ一ハ水源地ノ荒廢ニ因ルヘント雖一ハ河身ノ埋沒甚シク從テ水量高マリタルニ因ルモノニシテ沿岸民ノ夙夜憂慮ニ堪ヘサルトコロナリ依テ該川改修工事ハ大正八年度ニ至リ完了スル計畫ナルモ既定年度割ヲ大正六年ニ變更シニ簡年ヲ繰上ケ以テ沿岸人民ヲ救濟セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十號

鬼怒川ヲ第一期改修河川ニ編入ノ請願 栃木縣鹽谷郡片岡村大字岡五十五番地平民農田代周次郎外四名呈出(紹介議員高田耘平君外六名)

右請願ノ要旨ハ栃木縣ハ其ノ地勢上ヨリ水害ノ慘禍頻年絶ニヨリトナク殊ニ客年ノ慘状ハ全國其ノ比ヲ見ス損害高三百餘万圓縣ノ復舊工事費四百餘万圓ニ上リ縣財政ノ窮乏ハ殆ト其ノ極ニ達シ產業振ハス縣債亦五百七十餘万圓ニ達セリ就中洪水氾濫ノ最甚シキハ渡良瀬鬼怒二川ニシテ渡良瀬ハ第一期河川トシテ既ニ工事中ナレトモ鬼怒川ハ然ラシテ尙縣費負擔ノ下ニアリ而シテ最近十年間治水費並客年ノ復舊工事費ハ巨額ニ上ルト雖絶エヌ土砂ヲ流下シ下流利根川浚渫工事ノ效果ヲ疑ハシムル觀ナキニ非ス而シテ政府ハ曩ニ臨時治水調査會ヲ設ケ全國六十五回選テ國ノ直轄河川ニ編入セラレタレトモ不幸鬼怒川ノ之ニ漏レタルハ縣民ノ遺憾トスル所ナリ同川水害ノ程度ハ他ノ直轄河川ニ讓譲ラサルモノナルヲ以テ同川ヲ直轄河川ニ編入シ第一期川トシテ改修工事ヲ施行セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十一號

請願文書表第三五八號
鮮魚賣買ニ關スル特別法制定ノ請願 東京府東京市日本橋區一丁目一番
地平民魚商日本橋魚市場組合頭取白澤武平外七名呈出(紹介議員機貝浩君)

右請願ノ要旨ハ古來鮮魚界ニ於ケル金融機關ハ魚問屋ニシテ漁業者又ハ荷主魚問屋及小賣業者ノ間ニ亘互ニ信用ヲ以テ賣買取引行ハレタリ然ル近時勢ノ變遷ニ從ヒ不德漢增加シ特別取引法ナキニ乘シ古來ノ貿易習慣ヲ破リ取引ヲ攬亂スルニ至レリ魚市場取締規則組合又規約問屋申合等アレトモ此等ノ不德漢ニ向テ制裁ヲ加フルコト困難ニシテ漁業者及荷主消費者等ハ不利ヲ蒙ムルコト甚シ畢竟鮮

魚ノ如キ特別商品ノ取引ニ對シ普通商法ヲ以テ律セラルニ依ル故ニ速ニ相當ナル特別法ヲ制定シ關係者塗炭ノ苦ヲ救濟アリタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十二號

請願文書表第五六二號

產業組合法修正ノ請願 廣島縣豐田郡田萬里村小谷村組合長井上天次外二十七名呈出(紹介議員望月圭介君)
右請願ノ要旨ハ產業組合ハ國民經濟ノ發達上最適切有效ノ機關ニシテ其ノ數今ヤ既ニ一万千餘ノ多ニ達セリ而モ尙之カ機能ヲ發揮セシムルニハ町村ノ便利ヲ計り地方ノ事情ニ適合セシムル爲公共團體ノ金錢ヲ預リ得セシメ以テ兩者ノ金融ヲ圓滑ナラシムルハ時宜ニ適シタルモノナリトス依テ產業組合法第一條ニ信用組合ハ其ノ公共團體ヨリ預金ヲ爲ストキハ之ヲ預ルコトヲ得「トノ一項ヲ設ケラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇ヘスキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十三號

請願文書表第五三九號

帝國在郷軍人會國庫補助ノ請願 東京府東京市下谷區下車坂町四番地平民薪炭商新居興作外千三百五十名呈出(紹介議員關直彦君外五名)
右請願ノ要旨ハ在郷軍人會ハ先帝陛下ノ軍人ニ賜ハリタル勅諭ノ精神ヲ奉體シテ組織セラルモノニシテ同會ノ健全ナル發達ハ國防ノ充實ヲ意味シ其ノ創立日尙淺キニ拘ラス幾多ノ分會ト會員トヲ有スルニ至レリ而シテ其ノ經費ハ稀ニ町村費中ヨリ若干ノ補助ヲ受クル分會アルモ多クハ僅少ノ財產收入及寄附ヲ外ニシテハ全部在郷軍人ノ醸出スル所ニシテ維持ニ因難スル分會アルニ至テハ遺憾ニ堪ヘナルモノトスノ如キハ兵役義務ノ上ニ更ニ物質上ノ負擔ヲ加重スルモノニシテ在郷軍人ヲ遇スル所以ノ途ニアサルヘシ依テ別紙理由書ヲ斟酌シ同會ニ對シ國庫ヨリ相當ノ補助アリタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十四號

請願文書表第一〇〇號

擊沈船奈古浦丸被害者救恤ノ請願 富山縣射水郡新湊町大字放生津町七百三番地平民海運業者南島間作右後見人野崎長良呈出(紹介議員上埜安太郎君外一名)
右請願ノ要旨ハ請願人ノ所有汽船奈古浦丸ハ日露戰役ノ弊頭ニ於テ敵艦ノ爲ニ擊沈セラレタリ當時同船ハ既ニ其ノ筋ヨリ御用船ノ内命ヲ受ケ其ノ準備航行中ナリ

シヲ以テ其ノ損害ヲ生スルニ至リタル動機ヨリ見レハ國家ノ犠牲トナリタルモノト謂フ
ヘク殊ニ其ノ損害タルヤ實ニ多大ニシテ汽船所有者ノ因厄寔ニ忍ヒ得サルモノアリ依
テ之カ救恤ニ關スル相當ノ決議アラムコトヲ求ムト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十六號

請願文書表第五二七號

見前村ニ三等郵便局設置ノ請願

巣手縣紫波郡德田村字西德田第二地

右請願ノ要旨ハ巣手縣紫波郡見前村ハ盛岡郵便局ノ管轄ニシテ其ノ距離遠ク不
便甚シヲ以テ大正三年遞信大臣ニ請願スル所アリシモ設置ノ遅ニ至ラス是レ大ニ
人民ノ遺憾トスル所ナリ故ニ地方振興上仙北町驛開通ト共ニ見前村ニ三等郵便
局ヲ急設アリタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十七號

請願文書表第五三八號

三田村才戸ニ無集配郵便局設置ノ請願

神奈川縣愛甲郡下川入村九百

三番地平民農佐野市右衛門外三十四名呈出(紹介議員杉山四五郎君)
右請願ノ要旨ハ神奈川縣愛甲郡三田村字才戸ヲ圍繞三田村、棚澤村、下川入
村及依知村ハ僻陬ノ地ニ於テ稀ニ見ル人家稠密ノ地ニシテ且輓近養蠶製絲、蠶種
製造業等大ニ發達シ通信交通頻繁トナリタルモ所轄厚木郵便局ヲ距ルコト一里以
上ニ達シ通信ハ勿論爲替ノ取組及振替貯金等ニ大ニ不便不利ニシテ取引ノ敏活
ヲ缺クヲ以テ前記三田村字才戸ニ無集配郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十八號

請願文書表第五五八號

無集配厚南郵便局ヲ集配郵便局ニ變更ノ請願

山口縣厚狭郡厚南村第一

九百三十八番屋敷平民公吏繩田壽外七名呈出(紹介議員三隅哲雄君)
右請願ノ要旨ハ山口縣厚狭郡厚南村ハ面積一万里半人口六千七百三十四郡
内有數ノ大農村ナルノミナラス官私ノ鐵道四通シテ交通ノ利便縣下第一ニ位シ通
信事項亦近時繁劇ヲ極ム依テ現在ノ無集配郵便局ヲ集配郵便局ニ變更セラタ
シト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第六十九號

請願文書表第五六三號

中村ニ無集配郵便局設置ノ請願

千葉縣君津郡中村長佐藤幸太郎外十

一名呈出(紹介議員鈴木久次郎君)

特別報告第七十號

請願文書表第五九〇號

東根町大字神町ニ無集配郵便局設置ノ請願

山形縣北村山郡東根町大字神町ニ無集配郵便局設置セラレタ

右請願ノ要旨ハ山形縣北村山郡南部及西村山郡北部ノ貨物集散地
ト爲リ他ヨリ移住スル者多クシテ諸般ノ事業逐日發展セリ然ルニ該地ニ郵便局ノ設
置ナクシテ不便不利甚シ依テ前記東根町大字神町ニ無集配郵便局ヲ設置セラレタ
シト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第七十一號

請願文書表第五九一號

宇治川水電第二工事反對ノ請願

京都府紀伊郡上鳥羽村字上鳥羽二百

五十番戸田中祐四郎外千六百四十一名呈出(紹介議員川崎安之助君)

外一名)

右請願ノ要旨ハ宇治川水力電氣株式會社ハ豫て第二期工事ノ計畫トシテ會テ淀川
電力株式會社ヲ特許ヲ得タル京都府管内宇治川筋於テ其ノ流量中ノ二千箇ヲ割
キ之ヲ隧道口ニ誘入引用スルノ權利ヲ買收シ今回其ノ權利ヲ變更シテ同川筋ノ下流
即チ京都府管内久世郡宇治町ニアル宇治橋上流約一里ノ地點ニ於テ堰堤ヲ築キ
急勾配ナル瀬田宇治ノ溪間ニ於ケル激流ヲ防塞停止シ更ニ一大湖ヲ作り其ノ充分
ノ落差ヲ利用スルノ計畫ニ更メムト而シテ其ノ堰堤式ナルモノハ往年淀川電力株式
會社ノ計畫ニ係ル所ナルモ危險ノ虞アリトシテ其ノ筋ヨリ許可ヲ得ス隧道式ヲ變更
シテ纔ニ其ノ許可ヲ得タルモノノ宇治水力電氣株式會社カ如上ノ消息ヲ知り襲ニ
ハ利害關係上之ヲ批難セシモ今日ハ利益ノ打算上(工費約二百萬圓ノ節約)自カ
ラ其ノ計畫ヲ敢テシキ爲ニ下流沿岸町村許多ノ人命財産トニ危険ヲ與ヘ此ノ許可
ヲ得ムトスルハ前後矛盾ニシテ暴狀モ亦甚シ其ノ堰堤及停蓄水量ハ實ニ巨大ニシテ一
朝氾濫ノ厄ニ遭ハ下流流域及ホス慘害名狀スカラス而シテ吾人ハ猥ニ他人ノ權
利ヲ支障シ文明的作業ニ反對スル者ニ非サル兢兢トシテ堵ニ安セサルモノアルカ故ニ
將來ニ於ケル危害ノ襲來ヲ免レシムル爲ニ救濟ノ計畫ヲ立テラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第七十二號

請願文書表第九八九號
志々村ニ電信局設置ノ請願 島根縣飯石郡志々村長安部恆市呈出（紹介議員高橋久次郎君）

右請願ノ要旨ハ島根縣飯石郡志々村ニ地勢上並産業ノ發展及旅客貨物ノ交通運輸上現在ノ不便ヲ救濟スル爲速ニ電信局ノ開設アリタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第七十三號

請願文書表第九九七號
鮎河村ニ無集配郵便局設置ノ請願 滋賀縣田賀郡鮎河村上猪吉呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願ノ要旨ハ滋賀縣甲賀郡鮎河村ハ植樹事業盛ナルモ 交通及通信甚々不便ナリ依テ該村ニ無集配郵便局ノ設置アリタシト謂フニ在リ 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第七十四號

請願文書表第一〇〇一號
本山町ニ電話公設ノ請願 员富田幸次郎君（紹介議員高知縣長岡郡本山町長大石泰象呈出）

右請願ノ要旨ハ高知縣ノ地勢ハ中央山脈ニ依リテ南北ニ分ダレ長岡土佐二郡ノ北部ハ吉野川ノ流ニ沿ウテ一大區割ラナシ本山町ハ其ノ中央ニ位シ幾多ノ官公署銀行等有リテ商業殷盛ニ交通頻繁ナリ然ルニ高知市ヲ距ルコト遠ク交通機關備ハラサルヲ以テ不便甚シク爲ニ住民ノ蒙ル損失亦渺カラス故ニ此等ノ不利不便ヲ除クカ爲高知縣高知市ヨリ同縣長岡郡本山村ニ達スル公設電話架設アリタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第八十五號

請願文書表第九〇〇號
元松江地方裁判所濱田支部復活ノ請願 島根縣那賀郡濱田町大字淺井四十四番地平民公吏河上英外二十五名呈出（紹介議員三浦倫吉君）

右請願ノ要旨ハ島根縣下元松江地方裁判所濱田支部ハ大正二年四月廢止セラレ松江地方裁判所ノ管轄ニ移サレタリ元濱田支部ノ管轄地ト松江地方裁判所間ノ距離遠キハ七八十里中央タル濱田町ヨリスルモ尙三十七里ヲ隔テ且交通機關完備セサル爲關係町村民ノ不便不利甚シキモノアリ依テ元松江地方裁判所濱田支部ヲ復活セラレタシト謂フニ在リ 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第五五五號

請願文書表第五五六號
野付牛村ニ登記所設置ノ請願 北海道常呂郡野付牛村大字野付牛村市街地南十三號平民商鈴木浩氣外四十名呈出（紹介議員小池仁郎君）

右請願ノ要旨ハ北海道北見國常呂郡野付牛村大字野付牛、置戸及武華ノ二村ハ北見國ノ中樞ニ在リテ其ノ廣袤百二十餘方里恰内地ノ一縣下ニ等シキ龐大ナル面積ヲ有シ往年鐵道開通以來長足ノ進歩ヲ爲シ現時ノ包擁戸數六千以上人口三萬以上ニ達シ尙益倍加發展ノ趨勢ニ在ルヲ以テ登記件數ノ夥多ナルハ自然ノ結果ナリ然ルニ現時ニ於テハ近キモ十一里遠キハ三十餘里ノ距離ヲ有スル網走區裁判所ニ到ラサルヘカラシテ其ノ不便不利甚シク延テ地方經濟上ノ打撃亦渺カラサルモノアリ依テ前記野付牛村ニ登記所ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第九十七號

請願文書表第五五六號
手莊村ニ登記所設置ノ請願 岡山縣川上郡手莊村村長赤松佳衛外三名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願ノ要旨ハ岡山縣川上郡手莊村、大賀村、日里村、高山村ノ四箇村ハ高梁區裁判所成羽出張所ノ管轄ニ屬シ其ノ間ノ距離遠隔ニシテ交通亦最不便ヲ極メ關係村民ノ困難甚シ依テ大正四年度ニ於テ前記地方ヲ一區域トシテ管轄スル登記所ヲ其ノ中央ナル手莊村大字地頭ニ設置セラレタシト謂フニ在リ 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第九十八號

請願文書表第九八七號
常葉町ニ區裁判所出張所設置ノ請願 福島縣田村郡常葉町長白岩七郎外四名呈出（紹介議員鈴木寅彦君）

右請願ノ要旨ハ福島縣田村郡常葉町外四箇村ハ從來郡山區裁判所三春出張所ノ管轄ニ屬シタルモ其ノ距離遠隔ニシテ不便甚シキヲ以テ前記町村ノ中心地タル常葉町ニ區裁判所出張所ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第九十九號

請願文書表第一〇〇四號
石部町ニ登記所設置ノ請願 滋賀縣甲賀郡石部町長林甚吉外二名呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願ノ要旨ハ滋賀縣甲賀郡石部町及其ノ近隣各村ノ住民カ登記上ノ利便ヲ享有スルカ爲大津區裁判所石部出張所ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百號

請願文書表第五八三號

長濱區裁判所廢止ノ請願 滋賀縣大津市鍛冶屋町第十三番屋敷士族辯護士石野正弘外十名呈出(紹介議員卯月長夫君)

右請願ノ要旨ハ大正二年裁判所管轄變更ノ際滋賀縣高島郡ハ大津區裁判所管轄ヨリ長濱區裁判所管轄ニ移レリ然ルニ長濱ト高島郡トハ大湖ヲ隔テ交通不便ニシテ郡民ノ權利伸張爲ニ阻礙セラルニ至ル而シテ管轄ノ復舊ハ同一管内ノ他郡民ニモ何等ノ不便ナク且經費ヲ節減スルモノナレハ至急長濱區裁判所ヲ廢止セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二百一號

請願文書表第五五九號

中央東線鐵道電車併用區間延長ニ關スル請願 東京府北多摩郡小金井村小金井千三百四十六番地平民農大久保善左衛門外百四十一名呈出

(紹介議員秋本喜七君外一名)

右請願ノ要旨ハ近時東京市郊外殊ニ西北方面ハ地形ノ關係上居住ニ適シ其ノ發展囁目スヘキモノアリ此ノ趨勢ニ鑑ミテ鐵道院中央東線ハ萬世橋驛ヨリ中野驛迄電車ヲ併用シタル爲市民ノ該方面ニ轉住スル者水ノ低ニ就クカ如キ勢ナリ然ルニ其ノ以北國分寺ニ至ル間ノ地ハ居住ニ適スルコト前者ニ譲ラサレトモ交通ノ便少キカ

爲尙荒村ニ止マルハ東京市民ノ遺憾トスル所ナリ故ニ市民ノ健康維持上子女ノ教育上最適當ナル轉住ノ地ヲ得セシメ且住民ニ利便ヲ與ヘ土地ヲ開拓スルカ爲中央

東線電車併用區間ヲ國分寺驛迄延長セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三百三號

請願文書表第五六九號

福井縣遠敷郡小濱町長山田正隆外十七名
(紹介議員山口嘉七君)

右請願ノ要旨ハ敦鶴鐵道ハ官設計畫中ニ編入セラレ本年度ヨリ工事ニ着手シタルモ數年後ニ非サレハ開通ヲ見ス更ニ繰延等ニ立致ラハ(一)若州地方ハ偏倚ノ地ニシテ水陸共ニ交通不便從テ時世ノ進歩ニ後レ(二)交通ノ不便ハ產業ノ改良經濟ノ發展ヲ阻礙シ(三)鐵道ノ敷設ヲ期待シテ諸種ノ計畫ヲ爲シタル者開通ノ遅乎タルニ於テハ事業ノ中止ヲ爲スノ不利アリ(四)交通不便ノ爲社會ノ進歩ニ伴フコト能ハス延テ教育上ニモ大ナル阻礙ヲ來シ(五)行政整理ニ依リ小濱區裁判所ヲ廢シテ敦賀ニ移轉セラレタル爲其ノ里程遠クシテ地方人民ノ休戚ニ關スルコト淺カラス依テ敦鶴鐵道敷設ヲ速成セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百四號

請願文書表第五八二號

大湊鐵道速成ノ請願 青森縣下北郡田名部町大字田名部字小川町三十

三番地平民農西山廣外二百二十四名呈出(紹介議員加藤宇兵衛君外四名)

右請願ノ要旨ハ青森縣大湊鐵道ハ野邊地停車場附近ヨリ大湊ニ至ルモノニシテ畜ニ地方ノ開發ノミナラス國防上更ニ重大ナル必要ヲ感スル所ナルヲ以テ速ニ敷設セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第一百五號

請願文書表第八九三號

川之江西條間ノ鐵道工事速成ノ請願 愛媛縣新居郡大町村第百五十八

番地平民農岡本榮吉外五名呈出(紹介議員武内作平君外一名)

右請願ノ要旨ハ四國鐵道中多度津、川之江鐵道ハ本年十月ヲ以テ全線路ノ開通ヲ見ムトスニ至リシト雖川之江、西條間ノ鐵道線路ハ本年度ニ於テ豫算二十餘万圓ヲ計上シ僅ニ設計ノ一部ヲ立テ大正九年度迄ノ繼續事業トシテ計畫セムトスルノ内議アリト聞ク然ルニ此ノ線路ハ四國線中最重要ナルヲ以テ本期特別議會ニ豫算ヲ提出シ川之江西條間ノ鐵道ヲ速成セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第一百六號

請願文書表第八九八號

中國四國鐵道連絡船寄航ノ請願 香川縣香川郡直島村六番戸 平民農惠

美善孝外四十八名呈出(紹介議員小西和君)

右請願ノ要旨ハ香川縣香川郡直島村ハ瀬戸内海ニ碁布スル史上著名ナル群島ニシテ香川縣下高松市ヲ距ル西北八津岡山縣兒島郡宇野港ヲ距ル東南二哩ノ所ニ在リテ外部トノ交通甚ダ不便ナルヲ以テ山陽鐵道宇野線ヨリ四國鐵道高松港ニ連絡スル定期航行ノ汽船ヲシテ前記直島村ニ寄航セシメ出入ノ旅客及住民ノ便利ヲ

圖ラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第一百七號

請願文書表第九五七號

廣江鐵道速成ノ請願 廣島縣邑智郡川本村長河村雅美外三十名呈出

(紹介議員横山金太郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ安藝國廣島市ヲ發シ石見國江津ニ到ル鐵道ハ其ノ沿道地方諸種ノ產業盛ニシテ之カ敷設ノ曉ハ更ニ此ノ天與ノ富源ハ益開拓セラレ國利民福ノ増進期シテ待ツヘキモノアリ依テ本線路ヲ第一期ニ繰上ケ急速工事ニ着手セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百八號

請願文書表第九五八號
山陰線速成ノ請願 島根縣那珂郡濱田町長河上英外四十一名呈出(紹介議員三浦倫吉君)

右請願ノ要旨ハ山陰縱貫線中石見西部ニ於ケル鐵道工事ハ殆ド中止ノ姿ニテ進捗セス是レ地方民ノ痛心措ク能ハサル所ナリ依テ山陰鐵道ヲ速成セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百九號

請願文書表第九八三號
益田下ノ關間鐵道敷設ノ請願 山口縣阿武郡萩町長内田一心外六名呈出(紹介議員山根正次君)

右請願ノ要旨ハ島根縣益田ヨリ山口縣下ノ關ニ達スル北海岸地方ハ人口多ク物資ニ富ミ鐵道工事亦困難ナラズ故ニ其ノ必要ヲ認メラレ第一期豫定線中ニ加ヘラタリト雖其ノ竣工ニ至ラレタシト謂フニ在リ
ノ敷設ヲ益田萩間ニ止メ世界交通ノ咽喉タル下ノ關ニ通セサルニ於テハ大ナル不備ト謂ハサルヘカラス故ニ益田萩間鐵道ヲ速成シ更ニ萩下ノ關間ノ線路ヲ第一期豫定線ニ加ヘラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百十號

請願文書表第一〇〇六號
阿武隈川ヲ河川法第一期川ニ編入ノ請願 宮城縣名取郡岩沼町長高橋養吉外七名呈出(紹介議員村松龜一郎君外四名)

右請願ノ要旨ハ阿武隈川ハ屢氾濫シ沿岸ノ被害甚シ故ニ流域住民ノ悲境ヲ救ハムカ爲該河川ヲ河川法第一期川ニ編入セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百十一號
請願文書表第一〇一一號
加古川河川改修ノ請願 兵庫縣加古郡加古川町長伊藤萬治郎外十六名呈出(紹介議員石橋爲之助君外二名)

右請願ノ要旨ハ兵庫縣下加古川ハ其ノ幅員宜シキヲ得ス屈曲亦甚シク且山林溢伐ノ餘弊ヲ受ケ微雨ニモ決済氾濫ノ害ヲ被ルコトナ屢ナルヲ以テ明治四十四年九月河川法施行ト共ニ第一期川ニ編入セラレタルハ關係町村民ノ喜悅措ク能ハサル所ナリシモ尙一朝大洪水ニ遭遇セハ慘禍實ニ甚シキモノアルヲ以テ速ニ改修ニ著手セラレタリト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百十二號

請願文書表第一〇一二號
農業倉庫法制定ノ請願 香川縣丸龜市平民商藤田政男呈出(紹介議員増田穰三君外四名)

右請願ノ要旨ハ農產物ノ價格ヲ調節シ貯藏販賣ノ方法ヲ改善シ需要供給ノ圓滑ヲ圖リ且農業者ノ金融ヲ圖ル爲速ニ農業倉庫法ヲ制定シ農業倉庫ノ設置經營監督保護等ニ關スル事項ヲ規定セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百十四號

請願文書表第一〇〇九號
川地村上川立ニ郵便局設置ノ請願 廣島縣雙三郡川地村大字上川立三十六番屋敷平民農村井憲一外十五名呈出(紹介議員有田溫三君)

右請願ノ要旨ハ廣島縣雙三郡川地村ハ同郡ノ南部ニ位シ上川立、下川立、上志和地、下志和地ノ四箇大字ヨリ成り戸數六百四十人口四千東西二里三町南北一里十二町ニ瓦レリ近來整備鐵道敷設工事起工シ前記川地村内ニ二箇ノ停車場設置セラレ運輸交通頻繁ナルニ拘ラス之ニ隣接セル郵便局ハ孰レモ一里餘ノ遠距離ニシテ不便不利故少ナラサルモノアリ依テ前記川地村大字上川立ニ郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百十五號

請願文書表第一〇一二號
電信受付事務取扱無集配三等郵便局設置ノ請願 東京府東京市牛込區西五軒町四十三番地士族銀行員内川久雄外四十九名呈出(紹介議員原脩次郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ東京府東京市牛込區東五軒町及西五軒町ノ隣接スル郵便局ハ孰レモ不便ノ地點ニ在リ殊ニ電信ニ至テハ遠ク牛込郵便局又ハ小石川郵便局若ハ小石川水道町郵便局等ニ賴信セサルヘカラスシテ其ノ不便一層甚シ依テ前記東五軒町又ハ西五軒町ニ其ノ隣接地タル新小川町、水道町及築地町ヲ管轄スル電信受付事務取扱無集配三等郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第百十六號

請願文書表第一〇二三號
室生村山柏郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 奈良縣宇陀郡松山町平民農山逸彦七外十五名呈出(紹介議員中山梅治郎君)

右請願ノ要旨ハ奈良縣宇陀郡室生村ハ山間僻険ノ地ニシテ四隣ニ山嶽重疊シ且

衆議院議員根本正君提出露英兩國禁酒令ニ關スル質問ニ對スル別紙答辯書差進候

大正四年六月九日

衆議院議長島田三郎殿

内閣總理大臣伯爵大隈重信

(別紙) 衆議院議員根本正君提出露英兩國禁酒令ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一露國ニ於ケル禁酒制ノ實施ハ大ニ注意スヘキ事項ト認ムルモ我邦ニ於テ今之ヲ

實施スルノ意思ヲ有セス

二調査ノ結果ニシテ特ニ報告スヘキモノナシ

右及答辯候也

大正四年六月

内務大臣子爵大浦兼武

大藏大臣若槻禮次郎

陸軍大臣岡市之助

海軍大臣八代六郎

衆議院議員小橋漢三衛君提出教育ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

大正四年六月九日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議長島田三郎殿

(別紙) 衆議院議員小橋漢三衛君提出教育ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一政府ハ各學校ニ於テ學生生徒心身ノ發達ヲ顧ミ當該學校ノ目的及程度ニ應シ
テ教育效果ヲ完カラシメンコトヲ期ス

二前項ノ方針ニ基キ各學校ノ學科目ニ就キアハ政府ハ常ニ其ノ研究改善ヲ怠ラ

ス

三苟モ政治ノ要路ニ當ル者ハ官吏タルト否トヲ問ハス其ノ一舉一動ハ延イテ教育上

ニ影響ヲ及ホスコトヲカラサルモノアリト思惟ス

右及答辯候也

大正四年六月八日

文部大臣法學博士一木喜徳郎

衆議院議員奥村七郎君提出負擔輕減ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

大正四年六月九日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議長島田三郎殿

(別紙)

衆議院議員奥村七郎君提出負擔輕減ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一國民ノ負擔ヲ輕減スルノ必要ナルハ言ヲ俟タス然レトモ之カ實行ハ一二財政ノ狀

能ニ鑑ミサルヘカラサルカ故ニ大正五年度ヨリ其實行ニ著手シ得ルヤ否ヤ明言スル
一行政及財政ハ數次ノ整理ヲ經此ノ上整理ノ餘地多カラサルヲ以テ之ニ依リ減稅
ノ財源ヲ得ルコト容易ナラスト認ム
右及答辯候也

大正四年六月八日

大藏大臣若槻禮次郎

内閣總理大臣伯爵大隈重信

(別紙) 衆議院議員河崎助太郎君外二名提出減稅實行ニ關スル
質問ニ對スル答辯書
衆議院議員河崎助太郎君外二名提出減稅實行ニ關スル
質問ニ對スル答辯書

衆議院議員柏原文太郎君提出新義眞言宗豐山派管長解除並宗規ニ關スル

質問ニ對シ別紙答辯書差進候

大正四年六月九日

大藏大臣若槻禮次郎

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議員柏原文太郎君提出新義眞言宗豐山派管長解除並宗規ニ關スル

質問ニ對シ別紙答辯書差進候

内閣總理大臣伯爵大隈重信

衆議院議長島田三郎殿

(別紙) 衆議院議員柏原文太郎君提出新義眞言宗豐山派管長解除並宗規ニ關スル

質問ニ對スル答辯書

一大正四年二月二十七日豐山派管長岩堀智道ニ對シ宗會大會議員選舉ノ中

止ヲ命シタルハ其手續ニ於テ明ニ大會議員選舉規則ニ違背セルニ依リタルモノニ
シテ監督上當然ノ處分タリ

二宗規ノ運用ヲ誤レルコト明ナル場合ニ於テ政府ハ狀況ニ應シ必要ナル監督上ノ措

置ヲ執リ曾テ其取扱ヲ異ニシタルコトナシ

三宗派管長カ政府ノ命令ニ服從セザル場合ニ於テ管長ノ認可ヲ除解シ且ソ宗派ノ
自治ニ委シテ後任管長ヲ選舉セシムルコトヲ得サル場合ニ於テ管長事務取扱ヲ命
スルハ何レモ宗派監督上已ムヲ得サルノ措置ナリ

四第三項後段ノ通ナルヲ以テ政府ハ相當ノ期間管長事務取扱ヲシテ管長ノ職務ヲ執ラシムルノ必要アルモト認ム尤モ宗派ノ情勢平隱ニ歸シタルトキハ速カニ事務取扱ヲ解キ後任管長ノ選舉ヲ行ハシムヘシ

五僧階昇補ノ際宗規ノ定ムル所ニ依リ一定ノ禮儀ヲ徵スルハ政府ノ認ムル所ナルモ僧階賣買ノ事實ハ未タ之ヲ認メス

右及答辯候也

大正四年六月九日

文部大臣法學博士一木喜徳郎

○議長(島田三郎君) 諸君、第三十六回議會ノ會期ハ本日ヲ以テ終了トナリマシタ、本會期ハ解散後ノ所謂特別議會ニテ、會期モ僅ニ二十一日ニ過ギヌニ拘ラズ、本會議ヲ開キタルコト十四回、委員會ヲ開キタルコト百二十九回、議案及請願ノ提出セラレタルモノ千百十六件、頗ル多忙多端ニ議會ニアリマシタ、就中豫算案ノ如キ追加トハ云ヒナガラ、殆ド本豫算案ト擇ム所ナク、又事後承諾案、決算及重要ナル動議ヲ完ク議了致シマシタ、此短期間ニ於テ斯ノ如キ好成績ヲ收メ得タルハ、畢竟諸君御勵精ノ結果デアリマス、茲ニ諸君連日ノ御勞勤ヲ謝スルト同時ニ、益々憲政ノ爲メ努力セラレムコトヲ望ミマス(拍手起ル)尙終リニ茲ミ本職が幸ニ其職責ヲ盡スラ得タルハ、諸君ノ御援助ニ依ルコト、深ク感謝致シマス(「ノウノウ」と呼フ者アリ)例ニ依リマシテ本期議會ニ於ケル議事ノ成績ヲ書記官長ヨリ御報告致シマス(拍手起ル)

(議長タクト呼フ者アリ)

(林田書記官長朗讀)

本會期ニ提出セラレタル議案ノ總數及其結果

一 政府提出議案 四十五件

豫算追加案

承諾ヲ求ムル議案

法律案

一本院提出議案

法律案

内

上奏案

建議案 内

可決シタルモノ

未決ノモノ

決議案及重要動議

可決シタルモノ

三件

十七件

二十二件 (可決)

五件

九件

十六件

八件 (總テ可決)
十二件 (總テ承諾ヲ與ヘ)
二十五件 (總テ可決)

四十六件

○議長(島田三郎君) 唯今内閣總理大臣ヨリ通牒ガ參リマシタ、書記官長ヲシテ報告セシメマス (拍手起ル)

大正四年六月九日
(林田書記官長朗讀)

内閣總理大臣伯爵大隈重信

本月十日貴族院ニ於テ帝國議會閉會式執行被仰出候

(拍手起リ「萬歳々々」ノ聲起ル)

午後七時五十五分散會

衆議院議事速記録第十四號正誤

二七六 頁 上 段 行 誤 正
一万五千 四万五千

否決シタルモノ 四件
以上ヲ合計スレバ
内 本院ニ提出セラレタル議案ノ總數 九十一件

可決シタルモノ 十二件
未決ノモノ 二件
十四件

承諾ヲ與ヘタルモノ

否決シタルモノ 五十九件
議決ヲ要セサルモノ

可決シタルモノ 二件
未決ノモノ 二件
十四件

此ノ外

決算 四件 (總テ委員會ノ報告ヲ是認シ)
内 一請願ノ受理シタルモノ 一件 (貴族院ノ修正ニ同意スルニ決シ)

回付案 一千二百七十七件

一請願ノ受理シタルモノ 二件

参考シタルモノ 九百四十九件
内 二請願ノ受理シタルモノ 七十件

採擇シタルモノ 六件

議決ヲ要セサルモノ 二件

質問總數 二件

内 口頭ヲ以テ答辯アリタルモノ 三件

書面ヲ以テ答辯アリタルモノ 二十四件

答辯ナキモノ 一件

内 (拍手起ル)

内閣總理大臣伯爵大隈重信

内閣總理大臣

内閣總理大臣